第 2 部

第一審裁判所における訴訟手続

第 1 章

請求

1.　請求の定義

請求とは、他人によって自身の権利及び利益を侵害され不利益を被った者の行為であり、請願の一部である。請願解決法では次のように定められている。「請願は次の 3 種類に分別される。政府組織に提出される請願は要請と呼ぶ。捜査機関、検察機関又は裁判所に提出される請願は請求と呼ぶ。そして国会に提出される請願書は公平性の請求[1]と呼ぶ」

請求とは、裁判所が審理し判決を下すよう、請求書を作成し裁判所に提出することによって訴訟を起こす行為のことである。また言い換えれば、民事事件、商事事件、家庭事件、少年事件及び労働事件[2]に関する紛争を解決するための、裁判所に対する申立をいう。上記の紛争解決のための審理については、本章の 8.3 で説明される裁判官合議体の権利にて定められる。

訴状とは、個人又は組織が自己の権利及び利益が他人に侵害又は抗議されることにより、被害を受けたと訴え、裁判所に提起する書類のことである。したがって、訴状には訴訟当事者の略式情報、原告が裁判所に審理を請求する事実及び要点をまとめて記載しなければならない。

2.　請求の重要性及び裁判所への訴えの権利

2.1.　請求の重要性

訴訟手続において、請求はその訴訟手続の過程における大変重要なものである。訴訟当事者にとっても重要なものであり、且つ裁判所にとっては訴訟手続の基礎となるものである。

訴訟当事者にとって、請求とは不利益を被った者の権利及び利益を守るための行為である。したがって、請求は、裁判所の審理に便宜が提供でき、明確に要

---

[1] 請願解決法 2005 年 第 2 条

[2] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 3 条

点を定め、正当な判決を下せるように事実及び紛争を詳細且つ明確にまとめられなければならない。

人民裁判所にとって、請求は訴訟手続を開始させるものとなる。つまり、不利益を被った者の請求がなければ、裁判所は紛争を審理し判決を下すことができないのである。あるいは請求がなければ、裁判所の事件審理は訴訟手続の過程に沿って行うことができないのである。

2.2.　裁判所への訴えの権利

ラオス国民は、性別、社会的地位、教育水準、信仰、民族によって差別されず、全て法律の下に平等[3]である。同時に公共並びに個人の権利及び利益に関する事項について、関係国家機関に告訴、請願及び意見開陳を行う権利を有する。国民の告訴、誓願及び意見開陳は、法律の定める[4]ところにより審議され、解決されなければならない。

個人又は組織は、紛争解決のために、又は他人[5]に侵害若しくは抗議された自己の権利及び利益を保護するために、法律に基づき裁判所に訴えることができる。

このほか、個人又は組織は、他人の権利及び利益を保護するために裁判所に訴える権利も有する。

・人民検察院又は国の関連組織は、個人又は他の組織によって抗議された又は侵害された国又は社会の利益を保護するために提訴する権利を有する。

・賃借人、管理人、借主など、自己の所有していない資産を占有する者も、所有者と同様に資産の返還請求権、妨害排除請求権及びその他個人又は組織からの侵害又は抗議を起因に被害をもたらす恐れがある資産について、所有者がそれを知らない又は自身で訴えることができない場合において、かかる資産を保護するために訴える権利を有する。

・人民検察院、青年同盟、女性同盟又は家族は、法律に基づき女性及び少年の権利及び利益を保護するために、当該の者が自身[6]で訴訟を提起することができる

---

[3] 憲法 2003 年、第 35 条

[4] 同上　第 41 条

[5] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 163 条

[6] 同上　第 164 条

状況でないと判断する場合、訴訟を提起する権利を有する。

3.　訴状の構成要素

これまで述べてきたように、訴状が不利益を被った者の権利及び利益を保護するための出発点となることから、訴えは大変重要なものである。逆にもし不利益を被った者の訴状がなければ、裁判所は紛争又は事件を審理し判決を下すことができないのである。あるいは訴状の構成要素が不十分である、事実又は争点の認定が不正確、不明白、不明確であることは、裁判所での訴訟手続に困難をもたらすか又は訴えの目的が達せられず、発生した紛争に対する裁判所の審理判断が事実にとって不当なものとなるか、法律の定めに対し公平性を欠くものとなる原因となる。

したがって、訴状作成は内容を完全なものとし、明確な訴えの目的又は確実な要求を有し、法律の定めに従い詳細明瞭でなければならない。このほか、関連する事件に関わる必要な書類も訴状に添付されなければならない。訴状に添付する書類の詳細については本章の 3.3 で説明される。

3.1.　訴状の内容

訴状作成においては、裁判所が定めた様式に従い、以下の基本的内容が含まれていなければならない。

・訴状の提出先の裁判所の名称

・原告及び被告の氏名及び住所。原告又は被告が法人である場合は法人の住所、及びその代表者の氏名及び住所も記載する。

・訴えの原因となる事実、及び裁判所が判決の根拠とする可能性のある証拠

・訴額

・原告の要求

・訴状に添付する、事件に関係するその他の文書

訴状には、原告又は原告の代理人が署名又は拇印を押捺して証票を貼付し、事

件に応じて裁判費用法[7]に定められている予納金を支払わなければならない。

請求者又は原告に代理人がいる場合、裁判所での訴訟手続においては、訴訟当事者より代理人となる人物に対する正当な委任がなされなければならず、かかる委任は書面により行う必要があり、委任者が所属する組織又は企業、公証登録所又は村の行政当局及びその他からの証明が必要である。

委任が発生する場合、法人による委任は、かかる組織又は企業の代表者により行われなければならない。

3.2. 請求目的

訴状は各事実及び請求者又は原告が他人によって権利及び利益を侵害されたために不利益を被った問題をまとめたものである。そのため、作成される訴状には裁判所による審理判断のために請求の目的が示されなければならない。

請求目的は不利益を与えた又は他人の権利及び利益を侵害した者に、又はある組織に自らが与えた損害を補償させる、又は自身が侵害した権利を回復させるために裁判所に対して問題の審理解決を図る、不利益を被った個人又は組織の要求又は要請である。同時に裁判所が係争事項でないことの確認の申立も含まれる。

請求目的は、民事、商事、家庭、少年、労働の紛争に関わる様々な要点を構成する。各裁判官室の権限に規定されている。

例：X は、当人の土地が Y の建てた塀に越境されているとして土地の所有権返還のために提訴した。Y の塀に越境された土地の所有権の返還が請求の目的である場合。

反対に裁判所に対して提出した請求が明確な目的を示すことができない場合、裁判所は請求の目的に合致しない審理を行うこととなる。

3.3. 訴状の添付文書

裁判所への訴状提出時には、請求者は訴状の内容で主張する問題に関する文書又は証拠を用意し、事件簿に保管するため訴状に添付して提出しなければならない。

---

[7] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 166 条

例

・債務返済紛争の場合、貸借契約書又は貸借に関わる覚書が添付されなければならない。

・土地の所有権に関する紛争の場合、土地登記書又は係争中の土地に関わる書類が添付されなければならない。その他の紛争に関しても同様である。

言及する書類又は証拠をまだ提出できない場合、裁判所は訴状を受理するとともに、訴状の提出者に後で提出するよう指示しなければならない。

4.　訴状の提出

訴訟を提起する者は、裁判所が定める様式に基づき訴状を作成し、法律の定めに従い訴状の内容を完全なものとし、同時に自身の紛争と関連する書類を添付した後、管轄権を有する裁判所に上記訴状を提出する。

訴状の裁判所への提出は次に挙げる 3 つの方法によって行われる。自身による提出、代理人による提出及び共同提出。詳細は以下のとおりである。

4.1.　自身による訴状提出

自身とは、自身の権利及び利益が他人の侵害及び抗議によって不利益を被ったと主張する者である。したがって、自身による訴状提出は次の者によって行われる。訴訟当事者及び第三者である。

自身による訴状提出とは、請求者自身が裁判所に直接訴状を提出することである。ただし、重要なことは法律に定められた「訴訟の当事者になるためには 18 歳以上であり、且つ精神障害者でない者でなければならない」[8]という条件に思いをめぐらすことである。

4.2.　代理人による訴状提出

自身による裁判所への訴状提出以外に、代理人によって裁判所へ訴状を提出することも可能である。代理人には次の 2 種類がある。法廷代理人及び任意代理人である。

---

[8] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 71 条

4.2.1.　法廷代理人による訴状提出

法廷代理人による訴状提出は、不利益を被った者が訴訟当事者となるための条件を有していない又は重要な任務に従事している最中であることから、自身で訴状を提出できないときに行われる。とりわけ夫婦である場合、その共有財産及び債務について、相互の代理人となること及び決定を下すことが可能である。

法廷代理人は、法律に定められる訴訟当事者の権利及び義務と同一の権利及び義務を有する。同時に訴訟当事者の権利及び義務を訴訟当事者の代理人として履行し、自身が保護する対象である訴訟当事者の利益を図るために、その資産について処分する権利を有する。

4.2.2.　任意代理人による訴状提出

任意代理人による訴状提出は、不利益を被った者が重要な任務の遂行中である理由から自身で訴状を提出できないとき又は自身の代わりに代理人を訴訟に参加させる目的があるときに行われる。代理人への委任は書面により行われなければならない。

任意代理人は委任契約に定められる範囲内の権利及び義務を有し、同時に自身に法廷における代理を委任した訴訟当事者の正当な権利及び利益を保護するために、訴訟当事者の秘密を保持し、証拠情報を捜索しなければならない。

他人を代理人として選任するには、民事訴訟法第 93 条及び第 94 条[9]に定められている代理人となる条件を満たしていなければならない。任意代理人となるための規則は詳細且つ明確に定められているためである。

もし、代理人の条件を満たしていない又は代理人となる権利を有していない場合、裁判所はかかる者又は組織からの訴状は受理しない。

4.3.　訴状の共同提出

自身による裁判所への訴状提出及び代理人による提出以外に訴状の共同提出も可能である。

共同、複数人又は公共の権利及び利益が同一の事実、又は同一の原因及び行為がもたらしたものである場合、その被害者各位は裁判所に共同訴訟を提起する

---

[9] 同上　第 93 条及び第 94 条

ことができる。

共同訴訟の提起では、各位の被害をそれぞれの訴状に記載することも、共同の訴状を作成することもできる。共同の訴状を作成する場合、発生した事実に基づき詳細及び正確に各人の被害を個別に記載しなければならない。

複数の請求者がいる場合、書面により（請求者のうちの）いずれかの者に訴訟手続についての代理権を与えることができる。請求者本人による訴訟手続が必要である場合を除き、代理人による訴訟手続は、訴訟当事者各人自身によるものと同一の効果をもたらす。

例：X、Y 及び Z は AA に対して以下の債務返還を提訴した。X は 5,000 万キープ、Y は 6,000 万キープ、及び Z は 1 億キープである。訴訟手続において X 及び Y は Z を彼らの訴訟代理人として委任することが可能である。

自身で訴訟手続を行わなければならないのは、Z を代理人として委任できない場合である。例えば、X が AA の夫であり、X が AA との離婚を請求した際、X は自身で提訴しなければならない。

5.　訴状の受理及び審理

民事訴訟法 2012 年改正版　第 166 条の規定に従い、裁判所の定める様式のとおりに請求者が内容を揃えた訴状が提出され、同時に事件に関連する文章も添付されている場合、裁判所は上記の訴状を受理し、以下に示す段階に沿って審理する。

5.1.　訴状の審査

訴状が裁判所に提出される際、裁判所は訴状を受理する前に当該訴状が詳細且つ正確であるかどうかについて審査しなければならず、そうした後に訴状は受理される。

訴状の審査は裁判所書記官の権利及び任務であり、次の 3 点について集中的に審査を行う。すなわち、裁判所の当該訴訟に対する管轄権の有無の審査、訴状の内容が完全なものであるかどうかという正確性の審査及び当該訴状の事件が調停の過程を経ているかどうかの審査である。

5.1.1.　裁判所の管轄権の有無の審査

A.　土地管轄権の審査

土地管轄の審査においては、関連する裁判所書記官は次の点に注意を払う。

・訴状を受理し、審理判断を行う裁判所は、被告の居住場所に所在していなければならない。裁判所はそのようにして当該事件について管轄権を有するのである。

・訴状を受理し、審理判断を行う裁判所は、事件又は紛争が発生した場所に所在していなければならない。

・訴状を受理し、審理判断を行う裁判所は、訴えの根拠を形成する資産の所在場所になければならない。

裁判所へ訴状が提出されたときに上述の 3 点のいずれかに合致しない場合、当該裁判所はその事件に対する管轄権を有しない。

B.　任務管轄権の審査

・例えば、民事事件、労働事件における訴額、及び夫婦関係に関する紛争における夫婦の共有財産、債務に関する訴額が 3 億キープ以下である訴訟事件、商事事件及び少年事件[10]を除く、金銭による見積もりができない事件の訴状の受理・審理判断については、地区人民裁判所に管轄権がある。訴額 3 億キープを超える事件及び地区人民裁判所[11]の管轄権に属しない事件については、県及び特別市人民裁判所に管轄権がある。

・商事事件及び少年事件については、県・特別市人民裁判所が審理の任務を負い、とりわけ商事事件担当及び少年事件担当の裁判官室が審理を行う。

5.1.2.　訴状の正確性の審査

訴状の正確性の審査とは、訴状の内容が裁判所により定められた様式に正しく沿ったものとなっているか、以下の内容が全て含まれているかを審査することである。

・訴状の提出先の裁判所の名称

・原告及び被告の氏名及び住所。原告又は被告が法人である場合は法人の住所、

---

[10] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 21 条

[11] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 22 条

及びその代表者の氏名及び住所も記載する。

・訴えの原因となる事実、及び裁判所が判決の根拠とする可能性のある証拠

・訴額

・原告の要求

・訴状に添付する、事件に関係するその他の文書[12]

同時に訴状には原告又は原告の代理人による署名又は拇印を押捺しなければならない。

5.1.3.　事件が調停手続を経ているかどうかの確認

裁判所へ訴状が提出される前、又は裁判所が事件を受理し審理を行う前に、当該事件は村の紛争調停委員会又は関連部門による調停手続を経なければならない。例えば、小規模及び訴額が少額の紛争は調停手続を経なければならない。もしまだ調停手続を経ていなければ、裁判所は当事者へ先に調停を行うように助言しなければならない。

訴額が高額となる紛争に関して、訴状当事者は調停を行うか又は直接裁判所に提訴する権利も有する。

裁判所への訴訟の提起に先立ち、調停を行わなければならない事件は以下のとおりである。

1)　動物の所有権、通行権、夫婦関係に関する事件及び訴額を見積もることができない事件

2)　土地の使用権に関する事件、商事事件及び少年事件

3)　労働事件及び行政関係事件

当事者の調停の結果、和解に達することができないか、部分的に和解できたか、又は完全に和解したかについて、その趣旨について記録書を作成し、事件簿に添付しなければならない[13]。

---

[12] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 166 条

[13] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 198 条

5.2.　訴状の不受理又は受理

訴状審査時、裁判所書記官によって当該訴状が法律に準拠していないと判断された場合、裁判所書記官は訴状を提出者又は原告に返還する。同時に彼らに訴状の瑕疵部分の改正を助言する。改正されてから当該訴状を受理する。

5.2.1.　訴えの不受理／訴状の不受理

請求者又は不利益を被った者が裁判所へ提出する訴状を作成したものの、内容が不正確、法律が定める条件を満たしていない場合、裁判所は当該訴状を不受理とする。以下のケースである。

1)　当該訴えがまだ法律に定められる調停手続を経ていない場合

2)　商的紛争で、契約に従い経済紛争仲裁委員会による調停手続を経ていない場合

3)　裁判所が当該訴訟事項について管轄権を有しない場合

4)　行為無能力者又は無効代理人からの訴えの場合

5)　訴えが民事訴訟法第 166 条に従っていない場合

第 4 号及び第 5 号について、訴訟当事者は、裁判所へ提出し受理され審理を受けるために、自己の訴えが適法となるよう改正することができる[14]。

5.2.2.　訴状の受理及び審理

裁判所書記官が訴状の審査を行い、適正なものであると認めた場合、裁判所書記官は当該訴状を受理し、以下に示す段階及び訴訟手続の期間に沿って審理を受けられるように受理番号を記録する。

・民事事件及び家庭事件は 30 日以内に訴訟手続を開始する。

・労働事件及び行政関係の事件は 20 日以内に訴訟手続を開始する。

・商事事件及び少年事件は 15 日以内に訴訟手続を開始する[15]。

---

[14] 同上　第 170 条

[15] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 179 条

訴訟手続の開始とは、裁判所が訴状を受理した後、上述の期間内に裁判所は何らかの手続をしなければならないことである。例えば、民事訴訟手続の段階に沿った訴訟当事者への召喚状の発送、訴えられた側への書面による通知などである。

5.3.　請求に関する被請求者への通知

裁判所書記官が訴状を受理した場合、裁判所書記官は訴えられた者を裁判所へ出頭させるために召喚状を発送し、書面にて請求を通知する。訴えられた者に理由及び事実に基づいて答弁書を書かせるために訴状の複製を渡し、答弁書を裁判所へ提出するように求める。さらに裁判所書記官は、答弁書の裁判所への提出期間を定めなければならない。

5.3.1.　召喚状発行による通知

訴えられた者への裁判所への出頭要請及び請求の通知については、裁判所によって召喚状が発行・送達され、書面によって通知されなければならない。召喚状の通知は主に次の 4 つの方法がとられる。被召喚者への直接の送達及び郵便又は遠隔通信による送達

A.　被召喚者への直接の送達

関係者への召喚状の直接の送達は、裁判所からの召喚状を被召喚者自ら受け取ることを保証できるため、訴訟手続において重要且つ必要な方法の 1 つである。

直接の送達は、裁判所職員によって被召喚者自身に送付される。また村の行政当局にも通知される。

被召喚者へ直接送達できない場合、事件記録簿に記載のとおりの当該被召喚者が住居する村の村長を通して送達することができる。被召喚者が就業者の場合、召喚状は当該被召喚者が所属する組織に送達されることもある。

B.　郵便又は遠隔通信による送達

郵便又は遠隔通信による送達もまた 1 つの方法である。訴訟手続の関係者が遠方に居住し、直接の送達に困難が伴う場合、召喚状は郵便又は遠隔通信を通して送達される。

当該方法による召喚状の送達に関しては、郵便又は遠隔通信の職員が召喚状

に記載された被召喚者に書類を渡した日付を当該の被召喚者による受理日とみなす。

6.　答弁及び反訴

答弁とは、被請求者のある行為が請求者の権利及び利益を侵害していると請求者が主張することに対し、当該請求には根拠がない又は事実に反する又は裁判所による判決を可能にするに足る事実を欠いているとして、被請求者が訴えに対して説明を行うことである。

反訴とは、被請求者又は被告が請求者又は原告に何らかの義務を履行させるために反訴状を裁判所へ提出する行為である。

6.1.　答弁書の定義、必要性及び答弁期間

6.1.1.　答弁書の定義

答弁書とは、原告の請求に対して被告が裁判所に提出する文書をいう。原告の請求に根拠がなく、又は原告による損害賠償請求又は資産返還請求が不当である、又は当該請求が裁判所による判決を可能にするに足る事実を欠くものであると被告が判断する場合、被告は、証人の出席及び証拠の提示をもって正当化できる答弁を行う権利を有する。

6.1.2.　答弁書の必要性

答弁書は、訴えられた個人又は組織及び裁判所の訴訟手続の過程にとって大変重要なものである。被請求者又は被告は、訴訟において答弁書によって権利の履行を表明するためである。同時に答弁書は、事件の事実をより明らかにするための手段でもある。原告の請求に根拠がないか事実に反する場合、被請求者は、証人の出席及び証拠の提示をもって裁判所に対して事実を正当化できる理由を捜索する。

被請求者の答弁書は当該事件をより明らかにするだけでなく、裁判所の訴訟手続を迅速化する。それは、被請求者又は被告が訴訟手続における自身の権利及び義務を行使するためであり、それによって裁判所が法律の順序に従い訴訟手続を進められるためである。

6.1.3.　答弁期間

被請求者又は被告は、訴状を受理してから 15 日以内に裁判所へ答弁書を提出

しなければならない[16]。

被請求者又は被告は、訴状を受理した後、定められ期間内での答弁書提出が間に合わない場合、裁判所への答弁書提出の期間延長を申し立てる権利を有する。裁判所は答弁書提出の期間延長を申し立てる実際の理由に基づき提出期間を検討し、決定する。

このほか、実際の状況に即し訴訟手続を規則どおりに進めるため、被請求者又は被告は、答弁の代わりに、裁判所に出頭する際に証言を聴取するよう裁判所に申し立てることができる。

6.2.　反訴状の定義及び必要性

6.2.1.　反訴状の定義

反訴状とは、原告又は請求者が被告又は被請求者に対する未履行の債務があると被告又は被請求者が判断する場合、被告又は被請求者が自らの利益を保護し、また、当該事項について裁判所が同時に審理することを可能とするために、裁判所に提出する文書をいう。反訴状は答弁書と同時に送るか又は答弁書の送付の後でも構わない。

例：X は Y との事故により発生した損害 1,000 万キープに対する賠償を請求した。当該訴訟手続時に、Y は X が自身に対して 800 万キープの債務があることを思い出した。この場合、Y は X に上述の債務を履行するように求める反訴状を裁判所に提出し裁判所が同時に審理をするように求めることが可能である。

6.2.2.　反訴状の必要性

反訴状は、訴えられた個人又は組織及び裁判所の訴訟手続の過程にとって必要なものでもある。被請求者又は被告は、自身の権利及び利益を保護するために訴訟で闘う権利を反訴状をもって表明するためである。証人の出席及び証拠の提示をもって裁判所に対して事実を正当化できる理由を捜索することにより、とりわけ請求者又は原告に対し、自身に対する義務を履行するように求めるのである。

同時に反訴状は、請求者又は原告に被告自身への義務の履行を求めること以外に裁判所の訴訟手続、審理判断に有用な条件を作り出すのである。反訴は各事

---

[16] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 175 条

件を個別に審理することはなく、請求者又は原告の請求及び被告の反訴を同時に審理判断の対象とする。

6.3.　請求又は反訴の認諾又は取り下げ

訴訟手続において、訴訟当事者はお互いの請求又は反訴を認諾することがある。あるいは合意できる場合、事例によっては訴訟当事者が請求又は反訴を取り下げることもある。

6.3.1.　請求又は反訴の認諾

原告又は被告は請求又は反訴の全部又は一部に対し認諾する権利を有する。請求又は反訴に対する認諾は、裁判所が期日での審理を経ずに判決を下す理由となる。

訴訟手続の際に、原告の請求の一部に対し被告より認諾又は否定がなされる、又は被告の反訴の一部に対し原告より認諾又は否定がなされる場合、裁判所は認諾又は否定がなされていない部分を争点とし、審理する。

原告と被告の間で認諾がなされた事項については、当該認諾行為が国家、社会の利益、及び法律に違反しない場合、裁判所は証拠収集する必要がない。

訴訟当事者が請求又は反訴の全てに対して認諾した場合、裁判所は原告及び被告を召喚し、記録書を作成するために立ち会わせ、執行命令を下す。合意ができない場合においては、法律に基づき審理を行う。

A.　原告の請求に対する被告の認諾

訴訟手続時、被告が原告の請求の全てに対して認諾した場合、裁判所は被告側の情報・証拠の収集、証言の聴取及びその他を行う必要がなくなり、裁判所は原告及び被告を召喚し、記録書を作成するために立ち会わせ、執行命令を下す。

被告が原告の請求の一部を認諾する場合、裁判所は被告側により認諾又は否定がなされていない部分を争点とし、情報・証拠を審理する。

B.　被告の反訴に対する原告の認諾

訴訟手続時、原告が被告の反訴の全てに対して認諾した場合、裁判所は原告側の情報・証拠の収集、証言の聴取及びその他を行う必要がなくなり、裁判所は原告及び被告を召喚し、記録書を作成するために立ち会わせ、執行命令を下す。

原告が被告の反訴の一部を認諾する場合、裁判所は原告側により認諾又は否定がなされていない部分を争点とし、情報・証拠を審理する。

6.3.2.　請求又は反訴の取り下げ

訴訟手続時、原告又は被告は請求又は反訴の全部又は一部に対し取り下げる権利を有する。一部が取り下げられる場合、裁判所は取り下げられない部分についてのみ審理を行う。離婚事件の場合を除き、全てが取り下げられる場合、事件は終了する。

反訴の全部が取り下げられ、且つ当該取り下げが国家又は社会の利益、及び法律に反しない場合、裁判所は反訴の取り下げ命令を下す。請求の全部が取り下げられ、且つ被告からの反訴がない場合、裁判所は事件の却下終結命令を下す。

反訴又は請求の全部又は一部の取り下げは、第一審における口頭弁論が終了する前に行うことができる。

A.　原告の請求取り下げ

訴訟手続時、原告が自身の請求の一部を取り下げる場合、裁判所は取り下げられない部分のみに対して審理を行う。取り下げられた部分については、裁判所は取り下げ命令を下すことで審理を行わず、また原告が取り下げた紛争は再度審理することはない。

原告が請求の全部を取り下げ且つ被告からの反訴がなく、当該取り下げ行為が国家又は社会の利益、及び法律に反しない場合、裁判所は事件の却下命令を下す。

請求の全部又は一部の取り下げは第一審における口頭弁論が終了する前に行うことができる。

B.　被告の反訴取り下げ

訴訟手続時、被告が自身の反訴の一部を取り下げる場合、裁判所は反訴の取り下げ命令を下すことで取り下げられない部分のみに対して審理を行い、また被告が取り下げた争点に関しては再度審理することはない。

被告が自身の反訴の全部を取り下げ且つ当該取り下げ行為が国家又は社会の利益、及び法律に反しない場合、裁判所は被告に対し取り下げ命令を下す。

反訴の全部又は一部の取り下げは第一審における口頭弁論が終了する前に行うことができる。

7.　召喚状

7.1.　召喚状の定義及び重要性

召喚状とは、原告、被告、第三者又はその他の参加者を裁判所に呼び出すために裁判所が発行する文書である。

召喚状は、訴訟当事者又は訴訟手続に関係する人物を裁判所に出頭させるためにあり、訴訟手続制度において重要なものである。裁判所は関係者らを裁判所に出頭させるために召喚状を用いる必要がある。要するに召喚状は裁判所と訴訟当事者、第三者及びその他事件に関係する参加者の間の重要な架け橋となるのである。

訴訟当事者及び第三者について、裁判所は原告又は被告又は第三者又はその他参加者を召喚状にて出頭させ、請求及び答弁を通知し、反訴に対し認諾及び否定をさせ、事件に関連する情報・証拠を収集するのである。これら全ては訴訟手続の担当者に事件の争点を明確にさせ、正確に事件を審理できるようにさせるためである。また、原告、被告及び第三者の権利及び利益を保護することでもある。

訴訟手続の過程について、裁判所は原告又は被告又は第三者又はその他の参加者を召喚状によって裁判所へ出頭させることで、事件に関連する情報・証拠を提供させ、事件の審理判断が訴訟手続の順序に沿い、定められた時間内に行われ、正当性を保たせるのである。

7.2.　召喚状の発行の決定

召喚状の発行は、毎回、関連する事件の検討を担当する裁判官が決定する。裁判所へ出頭させる者、日時の指定及び取り調べの要点の準備を行い、当該人物に対する召喚状の発行を裁判所書記官に指示する。

召喚状の発行は訴訟手続を担当する裁判官の指示に基づき関連する裁判所書記官の任務となる。召喚状は 3 部作成され、1 部は被召喚者に交付し、1 部は事件記録簿に保管し、もう 1 部は裁判所書記官の記録簿に保管する。

7.3.　召喚状の内容

召喚状の発行は、毎回、被召喚者が理解しやすく実施に協力できるように、裁判所書記官によって完璧且つ厳正な内容が記載されなければならない。

召喚状には以下の重要な内容が裁判所書記官により記載されなければならない。

・人民裁判所の名称

・被召喚者の氏名

・被召喚者と事件との関係性、事件における召喚者の立場及び訴訟手続において被召喚者が召喚された目的

・裁判所に出頭する日時及び場所

・裁判所に出頭の際に証拠を持参することなど、被召喚者に対する指示

・被召喚者に対する、裁判所への出頭を怠った場合に起こり得る結果についての警告[17]

7.4.　召喚状の送達

召喚状の送達とは、事件に関係する人物又は被召喚者を取り決めた日時に当人の住所より裁判所へ出頭させるために裁判所の召喚状を送付することである。

被召喚者への召喚状の送達には、当該被召喚者にその送達記録書に署名又は拇印を押捺させなければならない。当該被召喚者が署名又は拇印の押捺を否認した場合、否認の証拠として送達者はその旨を記載しなければならない。さらに召喚状の送達において、裁判所は、裁判所への出頭期日の遅くとも 3 日前までに被召喚者に到達することを保証しなければならない。

裁判所は各事件の実際の状況に従い、それぞれ異なった多様な方法で召喚状の送達及び通知を行うことができる。例として、関係者への直接の送達、郵便又は遠隔通信による送達、公示書の貼り付けによる送達及び通知、マスメディアを通しての送達及び通知など。どの方法を利用するかは被召喚者の事例による。

A.　関係者への直接の送達

---

[17] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 142 条

関係者への召喚状の直接の送達は、裁判所からの召喚状を被召喚者自らが受け取れるため、訴訟手続において重要且つ必要な方法の 1 つである、

召喚状は、直接関係者自身に送達されるか、又は事件簿に記載されたとおり、関係者が住居する村の村長を通して送達されなければならない。被召喚者が就業者の場合、召喚状は当該被召喚者が所属する組織に送達されることもある。直接の送達は裁判所職員によって行われなければならない。

B.　郵便又は遠隔通信による送達

郵便又は遠隔通信による送達は、郵便又は遠隔通信によって裁判所の召喚状を被召喚者へ送付するもう 1 つの方法である。

訴訟手続の関係者が遠方に住居している場合、裁判所は召喚状を郵便又は遠隔通信を通して送達することもある。

郵便又は遠隔通信の職員が召喚状に記載された被召喚者に書類を渡した日付を当該の被召喚者による受理日とみなす。

C.　公示書の貼り付けによる送達及び通知

公示書の貼り付けによる裁判所の送達及び通知は、召喚状送達の形態の 1 つである。とりわけ被召喚者が頻繁に移動するために裁判所の召喚状の送達が困難な場合、又は直接の送達、郵便若しくは遠隔通信での送達が不可能な場合において行われる。

公示書の貼り付けは、その原本を関連の人民裁判所事務所、当該の者が最後に居住した村の行政当局及び住居所に貼り付けなければならない。

公示書の貼り付けは、当該の者が最後に居住した村の行政当局と協力して行い、貼り付けを行った日時及び参加者が記載された記録書を作成し、署名しなければならない。

公示書の貼り付けは、貼り付け日から 30 日間有効なものとする。

D.　マスメディアを通しての送達及び通知

マスメディアを通しての送達及び通知も、4 つの形式の召喚状送達方法の 1 つであり、訴訟当事者、特に被告が訴訟手続から逃亡する又は居住所が不明である場合に利用されるものであり、裁判所はマスメディアを通しての通知に同意す

ることもある。

マスメディアを通しての通知は、ラジオ、テレビ又は新聞に公表された日より30 日間有効なものとする。

7.5.　召喚状発行の効力

裁判所の召喚状発行は、召喚された個人、組織又は会社の代表者に対して法的効力を有する。裁判所の召喚状は効力及び強制力を有する指示書の一種であることから、裁判所が原告又は被告に裁判所へ出頭するよう召喚状を送達したにもかかわらず、当該当事者が召喚状に従わず裁判所への出頭を怠った場合、以下の効力が示される。

7.5.1.　調書の作成以前に発生する効力

調書の作成以前に被告が答弁のために出頭しない場合、次の効力が示される。

・被召喚者が召喚状を 3 回にわたり受理し、且つ他所へ移動することがないにもかかわらず召喚状に従った裁判所への出頭を怠り、当該不履行に関する合理的な理由を有しない場合、裁判所は当人の勾引令状を発行し、裁判所に連行した上で通常の手順に従い手続を進める。

・被召喚者が新しい住所に引越し、行政当局にも通知を行った場合、裁判所は請求者に訴状を返却し且つ当該請求者には被請求者の引越し先住所の裁判所へ訴状を提出し、法律で定められた手順に従い被請求者との訴訟手続を進めるよう助言を行う。

・村の行政当局に通知することなしに転居又は逃亡し、本テキストの第 3 部第 6 章の説明どおり不利益を被った者により文書での申立がなされた場合、裁判所は訴訟手続を進める。

7.5.2.　調書の作成以後に発生する効力

原告、被告が召喚状どおりに裁判所に出頭しない又は調書の作成以降に答弁に出頭しない場合、以下の効力が示される。

A.　原告に対する効力

・原告が請求する事件の却下命令を下す。

・原告は当該事件における訴訟権を喪失する。

B.　被告に対する効力

・被告が召喚状を 3 回にわたり受理し、且つ他所へ移動することがないにもかかわらず、合理的な理由なく召喚状に従わずに裁判所への出頭を怠る場合、情報・証拠が不十分であれば、裁判所は当該被告人の勾引令状を発行する。あるいは情報・証拠が十分であれば、当該被告人の出廷なしに判決を下す。

・被召喚者が規則に則り正しく村の行政当局に通知した上で新しい住所へ転居した場合、裁判所は法律に定められた手順に従い訴訟手続を進めるために、当該訴訟の事件簿を被告の転居先住所の裁判所へ転送する。

・被告が村の行政当局に通知することなく転居又は逃亡した場合、裁判所は規則に基づき当該被告の出廷なしに判決を下し、当該判決は当事者の立会いのもと下されたものとみなされる。

裁判所が欠席裁判により判決を下した後、当該判決は親族、組織又は関連する村長へと通知され、さらにその後に当該判決は資産の場所、村の行政当局、関連組織及び被告が最後に住居した場所に 30 日間掲示されることとなる[18]。

7.6.　訴訟当事者が召喚状に従い裁判所に出頭した場合

訴訟当事者の裁判所への召喚以前に事件を担当する裁判官は、尋問する各種要点又は自身が召喚する者に対して実施する事項について準備しなければならない。

したがって、訴訟当事者又は訴訟当事者の代理人が召喚状に従い裁判所に出頭した場合、上述の事件を担当する裁判官は、検査、証言、説明の聴取、助言を行う又は訴訟当事者の事件における様々な証拠の確認を行わなければならない。

必要な場合（例えば、証言に矛盾がある場合）、法律の定めに従い両当事者立会いのもと尋問することもある。

8.　民事訴訟手続におけるラオス人民民主共和国の人民裁判所の組織制度

8.1.　ラオス人民民主共和国の人民裁判所の組織制度

---

[18] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 357 条

ラオス人民民主共和国の人民裁判所の組織制度は以下の裁判所で構成される。

・最高人民裁判所

・地域人民裁判所

・県人民裁判所、首都人民裁判所及び少年裁判所

・地区人民裁判所

・軍裁判所

8.2.　各審級裁判所の権限

8.2.1.　最高人民裁判所

最高人民裁判所は、ラオス人民民主共和国の最高裁判機関であり、法律の定めに従い事件の審理を行い、組織や運営を統括し、専門的な分野における調査を行い、全国の地方裁判所及び軍事裁判所の活動や業務執行に対して指導を与える役割を有する。

最高人民裁判所は訴訟手続において以下の権利及び義務を有する。

・地域人民裁判所が下した指示、命令及び判決で訴訟当事者より破棄が申し立てられた又は最高人民検察院所長より異議を申し立てられた事件を破棄審として法律問題の審理を行う。

・最高人民検察院長官からの再審提案に基づき、確定した裁判所の指示、命令、決定及び判決を再審として審理する。

・訴訟手続について命令、宣言を下す[19]。

8.2.2.　地域人民裁判所

地域人民裁判所は人民裁判所組織の中の 1 つである。その役割は次のとおりである。県人民裁判所・首都人民裁判所及び少年裁判所が第一審として審理し、判決を下したが、訴訟当事者により控訴を申し立てられた事件を控訴審として審理する。また、県人民裁判所、首都人民裁判所が控訴審としての判決を下したが、訴訟当事者により破棄を申し立てられた又は人民検察院長官による異議申

[19] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 24 条

立が行われた事件を破棄審として審理する。地域人民裁判所は 3 地域（北部地方はルアンパバーン県、中部地方は主都ビエンチャン、南部地方はチャンパサック県）に設置されている。

地域人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び役割を有する。

・県人民裁判所、首都人民裁判所が下した指示、命令及び決定について、訴訟当事者により控訴申立、又は県、首都若しくは地域の人民検察院長官により異議申立がなされたものを控訴審として審理する。

・県人民裁判所、首都人民裁判所が下した指示、命令及び判決について、当事者により破棄申立、又は控訴審級の県、都若しくは地域の人民検察院長官により異議申立がなされたものを破棄審として審理する。

・訴訟手続に関連する指示、命令を審理し、下す。

・控訴審で確定した指示、命令又は判決とともに、事件記録簿を裁判所判決執行官室に転送するよう、県人民裁判所、首都人民裁判所に送付する。

・事件記録簿及び仮執行判決を裁判所判決執行官室又は執行部に送付する前に訴訟当事者に朗読し聞かせるため、破棄審の指示、命令又は判決を地区人民裁判所に送付する。

・最高人民裁判所、地域人民検察院に指示、命令及び判決を審査するよう送付する。また、関連機関に通知して執行するよう送付する[20]。

8.2.3.　県人民裁判所、首都人民裁判所

県人民裁判所、首都人民裁判所は人民裁判所組織の中の 1 つであり、その役割は次のとおりである。地区人民裁判所の権限範囲外の訴訟事件を第一審として審理する。また、地区人民裁判所が審理し、判決を下した訴訟事件を控訴審として審理する。

県人民裁判所、首都人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び役割を有する

・訴額 3 億キープを超える訴訟事件及び地区人民裁判所の権限範囲外の訴訟事

[20] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 23 条

件を第一審として審理し、判決を行う。

・訴訟手続に関連する指示、命令を下す。

・訴訟当事者を教育し、紛争を調停する。

・地区人民裁判所が下した指示、命令及び事件の判決について、訴訟当事者により控訴を申し立てられた又は地区若しくは県、首都の人民検察院長官により異議申立がなされたものを控訴審として審理し、判決する。

・裁判長委員会の同意の下で、特別に重要又は困難であると判断した訴訟事件を地区人民裁判所より引き取り、第一審として審理し、判決する。

・確定した指示、命令、決定及び判決とともに、事件記録及び仮執行判決を裁判所判決執行官室又は執行部に送付する。

・上級の人民裁判所、県、首都人民検察院に指示、命令、決定及び判決を審査するよう送付する。また、関連機関に通知して執行するよう送付する。

・外国の裁判所又は仲裁委員会の決定又は判決を了承するかについて判断する。

・法律に定められるその他の事件[21]

8.2.4.　地区人民裁判所

地区人民裁判所は人民裁判所組織の中の 1 つであり、自己の権限範囲内の訴訟事件を、第一審として審理判断する役割を持つ。

地区人民裁判所の設置に関しては、その地理的状況、経済・社会の発展状況、又は事件発生状況により、多数の郡や市を集約して 1 つの地区として設置する。

地区人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び役割を有する。

・主に事件当事者間を調停し、教育する。

・次に挙げる訴訟事件を第一審として審理する。民事事件、訴額を有する労働事件及び夫婦の共有財産、3 億キープ以下の債務に関する事件。

---

[21] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 22 条

・商事事件及び少年事件を除いた訴額を定められない事件

・法律に定められるその他の事件

・第一審として指示、命令又は決定を下す。

・事件が特別に重要又は困難であると判断した際に、当該裁判所長の同意を得た後、自身の権限範囲内にある事件記録簿を県人民裁判所、首都人民裁判所に転送し、第一審としての審理を託す。

・確定した指示、命令及び決定を事件記録簿及び仮執行の判決書とともに裁判所判決執行部へ送付する。

・上級の人民裁判所、地区人民検察院に指示、命令及び決定を審査するよう送付する。また、関連機関に通知して執行するよう送付する[22]。

8.2.5.　軍裁判所

軍裁判所はラオス人民民主共和国の人民裁判所組織の中の 1 つであり、軍事活動地域内又は軍隊の基地内で発生した不法行為に関する刑事訴訟事件を審理する役割を持っている。

民事事件、商事事件、労働事件、家庭事件及び少年事件について、軍裁判所は審理判断を行う権限を有していない。

軍裁判所は、上級軍裁判所及び地域軍裁判所で構成される。上級軍裁判所は主都ビエンチャンに 1 カ所のみ設けられ、地域軍裁判所は 3 地域（北部地域、中部地域、南部地域）に設けられている。

軍裁判所の活動は、最高人民裁判所所長と国防大臣の協議後、同所長の提案に基づいて国民議会常任委員会が承認した特定法令内で定められた。

8.3.　各裁判官合議体の権限

8.3.1.　民事裁判官室の権限

A.　請求の審理における民事事件担当裁判官室の権限

[22] 同上　第 21 条

民事事件担当裁判官室は以下の事件の審理権限を有する。

1)　所有権及び遺産に関する紛争

2)　法律に定められる商事的紛争を除く、民事関係に関する紛争

3)　損害賠償請求に関する紛争

4)　行政関係に関する紛争[23]

行政関係に関する事件については、犯罪行為が当該事件に含まれない場合、民事事件担当裁判官室が以下のとおりに審理する。

・選挙委員会が解決することのできない、選挙権者名簿上の誤りに関する事件

・罰金の賦課、所得税の不正徴収その他の争点に関連した行政官の行為に関する事件

・資産の不正押収に関する事件

・その他行政上の誤りに関する事件[24]

B.　申立の審理における民事事件担当裁判官室の権限

民事事件担当裁判官室は以下の申立に関する権限を有する。

1)　財産又は遺産の管理人を選任するよう求める裁判所への申立て

2)　土地登記簿の紛失を認知するよう求める裁判所への申立て

3)　無主物、遺失物の拾得、貴重品又は古物の発見など、資産の押収の申立て

4)　民事事件に関する外国の裁判所又は仲裁委員会の裁定を承認するよう求める裁判所への申立て

5)　民事事件に関するその他の申立て[25]

---

[23] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 31 条

[24] 同上　第 32 条

[25] 同上　第 33 条

8.3.2.　労働事件担当裁判官室の権限

労務管理組織又は労務仲裁委員会により解決することができないことを前提として、裁判所の審理の対象となる労働に関する事件は以下のとおりである。

1)　労働契約に関する紛争

2)　労働契約の不正解雇による解雇手当に関する紛争

3)　労働災害又は労働疾病に起因する損害賠償請求に関する紛争

4)　被雇用者の給与又は賃金に関する紛争

5)　賃金に関するその他紛争[26]

労働紛争の解決において、とりわけ労働規則又は労働者同士の利益に関する紛争は、労働法、労働組合法、労働組織の内規及び労働規則に正確に従い審理され解決されなければならない。ただし、上述の紛争の解決においては、両当事者又はその代理人の参加の上で解決されなければならない。

両当事者が紛争の全部又は一部について合意できた場合、その旨の記録書を両当事者及びその証人が立会いのもと作成し、記録書に署名した上で、署名された日から 5 日以内にかかる記録書を自己の階級の組織にその執行のために提出しなければならない。

当事者のどちらかが上述の記録書に従わない場合、当該当事者は労働法の定めに従い、解決のために労働管理機関に申し立てる権利を有する。

労働管理機関が 15 日以内に上述の紛争を解決できない、又は一部しか解決できず、紛争当事者がそれに不服である場合、当該当事者は人民裁判所にその審理、判決を下すよう提訴する権利を有する。

8.3.3.　商事事件担当裁判官室の権限

A.　請求の審理における商事事件担当裁判官室の権限

商事事件担当裁判官室は以下の事項に関する事件の審理権限を有する。

---

[26] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 34 条

1)　株主間契約

2)　事業契約、商業契約又は債務返還契約書、換金証券、小切手などの商的書類

3)　商務上の貸借契約（例：合法許可を受けている銀行及び金融機関からの個人貸借）

4)　企業の倒産及び清算

5)　商品の輸出又は輸入及び保険

6)　著作権、商標、特許権など、知的財産権の違反、又は知的財産法の定めに基づかず公平でない競争を発生させる行為に関する紛争や訴訟[27]

B.　申立の審理における商事事件担当裁判官室の権限

商事事件担当裁判官室は以下の事項に関する審理権限を有する。

1)　経済紛争仲裁委員会の決定又は裁定の確認又は執行を求める申立

2)　外国の裁判所又は仲裁委員会の決定又は判決、経済紛争仲裁に関する法律の定めによる民間・特別経済紛争仲裁機関の決定の確認又は執行を求める申立

3)　差押え・押収命令の発行、又は経済紛争仲裁センター・事務所、経済紛争仲裁に関する法律及び知的財産法の定めによる民間・特別経済紛争仲裁機関資産の、その他の措置の執行を求める申立

4)　解散又は破産された法人への措置の執行を求める申立

5)　知的財産権の保護を求める申立

6)　商事事件に関するその他の申立

知的財産権の保護に関しては、別途規定に定められる[28]。

8.3.4.　家庭事件担当裁判官室の権限

---

[27] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 37 条

[28] 同上 第 38 条

A.　請求における家庭事件担当裁判官室の権限

家庭事件担当裁判官室は以下の事件に関する審理の権限を有する。

1)　離婚、夫婦の共有財産の分与、夫婦の債務など、夫婦関係に関する事件

2)　子の養育費の請求に関する事件

3)　夫又は妻、親及び成年に達したが労働能力を有しない子若しくは精神障害を持つ子の養育費の請求に関する事件

4)　血縁関係についての認知請求など、家族関係に関する事件

5)　子の監護権に関する事件

6)　親権及び子の権利の停止に関する事件

7)　養子に関する事件

8)　子又は父親の認知に関する事件

9)　子の氏名や国籍の決定など、子の権利に関する事件

10)　婚約後の結婚の否認、結婚前の性交渉その他の事項に起因する損害に関する事件[29]

B.　申立の審理における家庭事件担当裁判官室の権限

家庭事件担当裁判官室は以下の申立に関する審理の権限を有する。

1)　無効な結婚、又は不適法な結婚の取消を求める申立

2)　協議離婚に関する裁判所の認知を求める申立

3)　協議離婚後の夫婦の共有財産の分与について、認知を求める申立

4)　離婚後における子の監護権の変更を求める裁判所への申立

5)　子に対する親の権利の制限の命令を求める裁判所への申立

---

[29] 同上　第 38 条

6)　離婚後の子の養育の命令を親に対して求める裁判所への申立

7)　家庭事件に関するその他の申立[30]

8.3.5.　少年事件担当裁判官室の権限

A.　訴えの審理における少年事件担当裁判官室の権限

少年事件担当裁判官室は以下の事件に関する審理の権限を有する。

1)　18 歳未満の少年の行為による損害の賠償に関する事件

2)　少年労働に関する事件

3)　少年同士の行為に関する事件

4)　子どもの権利の侵害に関する事件

　少年事件の審理期間中に、当該の子どもが行為能力者、又は 18 歳になった場合においても、訴訟が終了するまで当該裁判官室が審理を継続する。控訴若しくは破棄の申立がなされた場合、上審級の裁判所の少年事件担当裁判官室がその審理を継続して行う[31]。

B.　申立の審理に関する少年事件担当裁判官室の権限

少年事件担当裁判官室は、以下の申立に関する審理の権限を有する。

1)　少年の保護者の選任を求める申立

2)　少年の保護措置、教育措置の執行を求める申立

3)　違反行為を行った少年に対する処分を求める申立

4)　少年の財産の管理人の選任を求める申立

5)　少年の権利及び利益の保護措置の執行を求める申立

---

[30] 民事訴訟法 2012 年　第 45 条

[31] 民事訴訟法 2012 年　第 51 条

6)　少年事件に関するその他の申立[32]

8.4.　土地管轄

裁判所の土地管轄権とは、事件又は紛争の発生した場所、又は訴えの根拠を形成する資産の所在場所、又は被告の居住場所によって裁判所の審理判断を行う権限が定められることを意味し、各事例は次のとおりである。

第一事例：ある事件を受理し審理判断を行う裁判所は被告の居住場所に所在する裁判所でなければならず、その裁判所が事件に判決を下す権限を有する。

第二事例：ある事件を受理し審理判断を行う裁判所は事件又は紛争が発生した場所に所在する裁判所でなければならず、その裁判所が事件に判決を下す権限を有する。

第三事例：ある事件を受理し審理判断を行う裁判所は訴えの根拠を形成する被告の資産の所在場所に所在する裁判所でなければならず、その裁判所が事件に判決を下す権限を有する。

[32] 民事訴訟法 2012 年　第 52 条

第 2 章

裁判所による措置

1.　裁判所による措置の定義

裁判所による措置とは、訴訟手続を徹底的、包括的及び客観的なものとするため、並びに裁判所の判決が効果的に執行されるよう保証するため、裁判所が判決を下す前に訴訟当事者の権利及び利益を保護するための事件の形式に関わる裁判所の合意のことである。

総括すると措置の発行は、裁判所の情報・証拠収集が明確で徹底的、十分に行われることを保証するために必要な手順である。法律の定める手順に沿って行われ、正当且つ公正で実際の状況に合致し、裁判官の審理判断に便宜を図り、基礎となるものであるため、裁判所は、勾引、資産の押収又は差押え、移動、処罰又はその他、何らかの命令を合意として下すのである。裁判所の決定の効果的な執行を目的とする。

2.　裁判所による措置の重要性

裁判所による措置とは、裁判所の訴訟手続において、訴訟当事者の正当な権利及び利益を管理、保護するために重要なものである。とりわけ係争中の資産は移動させてはならず、又は係争中の資産に変更を加える、消失させる又は所有者を変える何らかの行為をしてはならない。それらは事件の概要にとって必要な情報・証拠の捜索及び収集における困難を生む原因となるためである。措置の発行とは、訴訟手続を進めやすく且つ裁判所の決定に基づく債務の弁済を保全できるようにする、裁判官がとれる選択肢の 1 つである。

したがって、各種措置の発行は、裁判官にとって、訴訟手続、証拠の提出及び事件に対する明確な審理判断の原則が定められる紛争の目的又は担保となる資産を理解する基礎となる。違反者が違法な活動をできないよう防止するためである。訴訟当事者どちらか一方から申立がなされるか、又は裁判所自身の権限に基づき、裁判所は、訴訟手続を進める中で原告又は被告の資産を押収又は差し押さえる命令を下すことも可能である

3.　裁判所による措置の定義

裁判所による措置は次の 2 つに分類される。民事保全手続及び緊急且つ一時的な措置である。

3.1.　民事保全手続

民事保全手続とは、被告より侵害又は抗議された自身の権利又は利益を保護するために訴訟当事者の請求、申立に従い、債務の弁済を保全する措置の 1 つである。人民裁判所の審理が厳正、明確且つ厳密なものとなるよう補助するものであり、人民裁判所は以下の措置を下すことを検討する[33]。

1.　訴訟当事者の資産の押収

2.　当人又は他人が保有するが、負債額及び利息額を超えない訴訟当事者の資産の差押え

3.　訴訟当事者による事件と関連する何らかの活動又は行為の禁止

4.　訴訟当事者による事件と関連する何らかの関係を他人と結ぶことの禁止

5.　移動範囲の制限

6.　勾引

3.1.1.　資産の押収

資産の押収とは、訴訟手続及び訴訟当事者への損賠賠償を保証するために裁判所の指示により事件と関係する訴訟当事者の動産を取り上げ保管することである。押収された資産は警察又は裁判所で保管され、押収される資産の多くは移動することができる資産（例：車両、機械など）である。押収の理由の多くは、原告への損害賠償から逃れることを目的に、被告が自身の資産を売りに出す、他人へ譲渡する、隠匿する、担保にする又は破棄する恐れがあるためである。

そこで、上述の行為から資産を保護するため、裁判所は文書による訴訟当事者の申立又は裁判所が証拠（事件と明らかに関係する資産）及び当該紛争が国家の利益に影響すると認識している場合に、裁判所自身の判断により、措置の命令が下される。

裁判所に対する訴訟当事者どちらか一方の申立又は裁判所の判断又は裁判所自身の役割に基づき、裁判所は、正しく目標を定め、事件に関連する資産の種類、数量、目録又は物品、商品若しくはその他の動産の種類を明確に認識しなければならない。もし国家の利益になる場合、裁判所は上記資産の押収命令を下し、適

---

[33] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 121 条

切な場所に保管するのである[34]。

資産の押収措置の適用は、裁判所の決定の効果的な執行を保証し、債権者に対する債務の弁済を保全することができる。裁判所は訴訟当事者の申立又は裁判所自身の役割に基づき、裁判所の判断に従い資産の押収命令を下す権限を有する。しかし、裁判所は、押収又は差し押さえる資産に関して被告に所有権があるか否か、いくらであるか、事件の審理にとって必要且つ有意義なものであるか否か、押収物の保管場所が適切な場所であるか否かを検討しなければならない。押収された資産が変形又は品質低下する恐れがあるために、争点となっている資産が緊急に管理されるか、又は事態の解決を図る必要がある場合、裁判所の判決執行官室又は執行部は、管理、保護保管又は売却し、売却金を保管しなければならない。

例：裁判所が決定を下す際に資産の押収命令を出す場合、被告から原告に対して金額…（債務又は…の損害）を弁済賠償させることを述べなければならない。もし被告が上記金額を弁済できない場合、押収した資産を売却して債務の弁済に充て、もし売却金が余れば被告に返金される。もし不足する場合、完済するまで被告に充当できるものを探させる。

押収命令発行の効果は、訴訟当事者に直接影響を与える。つまり、押収された資産は裁判所の合意に基づき移動又は変更することができず、他人の手に渡ることができなくなるのである。したがって、資産の押収命令の発行が間違いなく正当なものであれば、それは裁判所の地位を高め、訴訟当事者から信頼され、疑う余地がなくなり、勝訴側及び敗訴側ともに裁判所の資産押収措置に従わざるを得ないようになるのである。

3.1.2.　資産の差押え

資産の差押えとは、訴訟手続の期間中、裁判所の指示により、紛争と関連する資産の売買、譲渡、交換、質入れ、担保、増築、修理、破壊又は改造を禁止することである（移動できない資産の例：土地、家屋又は建築物）。つまり、差押えとは被告に動産（移動できる資産）又は不動産（固定資産）である何らかの資産に対して、上述の何らかの行為をさせないことである。

資産の差押えは、裁判所に対する訴訟当事者どちらか一方の申立又は裁判所自身の役割に基づく裁判所の判断に従わなければならない。そして裁判所自身

---

[34] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 122 条

は、明白に事件に関連している資産の情報・証拠があるか（資産の確実な所在まで認識）、上記資産が訴訟当事者の所有物であるか又は国家の所有物であるかも検討しなければならない。訴訟手続を進めるにあたって有意義なものとするため、又は訴訟当事者の請求若しくは反訴の保全を可能なものとするためである。もし国家の利益となるのであれば、裁判所は、役割に従い資産の差押えを命令し、裁判所が決定を下し、次の段階で決定を執行するまで保管しなければならない[35]。

実際の執行において、契約内の担保が差押えの資産となる場合、債権者の文書による資産差押えの申立又は裁判所の判断に基づき、裁判所は、債務者の所有である別の資産をさらに差し押さえることとなる。裁判所は以下の問題について慎重に検討しなければならない。

・差し押さえる資産がどのような種類の資産であるか、所在はどこか、誰が管理し、本当に債務者に所有権があるか。

・当該資産の価値はおよそいくらであるか、債権者への元金及び利息の弁済を保証できるか、もし元金及び利息の弁済に十分な金額のものであれば、裁判所は債務者から別の資産をさらに差し押さえることはしない。

もし担保が債権者への元金に利息を含んだ債務の弁済に十分な金額のものでない場合、裁判所は、債権者への債務の弁済を保全するために、債務者から別の資産をさらに差し押さえなければならない。債務者の別の資産の差押えについては、裁判所は、まず第一に差押えの執行に便利な資産であるか、また資産の差押えによって債務者に困難が生じないか検討しなければならない。

裁判所の資産差押命令の効果は、上述の定めのとおり、資産が差し押さえられる訴訟当事者が当該資産をもって他人と法律行為を行う又は契約を結ぶことができないという影響が出ることである。このほか、事実の内容に反し、厳正な要点を欠く差押命令は、裁判所の審理判断を誤ったものとし、訴訟当事者が公平公正に扱われず、社会から信用、信頼が寄せられないこととなる。したがって、裁判所の各種命令の発行においては、資産情報が格別慎重に検討されなければならない。重要なことは基本的に合理性に立脚していなければならないということである。

上記の説明より、資産の押収及び差押えは以下の点において違いがあり、区別

---

[35] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 122 条

することが可能である。

・資産の押収は動産（例：バイク、乗用車、耕運機、脱穀機、船その他）に対してのみ行われる。不動産（例：土地、家屋）は押収することができない。

・資産の差押えは、所有者又は所有者ではない人物が占有権を有し、差し押さえられた資産を使用することである。ただし、売買する、譲渡する又は担保にする権利は持たない。様々な禁止事項は資産差押えに関する裁判所の命令書に規定される。裁判所に押収命令を出された財産については、所有者及び所有権者ではない者は、押収された財産に関する権利を有しない。つまり、裁判所より新しい命令が出されるまでは、占有、利用、売買、譲渡その他の権利を有しないのである。

3.1.3.　訴訟当事者による事件に関連する何らかの活動又は行為の禁止

訴訟当事者による事件に関連する何らかの活動又は行為の禁止とは、訴訟手続が進められている間、原告の資産又は係争中の資産に対して損害を与えるかもしれない何らかの活動を被告又は訴訟当事者に一時的に停止させることである。訴訟手続の間に被告が逃亡したり、訴訟当事者又は証人を脅迫したり、証拠を隠滅したりしないことを保証するためである。同時に訴訟当事者の申立又は裁判所自身の判断に基づき法律に定められた様々な方法を用いて審理を行う際に、裁判所自身にとっても便宜を図るものとなるのである。

裁判所が事件に関連する何らかの活動又は行為を訴訟当事者に対して禁ずるには、以下の要件を満たさなければならない。訴訟当事者の申立があること。事件に影響のある情報・証拠があること（被告の違反活動を知ることが可能である）又はその活動が国家又は社会の利益を侵害すること。

例：被告は、係争中の原告又は国家のものである土地を開拓し、当該の土地の状態に損害をもたらした。そして被告が係争中の土地に建てた家屋が完成間近となったときに紛争となり、被告が不服として上記の家屋を破壊した。

上記措置の適用は、完全性、包括性を有し及び事実と合致する裁判所の審理判断において重要性を有しているとみなすことができる。なぜなら訴訟当事者は、逃亡又は法律で定められた違法行為を行うことができず、後に発生する様々な損失を防ぐからである。裁判所は訴訟当事者の申立又は裁判所自身の役割に沿って自身の判断に基づき訴訟当事者の何らかの活動を禁止する命令を発する権限を有している。しかし、命令を発する前に、裁判所は被告がどのような活動を

しているのか、被告が訴訟当事者又は証人への脅迫、証拠の隠滅などにより原告に損失を与えたかを検討しなければならない。裁判所の全ての命令、とりわけ訴訟当事者の活動を禁止する命令は、裁判所の判決が確定するまで明確に説明され、命令に合理性がなければならない。

上述の裁判所によって出される訴訟当事者の活動を禁止する命令は、訴訟手続に影響を与えるのである。それは、とりわけ原告、被告の権利及び利益に対して影響を及ぼす。義務を負う者が事件に関連する困難な問題を作ることがないため、裁判所が判決を下したとき、判決を執行しやすくするのである。

3.1.4.　訴訟当事者による何らかの関係の締結の禁止

訴訟当事者による何らかの関係の締結の禁止とは、事件と関連する何らかの違法な活動において訴訟当事者が自らの義務を果たせないようにすることである（例：二重契約の締結、事件と関連する資産について決定する権利の譲渡など)。これらは裁判所における訴訟手続に困難及び損失を生じさせることもある。上述の理由から、裁判所は、次の条件に従い訴訟当事者による何らかの関係の締結の禁止命令を下すのである。訴訟当事者の申立によるか又は裁判所自身の役割に沿ってその判断に従う。確実な情報及び事件に関連する資産を明確に知っていなければならない。被告の活動が原告の資産又は係争中の資産に損害を与える場合、裁判所は当該の何らかの関係を締結することを即時停止させる命令を出すことができる。

上記措置の適用は、人民裁判所の訴訟手続が滞りなく進められ、被告を捜索又は他人へと移動させられた資産を捜索するために手続の時間が引き延ばされることから免れることを保証する、裁判所の命令執行における重要性を有しているのである。他の関係がない場合、裁判所は、判決が確定するまで訴訟手続が進められる中で債権者への債務の弁済を保全することができる。

上記命令は裁判所に関係の締結を禁止する命令を下された当事者に効力が及ぶ。なぜなら、もし裁判所が命令を出した場合、当該の者は裁判所が審理を行っている事件に対して影響を及ぼす関係を結ぶ権利を有さないからである。反対に当該の者が命令に反した場合、当該の者がある特定の人物と締結した関係は法的に無効となる。

3.1.5.　訴訟当事者の移動範囲の制限

訴訟当事者の移動範囲の制限とは、訴訟当事者の申立又は裁判所自身の判断

に基づき、訴訟当事者のどちらかに対して、一定の範囲に出入りすること、又は国外への移動を禁止することである。ただし、必要な場合はこの限りではなく、その際は訴訟手続が徹底的、包括的及び客観的に行われるのを保証するために、訴訟当事者は文書で理由を説明し、且つ裁判所に担保を預けなければならない。

訴訟当事者の移動範囲の制限は、裁判所の情報・証拠収集において重要性を有する。裁判所の訴訟手続の原則を支える、とりわけ裁判所の事件と関連する情報・証拠の収集に有益な条件を作り出し、また訴訟手続がいたずらに長期化しないこと、侵害された訴訟当事者の権利及び利益の保護を保証するためである。

訴訟当事者の移動範囲の制限の条件は、訴訟当事者の参加、明確な情報・証拠の収集などによって、訴訟手続が厳正さ及び明確さをもって行われることを保証することを目的とする。裁判所が上記措置を適用する場合、次の条件が満たされなければならない。訴訟当事者の申立があること、情報及び事件に関係する事実、訴訟当事者の利益に損害を与える訴訟手続が正しく原則に沿って進むことを保証しないかもしれない関係者が逃亡するという情報があること。

訴訟当事者の移動範囲を制限する措置の適用は、裁判所の判決が効果的に執行される、及び債権者への債務の弁済が保全される目的に適う必要性を持つのである。

訴訟当事者の移動範囲の制限は、上述の移動における権利及び自由に影響を及ぼす。そのため、裁判所は命令を発するにあたりその合理的な理由を検討することに責任を負わなければならない。もしそこに誤りがあるか又は実際に合致しない場合、裁判所は訴訟当事者及び社会からの信用・信頼を損ねることになるためである。

3.1.6.　勾引令状

裁判所の勾引令状は、被告が 3 回にわたり召喚状を受領しているにもかかわらず、裁判所に出頭しない場合、令状に記載された日時、場所に従い警察に被告、証人を連行させ裁判官に引き合わせるために確実な指定を行うものである。裁判所は情報・証拠を徹底的、包括的に収集し、目的に合致させるため関係者に対し勾引令状を発行する。また、被告の訴訟手続からの逃亡を防ぐことを保証するものでもある。

被告への勾引令状の発行は、裁判所に対して当人より詳細な説明を行わせる、事実を述べさせる目的を持ち、主な条件は、合理的な理由なく 3 回にわたり召

喚状に従わず裁判所へ出頭しないこと、又は裁判所が裁判所の決定を尊重しない意思が当人にあると判断できることである。裁判所の召喚状又は招聘状に従わず、訴訟手続の障害となり、事件を長期化させることである。そこで、被告が理由なく裁判所に出頭しない場合、警察に村の行政当局と協力し当人を裁判所へ連行させるように、裁判官は当人に対する勾引令状の発行命令を裁判官合議体に審理するよう提案するのである。勾引にかかる様々な費用については、申立又は提案を行った者が負担する。

勾引令状の発行措置の適用は、訴訟手続を目的に合致させる、裁判官自身も明確、徹底的及び適時に情報を検討できることを保証するものである。同時に裁判所の決定が効果的に執行されることも保証するものである。

勾引令状発行の効果は、被告が即時に活動の権利及び義務を制限されることである。つまり、警察により裁判所が指定した日時に裁判所へ連行されるのである。また裁判所が当人に対する業務を完了させ目的を達したときは、当人に帰宅を許可するのである。

3.1.7.　その他の民事保全手続の発行

民事保全手続は、裁判所が当該措置を適用可能なときに発行される。措置にとって重要なことは訴訟当事者の利益を保護することである。上記で説明してきた 6 つの民事保全手続は、訴訟手続の過程の中で際立ち且つよく使われる措置である。そのため、法律ではこれら措置を等しく単独に規定している。しかし、これら 6 つの措置のみ裁判所が適用できると理解してはならない。実際は裁判所が訴訟手続において訴訟当事者の権利及び利益を保護するために必要と判断した場合、このほかの措置がとられることもある。とりわけ訴訟手続を明白、厳正且つ確かなものにし、請求に基づき債務の弁済を保全するための裁判官、裁判所職員又は人民検察院の手段となる。裁判所は、国家又は社会の利益となるものであれば、訴訟当事者の申立又は裁判所の判断に基づきいずれかの措置の適用を検討することもある。

例 : 被告は係争中の土地及び家屋を管理している。その土地と家屋の価値を落とさないよう、裁判所は、被告に資産の修繕をするよう措置を命じることが可能である。

裁判所のその他措置の発行による効果はそれぞれ違ったものとなる。しかしながら、裁判所が適用する措置にとって重要なのは、全ての措置が訴訟当事者の請求の保全のみを目的とすることである。措置はその場合に発行できるのであ

る。

3.2.　緊急的且つ一時的な措置

緊急的且つ一時的な措置とは、裁判所が判決を下す前、訴訟手続の最中における緊急的な事態に関する裁判所の合意のことである。事件に関係する資産が本来の価値を維持し、債権者が債務の弁済を適時に受けることで裁判所の決定が執行されることを保証するためである。緊急的且つ一時的な措置は即時執行の強制力を持った措置である。裁判所が当該措置命令を発した場合、訴訟当事者は控訴又は破棄の申立を行う権利を失う。ただし、配偶者に対する措置は除く。以下の措置がある。

1. 緊急的且つ一時的な措置

2. 精神障害者に対する措置

3. 解散した法人に対する措置

4. 配偶者に対する措置

5. 少年に対する措置

3.2.1.　緊急的且つ一時的な措置

緊急的且つ一時的な措置とは、訴訟手続が進められているときに係争中の資産に関して即時に実行する絶対的な決定を裁判所が下すことである。それは判決が下される前にその資産が変形又は品質低下するのを防ぎ、保護し、訴訟手続が迅速、詳細且つ適時に薦められることを保証するのである。このほか、裁判官の職務が徹底的、包括的且つ確実に遂行されるための拠り所ともなる。

緊急的且つ一時的な措置の発行に際しては、次の条件が必要となる。訴訟当事者の書面による裁判所への申立があること、事件に関連する資産に関する完全な情報・証拠があること、係争中の資産に対して裁判所が措置を発行すること、又は係争中の資産の所有者が国であると認識されること。

訴訟当事者が係争中の資産に異常な点を見つけたか、資産の品質低下が速く本来の状態を保つことができないと判断した場合、訴訟当事者は裁判所へ申立を行う権利を有する。又は上述の異常な点の発生を裁判所自身が見つけた場合、裁判所も緊急的に管理・決定を下せるよう命令を発しなければならない。裁判所は、訴訟当事者のいずれか又はいずれかの個人に対し、当該資産に関する管理権

又は意思決定権を譲渡する命令を発することができる[36]。もし管理する個人がいなければ、裁判所の判決執行官室又は執行部に委託し、管理、保管又は裁判所の判決を執行するために販売換金させる。緊急的且つ一時的な措置の適用に関する裁判所の命令は即時執行される。上記の命令によって管理される資産は、裁判所の確定された決定又は判決に従い清算される。

緊急的且つ一時的な措置発行の効果は、事件に関係する裁判に影響を及ぼす。資産が別の形態に変えられることがある。例えば、米、魚又は食品は金銭に変えられる。裁判所は、裁判所の命令に反する売買、譲渡又は契約の締結などは許可しない。

3.2.2.　精神障害者に対する措置

精神障害者に対する措置とは、損害をもたらした精神障害者、重い病気、精神病を患っている損害をもたらした者を精神病院又は特定場所へ搬送する。損害をもたらした、若しくは民事責任を負う、若しくは損害賠償責任を負う当該精神障害者については、その治療後、引き続き裁判にかける又は第一審若しくは控訴審の判決を適用する[37]。

裁判所の徹底的、包括的且つ客観的な審理判断を保証するため、裁判官の職務遂行においては訴訟手続が手順、法律に従い進められ、繊細な問題として扱われることを保証しなければならない。なぜなら、上記の人物が訴訟手続に対応する準備ができていないかもしれないため、又は裁判所は当該人物に対して公平を期せるよう訴訟手続を進めなければならないためである。そこで、裁判所は、当該人物の様子がおかしい、又は行動の制御に関して疑義が生じたと判断した場合、治療のために精神病院へ搬送する命令を下す権限を有し、治療を受けさせて回復した後に、法律の定めに従い当該人物と訴訟手続を再開させるのである。

裁判所の上記措置の発行に際しては、次の要件を満たさなければならない。訴訟当事者又は当人の父母親族から裁判所に対して申立がなされること、精神障害による異常であると認識できること、又は当該人物が精神面の問題を抱えていると裁判所が判断した場合、裁判所自身の役割に基づいて措置を発行することができる。

精神障害者に対する措置は当人の不法行為又はさらなる損害をもたらすこと

---

[36] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 134 条

[37] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 135 条

を防ぐために適用され、関係者の物である資産が毀損、移動又は他人に譲渡されないようにするためにも適用される。裁判所の審理判断も訴訟手続の各段階における奥深さ、明確さを有し包括的であり、訴訟当事者への公平性が保証される必要がある。したがって、精神障害者に対する措置は、裁判所によって原則に正しく則り発行される必要があり、同時に訴訟手続の拠り所として相手方の訴訟当事者に通知するためにも措置の内容は明確に説明され、十分な理由が挙げられなければならない。

精神障害者に対する措置適用の効果は訴訟手続を一時停止させる又は当人が回復し実際の手続に対応できるようになるまで訴訟手続を長期化させる直接の影響が及ぶものである。裁判所の当該措置発行は、損害をもたらした者の健康及び準備具合又は民事責任を負う者又は損害賠償を行う者に依拠し、確実な訴訟手続の開始時間を決めることができない。したがって、この措置においては債権者も相当の不利益を被るかもしれないのである。ただし、裁判所は訴訟当事者の公平性が第一であるという原則の上に立たなければならない。とにかく当事者の姿勢に改善がみられず、訴訟手続が長期化しそうだと判断し、必要があるならば父母、保護者、学校又は関連組織の代表者は裁判所に対して当人が行為無能力者であることを審判するように申し立てる権利を有し、法律の定めに基づき保護者を選任しその当人の保護者と訴訟手続を継続するのである。

例：交通事故訴訟において、事故の発生後、違反者は精神に負った傷により様々な事柄を記憶することができなくなった。この場合、当人に父母又は保護者がいるならば、その父母又は保護者が発生した損害に対して責任を負わなければならないのである。

3.2.3.　解散した法人に対する裁判所の措置

解散した法人に対する裁判所の措置とは、民事責任又は損害賠償責任を負い、且つ裁判所が事業面での破産者であると判決を下す前又は下した後に解散した法人の資産に対して押収又は差押えを行うことである。人民裁判所の審理判断が適法であること及び訴訟手続に正しく則り公平なものになるよう便宜が図られることを保証するものである。

裁判所は、民事責任又は損害賠償責任を負い、且つ裁判所が判決を下す前、又は下した後に解散した法人の資産を押収する又は差し押さえる措置を適用する。資産の押収又は差押えの命令が発せられた場合、裁判所の判決日から 30 日以内に、解散している法人の資産の責任者をもって問題が解決されなければならな

い。破産企業の債務清算については、破産法に準拠しなければならない[38]。

解散した法人に対する措置の発行に際しては、次の要件を満たさなければならない。訴訟当事者より裁判所に対して申立がなされること、事件に関連する資産の確実な情報を認識し、裁判所自身で命令を下すことができる又は当該人物の活動が国家の利益を侵害すると裁判所が判断すること。

総括すると、解散した法人に対する措置の発行には、株主による事業運営が赤字且つ財務状況を改善できない又は事業を継続できない客観的原因があり、事件に関連する情報・証拠及び資産を知ることができなければならない。特定の株主が甚大な損失を与える契約違反をなそうとしている法人企業（例：木材加工会社、製紙会社など）が民事責任又は損害賠償責任を負う。裁判所は、民事訴訟法第 136 条及び企業破産法の規定に従い、裁判所が決定又は判決を下す前又は下した後に法人の資産を押収又は差し押さえる措置又は命令を下す。

解散した法人に対する措置の適用は、訴訟当事者に対して良い効果をもたらす。とりわけ赤字、債務者の商業活動による損失を被る債権者の権益が保護されるのである。また、裁判所が決定を下し債務者の資産が弁済前に売りに出されない時間を確保するため、債権者は弁済を受け、裁判所の決定は有効となり、同時に裁判所が徹底的、包括的に情報・証拠を収集するのに便宜が図られるものとなるのである。裁判所は、訴訟当事者の申立又は裁判所の判断又は裁判所の役割に従って、解散した法人に対する措置を発行する権利を有する。

解散した法人に対する措置は、個人及び解散した法人に直接的な影響を及ぼす。企業又は商業活動を行う者が自身の活動を継続していくことができなくなったと判断した後、裁判所は、当該企業の所有資産を押収する又は差し押さえる命令を下さなければならない。そして裁判所は、当該企業の破産宣告を行うこととなるのである。反対に、もし当該企業が自身の事業活動を効率的に行うことができ、立て直しを行うこと且つ債権者に対する債務の弁済を完遂できる場合、裁判所は上述の命令を取り消し、事業活動の継続を許可するのである。

3.2.4.　配偶者に対する裁判所の措置の適用

配偶者に対する裁判所の措置とは、裁判所の判決により、離婚後の配偶者の一方に自身で生計を立てていくことができないもう一方の配偶者（例：身体障害者、精神障害者の配偶者、重病を患っている配偶者、幼い子をもつ又は妊婦である配

---

[38] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 136 条

偶者）及び配偶者とともに生活する 18 歳未満の子どもへの扶養費用支払義務を果たさせるため、その配偶者の給料又は所得を減額する、資産を押収する又は差し押さえる強制力を持った措置の一種である。これは訴訟手続が手順に沿って、法律に正しく則り、事件の事実が合致するよう裁判官に対して便宜を図るためであり、夫婦が裁判所へ提出した全ての問題について合理的であるかどうかを検討し、訴訟当事者両者に対して公平を期さなければならない。そして、適切であると判断する場合にのみ、措置を発行するのである。

離婚する配偶者に対する措置の発行に際しては、次の要件を満たさなければならない。

訴訟当事者又は他の保護者の申立。例：未成年の子どもの保護者、共同生活を送ってきた期間中に患った病気のために、自身で生計を立てることができない夫又は妻。若しくは子どもの利益に関係する場合、裁判所の判断で命令が出されること。

配偶者に対する措置の適用は、夫及び妻の権益保護を保証するためであり、未成年の子どもが規則に基づく援助を受け、精神面の安全、又は発生した紛争により影響を受け、父母に頼った生活も保証されなければならない。したがって、配偶者に対する措置は、訴訟手続の目的に適った裁判所の活動を奨励するものともなり、また裁判所の判決が効果的に執行されるよう便宜を図るものともなる。

配偶者に対する措置は、当事者たちの家族及び資産に直接影響を及ぼす。なぜなら、夫又は妻の給料又は所得は減額され、裁判所の命令執行に使用されるためである。事例によっては当事者たちの生活に影響を及ぼすこともある。しかし、措置を適用された者に不利益を負わせるものであってもならない。なぜなら、裁判所は、夫婦関係を持っていたときに生じた問題のために自身で生計を立てることができない夫又は妻の双方を公平に扱うために当該措置を適用するからである。そこで、家族面での問題が生じた場合、両者は協力して責任を負うことが正しいこととなる。

3.2.5.　少年に対する裁判所による措置の適用

18 歳未満の少年に対する裁判所の措置は、子どもの権益を保護するため子どもを教育、監督し、行為を監視する形の措置である。それは子どもが違法行為を行ったときに子どもに対して行政手続を進めることにもなる。裁判所は、事件を起こした子どもの保護者に次の命令を下すことがある。子どもの世話、保護者の選任、子どもの治療及び教育、子どもの行為の監視、子どもの健康診断、病気の

治療、労働法の定めに従い子どもの健康に害を及ぼす可能性のある重労働又はその他作業をさせることの禁止、少年事件における裁判所に対する事実報告。少年に対する刑事訴訟手続は、子どもの利益を重要な要素として扱わなければならない。それは、裁判所の審理判断が慎重、徹底的及び明確なものとなることを保証し、且つ子どもに対する裁判官の適切な対処の根拠となるのである。

少年に対する措置の発行に際しては、次の要件を満たさなければならない。訴訟当事者（子どもの父又は母、子どもの保護者又は不法行為をした子どもの保護者）の申立があること、又は子どもの身体及び精神状態に影響を及ぼさず、子どもを保護する必要があると判断した場合に裁判所が命令を発すること。

少年に対する措置の適用は、裁判所の訴訟手続における措置発行が重要なものであることから、子どもの身体及び精神状態を侵害しないものであることを保証するために特に慎重に扱われなければならない。重要なことは、子どもの親又は保護者からの協力、相談をよく受けなければならないことであり、子どもが他の不法行為を行わないように防止することも含まれる。このほか、措置の適用は緊急、適時に行われ、子どもが家族及び社会へ戻っていきやすくなるように秘密が保持されなければならない。

少年に対する措置は家族へと影響が及ぶ。子どもが他人に損害を与えた場合、損害賠償責任は親又は保護者が負うことになる。子どもについては、身体、精神状態へ影響が及ばず、精神上健康で明るい未来を持ち、成長していくように取り計らわれるのである。したがって、裁判所の措置発行は、人から病気を排除する原則に基づき、つまり、子どもが正しいことを理解するよう、他人に損害を与えないよう、そして国家にとって良い子どもになるよう教育する条件を作ることを慎重に検討しなければならない。

上記説明してきた緊急的且つ一時的な措置以外に、裁判所は、他の一時的な措置も有している。係争中の資産を管理及び利用する必要があると判断した場合、裁判所は訴訟手続が完了するまで訴訟当事者の一方に事件に関連する資産の管理及び使用を命令することが可能である。例えば、農地の所有権に関する紛争であれば、裁判所は当該農地を占有してきた者にまずは農業生産を続けさせるのである。

4.　民事保全手続に対する控訴、上告又は不服申立

民事保全手続に対する控訴、破棄又は不服の申立は、訴訟当事者の権利及び利益を保護するための訴訟手続における権利の利用である。裁判官が誤った裁判

所の措置を適用した場合、訴訟当事者に不利益を被らせ、控訴、破棄又は人民検察院長官の異議申立につながるものとなる。ただし、民事保全手続に対する控訴又は異議申立は、裁判所による民事保全命令を受理してから 7 日以内、破棄申立については 10 日以内に行われなければならない。訴訟当事者がもう一方の当事者の資産押収又は差押措置の発行を人民裁判所に申し立てた後、裁判所が検討し情報・証拠が揃っていると判断した場合、関連する場所の人民裁判所が資産の押収又は差押命令を発行する。しかし、訴訟当事者又は資産の所有者が裁判所の措置発行に不服であれば、訴訟当事者は、7 日以内に当該措置に対して上級審裁判所へ控訴申立を行う権利を有する。あるいは民事保全手続が法律及び事実・状況に沿ったものでないと判断された場合、人民検察院長官は当該措置に対して異議申立を行う権利を有する。

例 : 訴訟当事者は、もう一方の当事者の資産を差し押さえる命令を出すように地区人民裁判所へ申立を行った。しかし、（当該資産の）所有権者は、裁判所の措置適用を不服として、資産を差し押さえられた側は 7 日以内に県、首都人民裁判所に裁判所の措置に対する控訴申立を行うことができる。裁判所が検討し、当該当事者の申立に合理性があり、且つ情報・証拠が揃っており実状と合致している場合、県、首都人民裁判所は上記命令の破棄を検討する。もし、合理性がなければ、県、首都人民裁判所は確認命令を発し、上記破棄申立を行った訴訟当事者が 10 日以内に地域人民裁判所によって破棄審として審理を受けられる権利を与える。地域人民裁判所が事例ごとに下級審裁判所の命令が正しいと判断すれば地域人民裁判所は確認命令を下し、事例に基づき誤りと判断すれば破棄されるのである。

このほか、法律は、時間に限定されることなく、裁判所が訴訟手続において発した措置である押収又は差押対象の取り下げ又は変更を要求することを許可する。それは訴訟当事者が取り下げ又は変更を申し立てるのはいつでも及びどの審級の裁判所でも構わないということである。ただし、もう一方の訴訟当事者に通知して合意を得なければならない。重要なことは、押収命令の取り下げ又は差押命令への変更若しくは押収又は差押対象資産を別の資産へ変更することは、押収又は差押対象の資産と同等の価値を持つ資産が変更対象とならなければならない。これは、訴訟当事者の請求を保全するためであり、もう一方の訴訟当事者の合意があるときにのみに適用される[39]。

例 : 訴訟当事者は、事件に関連する資産の押収（例 : トラックの押収）を裁判

[39] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 131 条

所に申し立てた。裁判所が検討の上、情報・証拠が揃っていると判断し、裁判所は上記資産の押収命令を発した。しかし、もう一方の当事者は、当該措置により不利益を被った、押収対象が正しくないと判断すれば、当該当事者は裁判所に当該措置の破棄又はトラックの押収から家屋の押収へ変更するように申し立てることが可能である。

例：訴訟当事者は、家屋及び車両の差押えを裁判所に申し立てた。裁判所が検討の上、情報・証拠が揃っていると判断し、裁判所は家屋及び車両の差押命令を発した。しかし、被告は裁判所に原告が被告の資産差押えを申し立てたことを不服とし、上記資産の差押命令を破棄又は家屋の差押えに変更するよう申立を行った。なぜなら、車両の差押えにより、被告は生計を立てる手段を失うこととなるためであり、裁判所は上記命令の破棄又は変更命令を発するのである。

5.　措置の執行命令の効力

裁判所の措置の執行命令の効力は、訴訟当事者に対して強制力を生じる。裁判所が何らかの措置を発した場合、当該措置の対象となる資産は、裁判所による措置変更の命令があるまで、訴訟当事者が当該措置の控訴又は破棄を申し立てようとも、処分すること又は何かしようとすることはできないという意味である。このほか、個人、法人、党、国、関連する社会の組織にも強制力が働き、実際に措置が執行される際には裁判所の判決執行官に協力しなければならない。それは、社会に秩序及び公平性をもたらすためである。上記命令は裁判所の決定又は判決が確定した後に終了となる。命令に基づき保全、処分、押収又は差し押さえられた資産は、裁判所の決定又は判決に従い損害賠償に充てられる[40]。

訴訟当事者が義務を果たさず、裁判所の命令執行を故意に避けて応じない又は裁判所の判決執行官の職務執行を妨害する又は判決執行に他人を参加させ、脅迫、暴力又はいずれかの方法で妨害した場合、刑法 173 条に違反することとなる。同法同条では次のように規定されている。裁判所の指示、命令、決定、又は判決を免れようとする者に対しては、3 カ月～1 年の自由剥奪刑又は 10 万～500 万キープの罰金が科されるものとする[41]。

6.　民事保全手続の執行

民事保全手続の執行は厳粛に、徹底的且つ適時に、また正当、公正、合理的で

---

[40] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 140 条

[41] 刑事訴訟法 2005 年改正版　第 173 条

あることを保証し、社会に平和及び秩序をもたらすために行われる。したがって、裁判所の措置の執行は法律を遵守しなければならない。なぜなら、裁判官合議体の命令は、裁判所の他の決定同様の強制力を有しているからであり、当該命令に記載されている内容のいずれかに違反した個人、組織又は企業は法律並びに自己の行為がもたらした損害の全てに対し責任を負う。

裁判所の措置の執行、とりわけ確定した裁判所の資産の押収又は差押命令においては、裁判所は、その通達及び資産の所在地、関連の村の行政当局、人民裁判所及び関連部門に裁判所の当該命令を貼り付けるために、訴訟当事者の参加を要請しなければならない。その他の裁判所による措置の執行については、関連する措置によるのである。重要なことは、訴訟当事者及び村の行政当局又は関連部門に当該命令を通知しなければならないことである。例えば、移動範囲の限定措置であれば、被告を監督及び監視し、裁判所に出頭させるよう警察に通知する。裁判所の措置執行においては、もし訴訟当事者のいずれかが裁判所に措置発行を申し立てる場合、当該民事保全手続の発行を申し立てた者がその経費を負担しなければならない。あるいは裁判所の都合により措置が発せられるのであれば、裁判所は当事者のどちらかに先に経費を負担させる。

例：勾引令状

ラオス人民民主共和国

平和・独立・民主・統一・繁栄

＿＿＿＿県／都

＿＿＿＿裁判所　　番号：

＿＿＿＿裁判官室　　日付：

勾引令状

＿＿＿＿県人民裁判所＿＿＿＿裁判官室＿は次の者で構成される。

裁判長：

構成員：

構成員：

書記官＿＿が同席する。

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日付け第一審事件番号＿を審理するため、＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

＿＿＿＿時に＿＿＿＿＿＿＿＿県／都人民裁判所で期日を開廷する。

男／女、名＿姓＿＿＿＿年齢＿＿＿歳、職業＿＿、国籍＿＿＿、現住所＿＿、＿＿＿＿グループ、＿村＿＿＿＿郡

＿＿＿＿県を原告とする。

男／女、名＿姓＿＿＿＿年齢＿＿＿歳、職業＿＿、国籍＿＿＿、現住所＿＿、＿＿＿＿グループ、＿村＿＿＿＿

＿＿＿＿郡＿＿＿＿県を被告とする。

内容：＿＿＿

被告／証人は召喚状を受理したが、次の３回召喚状に従い出頭することを理由なく怠った。

1回目：＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日、2回目：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日、3回目：＿＿＿＿年

＿＿＿＿月＿＿＿＿日

改正人民裁判所法（新）第２条に基づき

改正民事訴訟法第 127 条に基づき

＿＿＿＿＿＿＿＿県／都、＿＿＿＿＿＿人民裁判所の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿裁判官室は、＿＿＿＿

＿＿＿＿県／首都の治安維持警察に、名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿姓＿＿＿＿＿＿＿＿、年齢

＿＿＿＿歳、職業＿＿＿＿＿＿、国籍＿＿＿＿＿＿、現住所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、家屋番号＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、＿＿＿＿＿＿＿＿グループ、＿＿＿＿＿＿村、＿＿＿＿＿＿＿＿郡、＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿県／都を＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日＿＿＿＿時に＿＿＿＿＿＿＿＿に引き合わせ、＿＿＿＿

＿＿＿＿の目的のために＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿県／都の人民裁判所へ連行する命令を発する。

本令状は署名がなされた日より有効なものとなる。

本令状に基づき、かかる者を連行した。　　裁判長

日付：

担当者：

署名：

氏名：

例：押収令状

ラオス人民民主共和国

平和・独立・民主・統一・繁栄

＿＿＿＿県／都

＿＿＿＿裁判所　　番号：

＿＿＿＿裁判官室　　日付：

押収令状

＿＿＿＿県人民裁判所＿＿＿＿裁判官室＿＿は次の者で構成される。

裁判長：

構成員：

構成員：

書記官＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が同席する。

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日付け第一審事件番号＿を審理するため、＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

＿＿＿＿時に＿＿＿＿＿＿＿＿県／都人民裁判所で期日を開廷する。

男／女、名＿姓＿＿＿＿年齢＿＿＿歳、職業＿＿、国籍＿＿＿、現住所＿＿、＿＿＿＿グループ、＿村＿＿＿＿郡

＿＿＿＿県

男／女、名＿姓＿＿＿＿年齢＿＿＿歳、職業＿＿、国籍＿＿＿、現住所＿＿、＿＿＿＿グループ、＿村＿＿＿＿

＿＿＿＿郡＿＿＿＿県

内容：＿＿＿

請求を保全し、国家、社会、訴訟当事者の利益を保護するため、及び＿事件の手続に資するため、以下の資産の押収に合意した。

改正人民裁判所法、（新）第２条に基づき

改正民事訴訟法、第 122 条に基づき、改正裁判費用法、第 21 条（新）第４項に基づき

＿＿＿＿県／都、＿＿人民裁判所の＿＿＿＿裁判官室は、＿＿＿＿県／都の治安維持警察に上記の資産に対する押収命令を発する。

本令状は署名がなされた日より有効なものとなる。(民事訴訟の原告としての)検察、被告又は利益を享受する第三者は、当該命令を確認した日から７日以内であれば、控訴又は異議を申し立てる権利を有する。

本令状に基づき、かかる資産を押収した。　　本押収命令を確認した。　　裁判長

日付：　　日付：

執行担当者：　　署名：

1. 署名：＿、氏名：＿＿
2. 署名：
3. 署名：

例：差押令状

ラオス人民民主共和国

平和・独立・民主・統一・繁栄

＿＿＿＿県／都

＿＿＿＿裁判所　　番号：

＿＿＿＿裁判官室　　日付：

差押令状

＿＿＿＿県人民裁判所＿＿＿＿裁判官室＿＿は次の者で構成される。

裁判長：

構成員：

構成員：

書記官＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が同席する。

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日付け第一審事件番号＿を審理するため、＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

＿＿＿＿時に＿＿＿＿＿＿＿＿県／都人民裁判所で期日を開廷する。

男／女、名＿姓＿＿＿＿年齢＿＿＿歳、職業＿＿、国籍＿＿＿、現住所＿＿、＿＿＿＿グループ、＿村＿＿＿＿郡

＿＿＿＿県

男／女、名＿姓＿＿＿＿年齢＿＿＿歳、職業＿＿、国籍＿＿＿、現住所＿＿、＿＿＿＿グループ、＿村＿＿＿＿

＿＿＿＿郡＿＿＿＿県

内容：＿＿＿

請求を保全し、国家、社会、訴訟当事者の利益を保護するため、及び＿事件の手続に資するため、以下の資産の差押えに合意した。

改正人民裁判所法、（新）第２条に基づき

改正民事訴訟法、第 123 条に基づき、2006 年改正裁判費用法、第 21 条（新）第４項に基づき

＿＿＿＿県／都、＿＿人民裁判所の＿＿＿＿裁判官室は、＿＿＿＿県／都に上記の資産に対する押収命令を発し、何者かによる上記資産に関する売買、譲渡、条件付き贈与、贈与、質入れ、建築、増築、修理、その他を本命令の変更又は破棄命令が出るまで禁止する。

本令状は署名がなされた日より有効なものとなる。(民事訴訟の原告としての)検察、被告又は利益を享受する第三者は、当該命令を確認した日から７日以内であれば、控訴又は異議を申し立てる権利を有する。

本令状に基づき、かかる資産を差し押さえた。　　裁判長

日付：

担当者：

署名：＿＿＿、氏名：＿＿

第 3 章

訴訟事件の検討

1.　訴訟事件の検討の定義

合意のできない問題又は紛争が発生した場合に、当事者のどちらかが裁判所に対し請求又は申立を行い、裁判所が当該請求を受理して審理することを訴訟事件と呼ぶ。

訴訟事件の検討とは、各種書類、事件簿に記載された様々な情報・証拠を裁判官が綿密、徹底的及び客観的に審理することであり、それは各種紛争が明白、明確にされ、事件における紛争の全ての事実を総括できるよう、期日において審理判断を行うためになされる。

人民裁判所の訴訟事件の検討には原則及び規則があるが、各審級の人民裁判所ごとにその検討方法は異なっている。とりわけ第一審では情報・証拠を徹底的、包括的、客観的且つ厳正に収集し、事件の審理判断が公正に行われることを保証するため、最も初めの段階より開始される。したがって、第一審における訴訟事件の検討は訴訟手続が徹底的、包括的且つ客観的なものとなることを保証するため、詳細且つ周到な方法がとられなければならない。とにかく基本的に証拠の収集においては、訴訟当事者が裁判所へ提出するための徹底的な証拠集めを行う。しかし、実際のところ、裁判所へ提出する請求書及び答弁書の訴訟当事者による作成は、まだよくはできていない。なぜなら、彼らは法律面の基本的知識に欠け、裁判所へ提出する請求書類の作成準備を手伝う弁護士も欠いており、それが裁判所宛ての請求書及び答弁書の作成を不完全なものにしているのである。よって、第一審裁判所における訴訟事件の検討を職務として行う裁判官及び裁判官補は、事件を明白・明確化し審理判断できるように追加証拠を収集する重大な職責を果たさなければならないのである[42]。

裁判官は、関連する裁判官室長から事件記録簿を受け取った後、法律に定められた審理期間に従い自身が担当する事件の記録簿の検討を開始しなければならない（民事訴訟法第 179 条、民事事件及び家庭事件は 30 日、労働事件及び行政関係の事件は 20 日、商事事件及び少年事件は 15 日）。第一審及び控訴審人民裁判所における事件記録簿の検討は、原則及び方法に類似性がある。例えば、事件の内容の検討及び期日での審理である。しかし、詳細な手順及び方法は一部の面

---

[42] 最高人民裁判所 2009 年研究研修所カリキュラム

で相違するところがある。例えば、控訴審裁判所の事件記録簿の検討においては、訴訟当事者が控訴する問題に注意を払わなければならない。検討する事件記録簿は一部の面で相違するところがあるものの、基本的には請求書、答弁書又は反訴状、証言、各種証拠で構成されている。

2.　訴訟事件の検討の重要性

訴訟事件の検討は、各情報・証拠を審理し、徹底的、包括的且つ明確に証拠を調査して評価する重要なものであり、公平な審理判断のために行われる。

訴訟事件の検討は訴訟手続における重要な手順である。なぜなら、情報・証拠を集めて事件記録簿にて事実・証拠を分析する手順であり、裁判官にとって事件の内容面及び法律面を審理する拠り所となるものであるためである。訴訟当事者が裁判所へ提出した全ての問題は審理を受けなければならない。それらの問題の合理性の有無にかかわらず、提出される全ての事項は審理を受けるということを知り、事件の事実認定においては何に関する紛争であるか、当該紛争は法律のどの条項に規定されているか、当該不法行為の事実は法律のどの条項に違反しているかが表明されなければならない。第一審裁判所は明確に事件の事実を認定しなければならない。上述の事実にいくつの争点があるのかを分析し、事実認定により事件の争点を完全なものとし、その審理及び分析は、裁判所の判決文において事件の内容として認定されたものに基づかなければならない。事件の内容に認定されていない事柄は判決文に記載することができないのである。

3.　事件の検討方法

3.1.　事件の検討人及び検討人の忌避

事件の検討人は、裁判官室長[43]の任命に基づき、法律に規定された範囲内において事件の迅速で透明性のある解決を目指し、公平且つ法律に則した検討を行う役割及び責務を負う裁判官である。

事件の検討人の忌避とは、訴訟手続において事件を検討している裁判官又は事件の担当者が訴訟当事者と親族、親しい友人、利害関係にあるか又はどちらか一方の訴訟当事者と係争中であることを訴訟当事者が明白に知った場合、訴訟手続に特定の裁判官が参加することを不服とする訴訟手続参加者の権利である。訴訟当事者は、事件の検討人を忌避する権利を行使し、当該検討人は当該事件の

---

[43] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 56 条及び第 186 条

検討を回避するのである。これは、訴訟当事者にとって、様々な紛争の解決を目指す人民裁判所の訴訟手続が明白であり、透明性且つ公平性をもったものとするためである。侵害又は抗議された訴訟当事者の正当な権利及び利益を保護するために、裁判官は、紛争の解決又は公平性を保つことを常に念頭に置きながら、事件を丁寧、包括的、徹底的且つ客観的に検討する責務を負っている。

訴訟手続期間中に裁判官が事件の検討を行っている際、裁判官が通知をせずとも当該検討人が訴訟当事者と親族、親しい友人、利害関係にあるか又はどちらか一方の訴訟当事者と係争中であることを訴訟当事者が明白に知った場合、訴訟当事者は、事件の検討人を忌避し、当該の者を事件の検討から回避させる権利を有する。事件の検討中に忌避又は回避が行われる場合、裁判官合議体は、かかる忌避又は回避の理由を審理しなければならない。合理性が認められる場合、裁判官室長は別の裁判官を代替の検討人として任命する。

期日における忌避については、事件の検討人が訴訟当事者と親族、利害関係、親しい友人であること、訴訟手続が進められる中でどちらか一方の訴訟当事者が、期日が開かれる日まで当該の者が以前に同一の事件に関与していたことを知らなかった場合、訴訟当事者は忌避を申し立てることが可能であるが、忌避の理由及び原因を説明しなければならない。合理性が認められる場合は、忌避を申し立てた裁判官合議体を交代させ、合理性が認められない場合は審理が継続されることとなる。ただし、忌避が申し立てられた場合は訴訟当事者からの信用及び安心のためにも別の新しい裁判官合議体に交代させることが最善となる。詳細については第 2 部第 5 章 3.1.3 項にて説明する。

3.2.　訴訟事件の検討

訴訟事件の検討とは、事件の情報・証拠及び事実を収集する手順であり、訴訟手続において重要な手順である。この手順が効率的に進められる場合、事件の解決は正確且つ公平なものとなる。検討する証拠には次のものがある。

3.2.1.　事件の事実認定

事件の事実認定は、訴訟手続を対象に沿って進められ、人民裁判所へ訴訟当事者が提示した目的に正しく則り様々な争点を解決する肝心要の手順であるといえる。基本的に事件の事実認定は、原告の請求及び被告の答弁が基礎となる。そのほか、当事者双方が請求書及び答弁書とともに提出した各情報・証拠も事件の事実を明確にする基礎となるものである。事件の事実認定を明白且つ確かなものにするためには、徹底的、包括的且つ客観的な情報・証拠の収集を経なければ

ならない。そうすることで、事件の事実の正当且つ正確な総括が可能となるのである。

事件の事実認定は、関係性が発生した日から紛争が発生した日までを定めなければならならず、紛争が発生してから裁判所へ請求が提出された日まで、どのように解決を図ったかを認定しなければならない（例えば、貸借契約における事実認定では、原告及び被告が何年何月何日に貸借契約書を作成したか又は金の受け渡しを行ったか、利息、担保にどのような合意をしたか、貸借が行われた後に被告は元本及び利息支払の義務をどのように果たしたか、なぜ紛争が発生したのか、紛争の発生後にどのような調停又は合意がなされたか、原告は裁判所にどのような申立を行ったか、及び被告はどのように認諾したかを認定しなければならない）[44]。

認定する事件の事実が短くなるか、長くなるかは、事件の種類による。しかし、事件の事実の内容において重要なことは、次の 3 つの要点によって構成されなければならないことである。

・法的事実又は訴訟当事者の関係の発生をもたらす事実

・法的事実又は合意した関係への侵害及び損害が及ぶこと

・裁判所に解決のために審理を要請すること

例 : 2013 年 2 月 12 日、X は Y より 5,000 万キープを借り、利息は月 5%とし、首都ビエンチャン、チャンタブリー郡、ドンデン村に位置する X 名義の土地及び家屋を担保にした。貸借期間は 10 カ月で、2013 年 2 月 12 日に作成した貸借契約に基づくものとした。貸借契約に定めた期間の満了時、X は元本及び利息を Y に支払わなかった。そこで Y は、X に元本及び利息の支払いを催促した。しかし、X は商売に失敗したことを主張し、支払いに応じようとしなかった。村の調停員会にて調停を試みたが、和解に達することができなかった。よって、Y は元本 2,000 万キープ及び裁判所が判決を下す日までの月 5%の利息を請求するために裁判所に対して訴えを起こした。

3.2.2.　争点の認定

争点の認定とは、原告より裁判所に提出された争点がいくつかあるのか事件の検討人に捜索させるために事件の事実若しくは訴訟当事者が統一的に認定し

---

[44] 最高人民裁判所 2010 年研究研修所カリキュラム

ていない又は合意できない争点をまとめることである。原告が裁判所に本当に何を審理させ、解決させたいかが分別されなければならない。

明確でない場合、原告を呼び出して説明させ、また裁判所に対する申立がいくつあるのかをまとめさせなければならない。同時に各争点に関連する資料も調査し、請求の原因及び理由を捜索するため、別途原告の請求に要点がいくつあるのか要約する。原告の請求をまとめた後、原告の請求に対してどのように認諾しているのか、全て又は一部の事項を認諾しているのか、1 つの事項も認諾していないのか、被告の答弁書の調査が始まる。答弁書の調査結果によっては、事件の検討人は次のように訴訟手続を進めることが可能である。

・全ての事項を認諾している場合、裁判所による判決を避けるために、訴訟当事者にできる限り調停を促すこととする。合意できない場合、証人、証拠をさらに捜索することを行わずに事件に対して審理判断を行う。

・一部の事項を認諾する場合、どの事項を認諾し、どの事項が認諾されていないのかを確認しなければならず、認諾されていない事項、認識の統一が図られていない事項を解決するために、情報・証拠の捜索に専念することとなる。例えば、原告が 4 つの事項について申立を行い、被告がそのうち 3 つの事項を認諾する場合、双方の証拠・証人を徹底的且つ包括的に調査し、残りの統一されていない 1 つの事項の検討に専念しなければならない。

・被告が否認するか、1 つの事項も認諾しない場合、原告に自身の裁判所に対する請求を支持する情報・証拠、各事項について、どの事項にどの証拠があるのかを提示させるように促す。事件の検討人は当該の各事項について調査することができる。

原告が請求の中で提示している問題について、事件の検討人は、事項を詳細に規定することでそれらの問題にどのような目的があるか把握しなければならない。その後、原告が提示した問題のうち、どれを被告が認諾し、どの問題がまだ係争中であるか、当該紛争にはどのような事項があるか、何の目的があるのか、解決する問題、係争中の問題は何があるか、当該紛争事項の解決に必要な証拠は何かをまとめて被告の答弁書を作成する。

例：X は Y に対して車両の修理費用 1,000 万キープの返還を請求した。検討しなければならない事項は、X 及び Y が合意し作成した契約により、原告に請求権があるかどうか、両者はどのような清算方法に合意したのか、被告は原告の主張に対してどのように認知しているのかである。Y が X の請求する債務を認

諾する場合、それ以上の証拠を捜索する必要はない。反対に Y が全ての事項又は一部を否認するか、認諾しない場合、事件の担当者は、当人に証拠（例：領収書、債務返還に関する覚書など）を提示するよう助言する。

当該紛争事項の特定において、原告及び被告の主張、事件記録簿の様々な情報・証拠に基づき、事件の検討人は、事件の事実の順序をまとめるよう努めなければならない。その後、当該紛争発生の原因はどの原因によるものであるか結論付ける。紛争の原因がわかれば、これまで解決不可能であった問題、原告が裁判所に審理を求めた問題がいくつあり[45]、並びに被告がいくつの事項に返答しているかについても規定することが可能となる。その後、事件の検討人は、いくつの事項に統一が図られ、またいくつの事項が係争中であるか、基本的な総括を行うことができる。

例：X（原告）は、Y（被告）が 3,000 万キープを 6 カ月間借り、2008 年 3 月 20 日作成の貸借契約書に従い、利息は月 5%、首都ビエンチャン、チャンタブリー郡、ドンデン村の土地及び家屋を担保とし、これまで Y が自身に対して利息として 400 万キープを支払った旨、また契約満了時に Y は元本及び利息の支払いに応じなかった旨を主張した。そこで、元本 3,000 万キープの返還及び利息 1,000 万キープの支払い、並びに自身への債務の弁済のために担保資産の売却を請求した。

Y（被告）は、X から 3,000 万キープを借り、月 5%の利息に合意し、これまで X に対して元本 400 万キープを支払った旨、また、X が担保の土地及び家屋を Z に売却すると述べていた旨を主張した。そこで、自身は法律に基づき、元本 1,600 万キープ並びに利息の支払いを行うことを提案した。

上述の事実に基づけば、争点は 400 万キープが元本又は利息どちらの支払いにあたるのかということである。それには根拠となる資料を探さなければならない。そのほか、もう 1 つの争点は担保資産についてであり、本当に X の担保であるか又は Z の担保となり Z に譲渡されてしまったのか、情報・証拠をもって引証しなければならない。

争点がわかったら、争点となっている問題が何であるか、どの証拠を提示しなければならないかを特定しなければならない。事件の検討人は、証拠の提示又は当該問題に関して、どの証拠、誰の証言を採用するか、また、証言する者各人に質問しなければならない問題にはどのようのものがあるかを要約し、計画を練

[45] 人民裁判所における実際の訴訟事件の検討による

らなければならない。これらは要約しておかなければならず、また手順及び定めた計画どおりに行われなければならない。

事件の争点の総括ドラフト

原告の請求	被告の答弁	争点
・1,000 万キープを貸した。 ・利息を月 5%とした（未払い）。 ・土地を担保とした。	・実際に借り、300 万キープを支払った。 ・利息 200 万キープを支払った。 ・担保を認諾する。	・未払いとなっているのはいくらであるか。それは元本 1,000 万又は 300 万キープのどちらであるか。 ・実際に利息はいくら支払われたのか。

3.2.3.　証拠の特定

証拠の特定とは、事件の各争点を解決するための情報・証拠の調査、収集が徹底的、包括的且つ客観的に進められることである。

証拠の特定において、事件の検討人は、事件の検討及び進行計画を作成しなければならない（添付資料あり）。当該検討計画は、争点及び各争点の解決、各種の証拠及び収集すべきでない証拠の特定のために、収集しなければならない証拠のリストで構成されていなければならない。情報・証拠の収集において、主要証拠及び副次的証拠を同時に収集しなければならないこともあれば、事例によっては副次的証拠が主要証拠となることがある。これは何に関して係争中であるかという争点次第であり、それがわかったときに何が主要証拠で何が副次的証拠であるか特定することができるのである。

例 : 全額を受け取っていないという紛争のある貸借契約は、主要証拠としての貸借契約書以外に、契約内の規定と比較するために領収書が実際にあるか調べなければならない。

情報・証拠の収集は、証拠の特定から始めなければならない。証拠の特定とは紛争の種類ごとにどの証拠を提示しなければならないかを把握することである。各種紛争に必要な証拠は当該紛争の種別ごとの特徴及び性格に基づき異なって

おり、証拠の特定を行うことで事件の争点を解決することが可能となる。

訴訟事件の検討は全国で統一化され、裁判官が拠り所として利用する確実明白な原則、規則及び方法がまだ未整備である。各種事件は各々その性格や特徴が異なっているためである。したがって、証拠の検討又は収集は、事件の性格及び特徴によらなければならない。重要なことは、事件の種類ごとにどの証拠が必要であるか、どの証拠を主要証拠としなければならないかを把握することで、そうすることで当該事件を解決することが可能となる。

例：土地に関する紛争は複雑な紛争であり、この種の紛争に供する証拠の提示には困難が伴う。裁判所へ提出する当該問題に関する情報・証拠の収集に誤りをもたらし、争点に沿わないものにしてしまうのである。そこで、土地に関する証拠の検討又は収集については、次の点に注意しなければならない。

・まず係争中の土地がどのような背景を持っているかを知らなければならない。土地の継承者の資料を見ることで最初の土地の継承者が誰かを調べなければならない。

・現在は誰が管理人であるか。管理権はどのようにして得たのか。譲渡、購入によるものか、又はどのような方法で得たのか。管理して何年になるか。

・現在の土地所有権を確認する書類はどのようなものであるか。誰の名義となっているか。

・かかる土地に建築物があるか否か。建築物がある場合、それは誰のものであるか。何年に建てられたか。

・客観的な争点の特定及び尋問内容の用意に基づき、訴訟当事者が係争中である事実に沿って、ほかに裁判所が捜索し、情報・証拠を収集しなければならない問題

例：損害賠償請求は、証拠の提示及び証拠の評価にとって難しい問題である。各種事例の中で発生した損害、物質的及び精神的損害が発生した事例において、かかる損害を証明する確実な証拠を捜索することはできない。そのほか、実際に損害を被った者は、損害額の証拠を収集しておかないことが多く、それが困難をもたらす。証拠は次の手順で慎重に注意深く収集されなければならない。

・どこで、いつ発生した出来事であるか。請求者の権益に損害を及ぼすものであるか否か。どのような損害を与えたか。

・発生した損害はどの個人の行為によるものか。原因と結果にはどのような関係がみられるか。当該問題については、かかる事実を起因とする結果と発生した事件の事実に関して明確な情報・証拠を収集しなければならない。

・発生した損害には何があるか（例：車両同士の衝突で何か壊れたか。けが人がいるか。どの程度の損失があるか）。当該損失は証明書類（例：修理費、治療費、その他の領収書など）が十分になければならない。裁判所はこれらの書類を収集し、事件記録簿に保管しなければならない。それらは損害を被った者にまとめさせてから、裁判所が証拠と比較し、信頼がおけるものかどうか、全て又は一部を信頼することができるか調査する。

・損害の原因及び金額がわかった場合、裁判所は、誰が錯誤を犯したのか、誰の錯誤が少なく、誰の錯誤が多いのかといった、事実に対する錯誤の証拠を捜索しなければならない。当該問題は多くの要因及び環境などに基づくものである。交通規則に対する違反により事故が発生したのであれば、警察の報告書に関連する証拠を捜索しなければならない。そのほか、損害を及ぼした者がいるか、又はかかる損害を賠償する者が一人であるか、複数人いるか、当事者のどちらか一方又は双方で賠償するのかを調べなければならない。損害を賠償する者が複数人いる場合、契約内及び契約外の債務に関する法律の第 90 条の定めに従い、責任を分割しなければならない。そのほか、損害を及ぼした者が未成年の子ども又は被用者であった場合、損害を及ぼした者の代わりに誰が責任をとるのか、損害額に対して責任をとらなければならない関係者に関する証拠を収集しなければならない。契約内及び契約外の債務に関する法律の第 92 条及び第 93 条の定めに従い、保護者又は使用者が損害額に対して責任をとることとなる。そのほか、契約内及び契約外の債務に関する法律の第 91 条の定めに従い、損害を被った者に定期的所得がある場合、裁判所はさらに慰謝料支払を裁決しなければならない。損害額に関する証拠の捜索は、重要書類として証明された領収書によらなければならない。

3.2.4.　証拠の確認

第一審裁判所の裁判官は、証拠の収集における重要人物である。証拠を徹底的に収集、検討、分別、評価する。証拠の評価については次の 3 種類の証拠に基づかなければならない。物証、書証及び人証である[46]。事件の情報・証拠の収集において、事件の検討人は、当該事件に関する証拠が全て揃っているか、事件の事

[46] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 192 条及び第 98 条

実が十分明確となり判決を下すことができるかを判断するため、収集し事件記録簿に保管された証拠を 1 つずつ調べ、評価しなければならない。訴訟手続の計画及び定めた証拠の収集計画に従い、裁判官は、証拠が十分に揃ったか調べなければならない。もし証拠が揃っていなければ、検討人に追加証拠を提示させるのである。詳細は第 2 部第 4 章にて説明される。

もし証拠が揃い、事実も明確であれば、合議体を経て期日にて審理判断を受ける準備を行う。詳細は第 2 部第 5 章にて説明される。

3.3.　訴訟事件の検討への訴訟当事者の関与

訴訟事件の検討への訴訟当事者の関与とは、検討の基盤を徹底的、包括的且つ客観的にするための情報・証拠の収集及び裁判所への証拠提出という重要なものである。訴訟当事者の最初の訴訟手続への関与とは、資料提出及び問題を提示し裁判所に審理するよう請求することの確認、又は問題について合意させ、人民裁判所との解決方法を提示させるために訴訟当事者を立ち会わせることで、当事者を訴訟手続に関与させることである。

裁判所が基本的に総括可能な資料を最初に調査した後、まずは被告及び原告を呼び出し、立ち会わせる。立ち会わせる目的は次のとおりである。

・訴訟当事者双方に和解を促し、調停を行わせる。

・統一を図るために、双方の請求、答弁を確認する。別途記録書を作成することが可能であれば作成し、訴えにおける一致を認定するために署名する。

・訴訟当事者の最初の訴訟手続への関与において、裁判所は、中立の立場で協力して落着地点を見つけるために、三者（裁判所、原告及び被告）での協議を行うことがある。かかる協議においては、訴訟手続の計画を作成し、かかる手続の手順を定めることがある。

裁判所に訴訟当事者を召喚するのは、原告及び被告に紛争における争点がいくつあり、また統一している事項はいくつあるかを両者立会いのもと認諾及び確認させるためである。そのほか、情報・証拠について、裁判所へ提出された情報・証拠で全て揃ったのか、裁判所に収集を要請している証拠はどれかを調べる（例：証人は何人いるか、係争中の場所の出張調査がいつ行われたか、目的は何かなど)。そのほか、裁判所が検討し、訴訟当事者に裁判所へ提出するよう要請する情報・証拠がどこからきたのかを確認し、訴訟当事者同士を立ち会わせ、訴訟手続の計画を作成させる。この間、裁判所は、同時にできる限り和解を促し、

調停を行うよう努めるのである。計画について協議ができたら、訴訟当事者間での統一を図り、事件の検討計画に確認の署名をさせ、訴訟当事者にモニターさせ、その後の訴訟手続に協力させるため当事者双方に一部ずつ渡す。

証拠が不十分な場合、裁判官は原告の請求及び被告の答弁の全ての検討及び審査を行う。同時に双方の情報・証拠についても詳細に検討・審査し、原告側又は被告側の情報・証拠が揃っていない、十分でないと判断した場合、裁判所は、訴訟当事者に追加の情報・証拠を提示するか又は裁判所に対して明白になっていない事項について説明するよう要請する。もしそれ以上情報証拠がないか、又は提示すべきものがなくなった場合、裁判所は、原告側及び被告側に情報・証拠は全て裁判所へ提示した旨を裁判所に対し文書にて確認させる。必要な場合、裁判所は、裁判所自身で情報・証拠の収集を行う（例：係争中の場所の出張検証、証人の証言聴取、署名などの鑑定を行う関係機関への資料の送付、土地登記書の正確性の確認を行う部門への資料の送達など)。第 2 部第 4 章の 5.1.2 項で詳細に説明する。

証拠が揃った場合、事件の検討を担当する裁判官は、原告の請求及び被告の答弁の全て並びに双方の様々な情報・証拠を詳細に審査する。検討人は、原告側又は被告側の情報・証拠が揃い、十分で明白であると判断すれば、合議体に諮り、期日にて審理するための準備を進める。詳細については第 2 部第 5 章の 3.5 項で説明される。

3.4.　訴訟事件の検討結果の要約

訴訟事件の検討において、検討人は、当該事件が明白となったか、収集した証拠が揃い、判決を下すのに十分となったかを定期的に評価しなければならない。情報・証拠が十分揃ったと判断されれば、期日にて審理判断される前に情報・証拠収集の進捗具合をはかる専門職員の会議へ回すために、事件の検討人は、書面により紛争の事実及び争点を総括した要約を作成しなければならない。

事件の審査において、事件の検討人は様々な参考情報・証拠とともに、事件の事実、争点、統一している事項及びまだ疑義が残り検討しなければならない事項の認定を行い、合議体に報告するために事件に関する報告書を作成しなければならない。これは、どの証拠に依拠してどのように当該事件を解決するのかという検討人の意見を合議体に報告するために重要なものとなる。それから合議体は意見を提示し、争点を検討する。担当者は参考情報・証拠を報告、説明及び表

明しなければならない[47]。

第一審裁判所の事件の審査は、正確且つ公平な判決を保証するために重要なものであり、詳細且つ周到に行われなければならない。したがって、事件審査時の報告は、裁判官合議体が最初の証拠を調べ、判決を下すために情報・証拠が十分に揃っているかを評価するために詳細且つ明確に行われなければならない。事件の検討人は、裁判官合議体に提示し説明するため、原告側が提示しているのは何か、どの証拠があるのか、被告が提示しているのは何か、どの証拠があるのかについて、また、事件の事実についての詳細且つ明確な理解及び把握に努めなければならない。

そして裁判官合議体が争点を理解及び把握し、判決を下す際の情報とするために訴訟事件検討の担当者は正確に事実に沿って明晰な報告を行わなければならない。

事件審査の報告において、事件の担当者は争点がいくつあるのか、事件に関連する資料を提示することでどのような証拠があるのか、要約しなければならない。同時に各事項について周到且つ公正な議論及び審理を行うために様々な証拠資料の不足点及び注目すべき点を観察し期日に対し示さなければならない。

裁判官合議体が明確に理解できる事件報告は、各人の技量及び方法若しくは事件の種類によるのであり、報告内容は次に挙げるもので構成される。

・概要部分：訴訟番号、日付、原告名、被告名、関連事項

・内容部分：略式の事実認定

事実認定には以下の 2 つの方法がある。方法 1 : 原告の請求及び被告の答弁に基づく略式の報告。方法 2 : 事件記録簿内の全てから事実を総括（請求書、答弁書及びその他資料、読了後にそれがどのようであったかを総括する）。この方法 2 は、紛争種類によっては総括することが不可能であるため、双方の訴えに基づき報告しなければならない。（方法 1 に基づく）

事件内容の報告を理解しやすいものにするには、紛争の様態及び特徴に基づき報告しなければならない。例えば次のようなものである。

---

[47] 最高人民裁判所 2009 年研究研修所の事件検討カリキュラム

・遺産は継承を図式（家系図）にし、遺産目録を作成しなければならない。

・貸借契約は元本が報告され、各回の支払いの帳簿が作成されなければならない。

・離婚は双方が主張し統一した当初財産及び夫婦の共有財産が認定されなければならない。

・土地は図面及びかかる土地の紛争が始まる日までの期間の譲渡及び売買などの履歴記録が作成されなければならない。

・証拠の紹介部分：原告側は裁判所へいくつの問題があり、各問題はどの証拠を根拠としているのか提示する。被告はどのように認諾又は否定しているのか、どの証拠を根拠としているのか、並びにどのような紛争があるのか、（一部を認諾している場合）双方には何の証拠があるのか、最後に総括する。事件の検討人は事件の審査時に裁判官合議体に提示及び説明するため準備しなければならない。

・意見の提示部分：事件の検討人は、当該事件についてどのような解決方法又は決着を図るべきか、裁判官合議体に自身の意見を提示しなければならない。事件の検討人は、意見を提示するとともに自身の意見を合理的に支える情報・証拠を分析することで、各争点を最も把握している者となるからである。

事件審査の報告において、事件の担当者は争点がいくつあるのか、事件に関連する資料を提示することでどのような証拠があるのか、要約しなければならない。同時に各事項について周到且つ公正な議論及び審理を行うために、様々な証拠資料の不足点及び注目すべき点を観察し期日に対し示さなければならない。

期日を確定できるほど証拠が十分にあることから、当該事件が明確になったと判断した場合、審判時の便宜を図るために審判事項を確定し、審判の期日及び審理判断を行う裁判官を決める。事件がまだ明確ではないと判断する場合、情報・証拠を追加収集しなければならず、情報・証拠の再収集へ向かわせるために裁判官合議体も情報・証拠を収集する事項を確定しなければならない。

サンプル：訴訟事件報告書下書き

事件検討に関する報告書

事件番号：No. 05／第一審、日付：2004 年 2 月 20 日

男・チャンシー	……	原告
女・センペット	……	被告
件名：貸借契約		

1.　事件の事実

1.1.　原告の請求

2003 年 1 月 12 日、女・チャンは男・センペット（原告）より 1,000 万キープを借金し、月利 3%、貸借期間 6 カ月間、男・シーチャン（被告の兄）が所有者である土地と家屋を担保とすることに合意した。借りた後、被告は原告に 50 万キープの利息を支払った。その後は商売が赤字となったことを理由として主張し、元本及び利息を返還することがなかった。それ以後、原告は被告に返還を催促し、村の調停委員会による調停を試みたが、和解に達することがなかったため、原告は裁判所へ提訴した。

原告が裁判所へ請求する審理事項

・貸した元本 1,000 万キープの返還申立て

・利息 750 万キープ

・担保資産を売却しての負債への充当

1.2.　被告の答弁

・原告の請求事実に対する認諾

・利息 150 万キープはこれまでに支払済みであること

・担保資産は兄に所有権があり、（自身は）売却できないこと

2.　事件の争点

・利息の支払いに関して、原告は 50 万キープを受け取り、被告は 150 万キープを支払ったと主張している点

・担保資産に資産の所有者から担保にするという委任状がない点

3.　争点を確認する証拠

・2003 年 1 月 12 日作成の貸借契約書

・2003 年 1 月 15 日作成の領収書

・原告個人の記録ノート

・被告が商業銀行より 150 万キープを引き出した資料

・被告の兄名義の土地登記簿

・村の調停員会による調停記録、日付

・裁判所における対面の調停記録、日付

・150 万キープの利息支払いを認諾する原告の証言記録、日付

・被告の兄の証言記録、日付

・その他

4.　事件の検討の意見

事件の検討を経て請求は一部合理的であり、次のような見解に至った。

・被告には原告に元本 1,000 万キープを返済させる

・被告には 2003 年 5 月から返済完了するまで年 33%の利率で利息を支払わせる。

・担保資産は、被告が借金返済できない場合、売却されるべきである。

よって裁判官合議体による審理を要請する。

責任者

事件記録簿

3.5.　裁判官合議体による最初の検討結果に対する審理

事件の検討人が事件検討に関する報告書を合議体へ提出し、検討を行う専門家会議内の裁判官にも配布した後、裁判官は、事件記録簿及び事件検討の報告書を読み、疑義又は明確でない様々な情報証拠がある場合、裁判官室長又は（会議）参加者は質問を提示し、調査の目的及び目標を定めるために、とりわけ事件の検討人に対する質問を突き詰めるのである。裁判官合議体は事件の事実に関連する回答及び要点を得るために要点の捜査又は質疑を進めなければならない。必要な内容及びそれらに関連する、事件の事実を認定可能にさせるための捜査対象事項を用意しておくこともある。原告側又は被告側の情報・証拠が揃っておらず、不十分又は不明確であるなら、裁判官室長は事件の検討人に再度証拠収集を行うように助言する[48]。情報・証拠が揃っており、十分且つ明確であるなら、事件の検討人は判決日を確定させ、裁判官合議体を形成し、参加者を決め、及び裁判所書記官に召喚状を発行させ、並びに人民検察院所長に報告するため事件検討の報告書作成を行う。

3.5.1　証拠が揃っている場合

原告側又は被告側の情報・証拠が揃っていて事件の事実の明白な認定の基盤とするのに十分と判断した場合、裁判官室長は、事件の検討人に期日にて事件に対して審理を行う日時を定めさせ、裁判官合議体を形成させ、参加者を決め及び書記官に期日参加者宛てに召喚状を送付させることに合意する。期日にて事件に対する審理を行う決定は、期日開始日の遅くとも 3 日前に裁判官合議体の合意として発行されなければならない[49]。

---

[48] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 193 条

[49] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 204 条

3.5.2.　証拠が揃っていない場合

原告側又は被告側の情報・証拠が十分揃っていない又は明白でないと判断した場合、裁判官室長は、裁判所の審理判断が徹底的、包括的且つ客観的なものとなることを保証するため、合議体の合意として事件の検討人に再度情報・証拠の収集をさせ、法廷にて事件の審理を行わないことを助言する[50]。

3.5.3.　事件の却下

事件の却下とは、事件の審理により当該事件の原告が関連する問題に対して請求権を有さないか、又は請求している事件が以前に裁判所より終結命令又は確定判決を既に下されているか、又は原告が請求の取り下げを行っていることから訴訟手続を終了することである[51]。

裁判官室長及び参加者による事件の審理を経ることで、原告の請求及び被告の答弁並びに両者の様々な情報・証拠は丁寧に全てが調べられ、当該事件記録簿には裁判所より却下命令、確定判決が既に下されていること、時効が成立し、被告が当該事件に対する請求を取り下げたことが分かるのである。裁判官室長は、裁判官合議体が当該訴訟事件の再審理を行わないことを命じる。

例：被告は原告より 2013 年 2 月 12 日に交わした貸借契約書に基づき月 5%の利息と被告名義の首都ビエンチャン、チャンタブリー郡ドンデン村の土地及び家屋を担保にし、11 カ月間で 5,000 万キープを借りた。貸借契約の期間満了時、被告は原告に元本及び利息の支払いをしなかった。そこで原告は、被告に元本及び利息ともに清算するように催促したが、事業が破産したことを主張し支払いに応じようとしなかった。そうして村の調停委員会にて調停を図ったが、和解に至ることができなかった。原告は 2,000 万キープの元本及び月 5%の利息の請求するために裁判所に訴えを起こした。

その後、原告は裁判所が審理を行い、情報・証拠を検討・評価することで、原告側の様々な情報・証拠が揃っており、明白であると判断し、原告に対し審理を行い、確定判決を下すように裁判所へ請求した。原告が請求権を有さない場合、裁判官合議体は民事訴訟法の定めに基づき当該事件の再審理を行わないという却下命令を下すのである。

---

[50] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 205 条

[51] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 203 条

原告が請求の全てを取り下げる場合、裁判官は訴訟事件の却下命令を下す。しかし、原告が再度裁判所に請求を行い、裁判官が調べた上で、当該事件が以前原告により取り下げられたことがあると判明すれば、それを理由に原告は被告を訴える権利を有さない。裁判官合議体は事件の検討人に当該事件の再審理を行わないように助言する。

原告が自身に対して審理判断を行うよう裁判所に請求した場合、裁判所が審理を行い、事件記録簿内の情報・証拠を検討・評価することで当該事件は時効が成立していること、原告は再度請求する権利がないことが分かり、裁判官合議体は当該事件の再審理を行わないように却下命令を下す。

4.　訴訟当事者の和解

訴訟事件の審理判断以外に、和解は訴訟事件の解決に採用される方法の 1 つである。なぜなら、和解は訴訟当事者双方を指導し和解を促し、当事者同士が自発的に合意する機会を与えることができ、双方に利益があり、並びに当事者が互いに理解し合えるようにすることで、社会に平和をもたらすのである。人民裁判所は訴訟手続のどの段階、どの審級の人民裁判所においても当事者間でしっかりとした合意を促すよう当事者の和解を行う役割及び責任を有している[52]。和解を行うことができる紛争は、軽微且つ訴額が大きくない紛争である。例えば、家庭紛争、動物の所有権、通行、遺産などに関するもので、それらはまず村の調停委員会により調停が図られなければならない。調停できない場合、郡司法当局は、関連する部門の規則に基づき、当事者を指導し、調停を促し、また、再度訴訟当事者間での調停を行わなければならない。

人民裁判所における和解は訴訟手続において重要なものであり、次の 2 つの和解方法をとることができる。訴訟事件の検討における和解及び期日での事件審理中の和解である。

・訴訟事件の検討における和解

裁判所での和解には裁判官、裁判所書記官、原告、被告又は訴訟当事者の代理人が参加しなければならない。必要な場合には、裁判所により行政当局の代理人、組織の代表者又はその他の関係者が招聘され、参加することもある。

裁判官が訴訟手続を進めているとき、裁判官はまず訴訟当事者間で和解を図

---

[52] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 18 条

る機会を与える。和解において裁判官は次の事項を実施しなければならない。

・和解を行う裁判官は自身の氏名、職務・職位及び記録を行う裁判所書記官の氏名、職務・職位を告知しなければならない。

・訴訟事件、事件番号、日付、期間、件名及び事件の概要を訴訟当事者に告知し、訴訟当事者同士がしっかり和解するように指導する。

・原告が被告に対して請求していることを被告に先に提示させる。

・原告が提示してきた請求に対して被告が受け入れることができるかどうか被告に返答させる。

・合意に達した場合、合意記録を略式でとり、合意結果の実施期日を定め、訴訟当事者双方に署名をさせる。

訴訟当事者が和解に完全に合意した場合、検討担当者である裁判官は文書による和解記録をとり、同時に訴訟当事者及びその他の参加者に和解記録書へ署名させるか又は拇印を押捺させなければならない。そうすることで強制力が生まれ、関連する裁判官合議体は和解がなされた日から 5 日以内の実行命令を下さなければならなくなる。人民裁判所は訴訟当事者間で和解がなされた事件を再審理することはない[53]。重要なのは裁判官が和解できる事件を把握しなければならないということ、訴訟当事者双方の権利及び利益にのみ関連する事件でなければならないということである。

訴訟事件が国家及び他人の権利、利益に反する場合、裁判官がかかる事件の訴訟当事者間の和解を図ることは一切禁止される[54]。

・期日での事件審理中の和解

期日で事件審理がなされている場合、裁判官合議体は訴訟当事者に和解を行う機会を与える。

裁判官が訴訟当事者の和解を図ったものの、当該訴訟事件が和解に至ることができない場合、訴訟手続を徹底的、包括的なものとし、訴訟当事者に公平を期すため法廷において判決が下されることとなる。その後、期日にて事件に対し審

---

[53] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 199 条及び第 201 条

[54] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 197 条

判が行われる場合、訴訟当事者が和解をするかもしれないため、裁判長は再度和解を試みる。訴訟当事者が和解できれば、裁判長は期日での和解結果を実行に移す命令を下す。訴訟当事者が和解に達しない場合、裁判長は訴訟当事者より事実の情報を捜索するために審判を行う。これは、審理判断を迅速、簡便化し、訴訟当事者を公平に扱うためである。詳細は第 2 部第 5 章で説明する。

4.1.　和解の記録書

和解記録書はいずれかの裁判所の裁判官によって作成される書類の 1 つである。和解記録書においては毎回、裁判官は訴訟当事者を平和的な方法で確かな和解に導く役割を果たし、書記官は和解記録書を作成する役割を果たす。

紛争が発生したときはまず、訴訟当事者が話し合いを行わなければならない。和解できない場合には、かかる問題を村の調停委員会に持ち込み、調停委員会の指導の下に社会における平和及び秩序を保つためお互いに妥協点を探る形で調停を行うのである。とりわけ軽微な、訴額が大きくない訴訟、家族関係に関わる訴訟、動物の所有権、通行権、その他に関するものである。村の調停委員会の調停を経ていない場合、裁判所はかかる訴訟を受け入れず審理を行うことはない。調停は何度も行われることがあるが、記録がとられなければならない。訴訟当事者が調停に完全に合意した場合、裁判官は文書による調停記録を作成し、訴訟当事者及びその他の参加者に証拠として調停記録書へ署名させるか、又は拇印を押捺させなければならない[55]。そして調停がなされた日から 5 日以内に調停結果の実行命令が下されなければならない。

裁判官が和解を図ったものの、訴訟当事者が合意できない場合、裁判官は文書の和解記録を作成し、訴訟当事者及びその他の参加者に証拠として署名させるか又は拇印を押捺させる。訴訟当事者は法律の手順に則って人民裁判所に審理判断を行うように求めるため裁判所に対する請求権を有する。

4.2.　和解結果の実行命令

和解結果の実行命令は裁判所の決定であり、裁判所の確定判決と同様の強制力を有する書類の一種である。

訴訟当事者が村の調停委員会及び郡の司法当局において互いに妥協点を探したものの解決方法を見つけられない紛争が発生した後は、軽微な紛争及び訴額

---

[55] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 199 条

が大きくない紛争については侵害された側の訴訟当事者が裁判所へ請求する権利を有する。第一審、控訴審から破棄審裁判所まで、裁判所はどの段階においても訴訟当事者に調停を図る権利を有するのである。裁判所での和解は他の場所での調停とは異なった特徴を有する。なぜなら、訴訟当事者が互いに紛争を止めることに合意した場合、裁判所は和解記録書を作成し、和解がなされた日から 5 日以内の実行命令を下すためである。和解結果の実行命令は確定判決と同様であり、裁判所は民事訴訟法の定めに従い訴訟当事者が和解した訴訟事件を再審理することはない[56]。

例：X は土地及び家屋の所有権を Y より返還されることを求め裁判所に提訴した。訴訟手続の間、裁判所は和解を図り、両者は和解し次のように行うこととした。X は Y に対して 700 万キープの維持保管料を支払うこと。裁判所が和解結果の実行命令を発した後、Y は約束を反故にして実行せず、裁判所に判決を求めた。裁判所は当該訴訟の再審理を行うことはない。

[56] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 201 条

添付資料

サンプル 1

ラオス人民民主共和国

平和・独立・民主・統一・繁栄

＿＿＿県／都

＿＿＿裁判所　　番号：

＿＿＿裁判官室　　日付：

和解記録書

人民裁判所法 2003 年改正版、（新）第 2 条に基づき

民事訴訟法 2012 年改正版　第 194 条に基づき

民事事件記録簿＿＿＿日付け、No.＿に基づき

男／女、名＿＿姓＿＿＿年齢＿＿歳、国籍＿＿＿、職業＿、現住所＿＿＿、
＿＿＿＿グループ、＿＿村＿＿＿郡＿＿＿県を原告とする。

男／女、名＿＿姓＿＿＿年齢＿＿歳、国籍＿＿＿、職業＿、現住所＿＿＿、
＿＿＿＿グループ、＿＿村＿＿＿郡＿＿＿県を被告とする。

内容：

日付＿＿、時間＿に＿＿＿人民裁判所事務所にて、

裁判官＿及び裁判所書記官＿＿＿の面前にて和解を行い、原告及び被告は下記のとおりに合意した。

国税　金額＿＿キープについては、＿＿側が支払に責任を持ち、和解記録書の実施にかかる各経費は＿＿側が支払いに責任を持つこととした。

本和解記録書は強制されたものではなく、両者の自発的意思により作成され、朗読し当事者に聞かせた後に合意どおりであることを確認したため、その証拠に署名を行った。

原告及び被告　　**裁判官**　　**裁判所書記官**

1.

2.

サンプル 2

ラオス人民民主共和国

平和・独立・民主・統一・繁栄

＿＿＿県／都

＿＿＿裁判所　　番号：

＿＿＿裁判官室　　日付：

期日における和解記録書

人民裁判所法 2003 年改正版（新）第 2 条に基づき

民事訴訟法 2012 年改正版　第 199 条に基づき

＿＿＿裁判所＿裁判官室は次の者で構成される。

裁判長＿

構成員＿

構成員＿

書記官＿が同席する。

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分＿＿＿裁判所の法廷にて事件番号＿＿＿＿日付＿＿＿＿＿に和解を行った。

男／女、名＿＿姓＿＿＿年齢＿＿歳、国籍＿＿＿＿、職業＿、現住所＿＿＿＿、＿＿＿＿グループ、＿＿村＿＿＿郡＿＿＿県を原告とする。

男／女、名＿＿姓＿＿＿年齢＿＿歳、国籍＿＿＿＿、職業＿、現住所＿＿＿＿、＿＿＿＿グループ、＿＿村＿＿＿郡＿＿＿県を被告とする。

内容：

和解を行い、原告及び被告は下記のとおりに合意した。

国税　金額＿＿キープについては、＿＿側が支払いに責任を持ち、和解記録書の実施にかかる各経費は＿側が支払いに責任を持つこととした。

本和解記録書は強制されたものではなく、両者の自発的意思により作成され、朗読し当事者に聞かせた後に合意どおりであることを確認したため、その証拠に署名を行った。

原告及び被告　　裁判長　　裁判所書記官

1.

2.

参加者

1.

2.

3.

4.

和解結果の実行命令書ドラフト

ラオス人民民主共和国

平和・独立・民主・統一・繁栄

＿＿＿＿県／都

＿＿＿＿裁判所　　番号：

＿＿＿＿裁判官室　　日付：

和解結果の実行命令書

人民裁判所法 2003 年改正版（新）第 2 条に基づき

民事訴訟法 2012 年改正版　第 201 条に基づき

当事者間の和解記録＿＿日付＿＿に基づき

事件記録簿＿＿＿、番号＿、＿＿＿＿日付＿＿に基づき

男／女、名＿＿＿姓＿＿＿＿年齢＿＿歳、国籍＿＿＿＿、職業＿、現住所＿＿＿＿、
＿＿＿＿＿グループ、＿＿＿村＿＿＿＿郡＿＿＿＿県を原告とする。

男／女、名＿＿＿姓＿＿＿＿年齢＿＿歳、国籍＿＿＿＿、職業＿、現住所＿＿＿＿、
＿＿＿＿＿グループ、＿＿＿村＿＿＿＿郡＿＿＿＿県を被告とする。

内容：

＿＿＿＿＿日付けの和解結果の正しく完全な実行を保証するため、

＿＿＿＿＿裁判長＿は当事者双方にともに厳格に実行させるために本命令書を発行した。

本命令書は署名がなされた日より効力を有する。

裁判官室長

第 4 章

証拠

1.　証拠の定義

証拠とは、訴訟当事者、第三者が訴訟当事者の請求又は申立、答弁又は反訴の確認のために収集し提出される、請求、申立、答弁、反訴の根拠となる情報を意味し、訴訟事件の検討を担当する裁判官による周到且つ絶対的な評価を基礎として裁判所の審理のために、あるものに法的事実があることを認定するために使われるものでもある。

「民事事件における証拠とは、訴訟当事者、第三者が裁判所に提出した、又は裁判所自身で収集した物品、書類、証言など、事件に関わる全ての情報で、裁判所が請求、答弁及び反訴の根拠となった事実及び裁判所が公正な判決を下す上で重要であるとみなすその他の事実を認定する上で基準となるものをいう[57]。」

民事事件における証拠は、原告、被告、関連する個人及び組織を含む訴訟当事者が提出した、又は裁判所が民事訴訟法で定められた手順及び規則に則り収集した、訴訟当事者の請求又は申立、答弁又は反訴に根拠があり、事実と合致していることを説明するための、訴訟手続が徹底的、包括的且つ客観的に進められるのを補助する、実際に存在する全ての証拠のことであるということができる。

民事訴訟における証拠は次の特徴を有している。

・客観的特徴：表面に表れ且つ不変・客観的で人の考えによらない証拠

・関連する特徴：証拠は民事訴訟手続に対して意味がある全ての現象が不変又は可変であることを確認する基礎としての情報である。訴訟手続に関連する全ての内容が包含されるときにのみ、全ての現象、事実を証拠としてみなすことができる。

・整合性の特徴：事件の全ての現象、事実に関連する実際の情報ではなく、訴訟手続において裁判所の拠り所とみなすのみである、法律の定めに従った調査及び評価を経て収集する情報こそが合致性及び法的価値を有する証拠となるのである。

---

[57] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 96 条

証拠の整合性の特徴は次のように総括することが可能である。

・民事訴訟法に違反しない証拠でなければならない。

・しっかりとした調査、確認を経た証拠でなければならない。

・裁判所又は法律が定めた期間内に提供された証拠でなければならない。

・法律の定めに従い公開される証拠でなければならない。

・法律の定めに則り収集され提出された証拠でなければならない。

このほか、事件の事実に関連する全ての証拠は事件の事実とともに発生しなければならず、事実が起きてから証拠を作り上げ証拠を確認することを意味しない。そうでなければ、証拠が間違いをもたらし、事実と合致しなくなることもある。

2.　証拠の重要性

証拠は訴訟当事者の正当な権利及び利益を保護し、裁判所の訴訟手続が徹底的、包括的且つ客観的となることを保証するため、裁判所の事件審判の基盤となる事実の捜索を行う段階において重要な役割を果たす。

民事訴訟手続に正確性をもたらし、客観的事実を認定し、正しい総括を行えるよう、裁判所は、当事者間に発生した紛争の本質を確認するために証拠に依拠しなければならない。証拠は民事訴訟手続に対して意味のある事実を認定するための裏付けとなるものである。したがって、当事者のどちらかが他方当事者に対して自身への義務を履行するよう求める際に、自身の要求を法的に完全且つ厳正に証明する証拠がなければならないことから、証拠は訴訟当事者にとって重要なものとなる。請求者の権利の発生をもたらす法律行為又は法的事実面での証拠があるときのみ、裁判所は紛争の権利を認知するからである。反対に訴訟当事者の請求が情報・証拠から完全に乖離している場合、被請求者が当該請求を認諾し、その認諾が、裁判所が審理判断できる基礎とならない限り、裁判所はその請求権を認知しないのである。

・訴訟当事者の一方が自身の正当な権利及び利益を保護する裏付証拠に欠ければ、それは裁判所での訴訟闘争において自身を不利な側においてしまう効果を示す。したがって、証拠は訴訟当事者の透明性を検証するために事実を捜索する鍵となり、当事者間に発生した紛争の迅速な解決及び事件に対する客観的な裁

判所の判決を可能なものとし、裁判所の判決は証拠に欠けた不正確、不公平なものであるという世間からの不満の声を免れることができるのである。

例：X 及び Y の間で発生した紛争において、X は Y が自身と交わしたバイクの売買契約に違反したと主張した。しかし、Y は、自身が X からバイク購入することに同意したことはないと否定した。X は自身が契約書を所持しており、公証役場のしっかりとした認証もあると主張した。裁判所は当該訴訟の審理の根拠として、X が提供した証拠を斟酌する。上述の理由により、X は有利な側となる。Y は不利な側となり、X が裁判所へ提出した書証は当該訴訟事件に対する裁判所による審理判断の根拠となる。

・証拠は、客観的な裏付けであり、論理的一貫性でもあり、裁判官及びその他の証明する部門が自身の確信によって見解を定められるように補助する役割を持つ。

・証拠は裁判所の訴訟手続が徹底的、包括的且つ客観的に行われることを可能にする基盤であり、訴訟手続の透明性を確保し、双方の訴訟当事者が自身の意思に誠実であることを表明する機会を与える。また、証拠は、信用に値する証拠を拠り所にして裁判官に確信を持たせ、裁判所が訴訟事件に判決を下すのを補助する手段にもなる。

・総括すると、証拠は裁判所の民事訴訟手続、原告の訴状提出の段階から訴訟手続の終結まで民事訴訟手続の全ての段階、及び当該訴訟手続の結果の根幹をなすものである。この理由により、事件の事実・真実に関する証明に最重要な部分であるといえるのである。証拠に基づいてのみ、訴訟当事者が自身の正当な権利及び利益を保護する根拠を得られ、民事訴訟手続の管轄権を有する全ての裁判所による国民の正当な権利及び利益の保護のため、正確に、徹底的に、明白に事件の事実認定及び事件の事実に対する法律の適用が可能となる。法律に則った審理判断は主に情報・証拠に基づくのである。

3.　証拠の入手元

証拠の入手元とは、証拠が法律事実又は何らかの事実とともに発生した場所のことであり、弁証法的又は不変的に法律事実又は事実を認証するもので、変更することができない。証拠は訴訟当事者が作った法律事実又は事実に即し、異なった入手元を有する。

入手元を有する証拠：可読的、可視的、可触的又は可聴的な全ての資料、全て

の物品、訴訟当事者の証言、証人の証言、調査の報告書、紛争が発生した場所の出張調査結果の記録書、様々な物品の展示、資産の金額の鑑定結果及びその他証拠の合法的な入手元

証拠の入手元には次のものがある。(1) 書類、物品及び音声、(2) 物品の展示など、(3) 訴訟事件の当事者、第三者、証人の証言、(4) 専門家又は関係職員のまとめ又は報告書、並びに司法分野でラオス人民民主共和国が締結した契約及び条約の加盟国からの情報、(5) 紛争問題を検証するときの記録書、(6) 紛争中の資産の金額の鑑定結果、(7) その他の合法な入手元[58]。

上述のように、民事訴訟法 2012 年改正版に基づく民事訴訟手続における証拠の入手元は主に 6 つに限定されるといえる。上記 6 つの証拠の入手元以外に、7 つ目の入手元として「その他の合法な入手元」が規定されており、これは、法律に定められた証拠の入手元以外に、裁判所は、その他の証拠の入手元が法律に反しないと判断すれば、それを審理判断の基盤として採用することも可能であるということを意味する。

しかしながら、証拠の入手元から得た全ての書類、様々な事実を証拠とみなし、審理判断に採用できるとは限らない。全ての書類、様々な事実は証拠の基本的性質が保証されていなければならず、事実を間違いなく証明できる証拠でなければならず、同時に民事訴訟法の規定に合致しなければならない。

例 : 訴訟当事者の証言記録は証拠の入手元であるが、全ての証言が偽の証言である場合、かかる証言は正当な証拠とみなすことができない。

上述の全ての証拠は直接得るもの及び間接的に得るものがあり、直接証拠及び間接証拠と呼ぶ。

・直接証拠

直接証拠とは、訴訟事件と直接の関係を有する証拠であり、目標の問題に関する結果を表す。例、契約文書、所有権譲渡確認文書又は事実の発生を直接的に確認する証人の証言記録書。

・間接証拠

間接証拠とは、鑑定の手順を経ることで事実の発生を確認する目標の問題に

---

[58] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 97 条

関して総括可能な証拠である。例、その他の各人書類、印章、署名など。間接証拠によって直接証拠を捜索することが可能となる。優先的に収集及び提出しなければならないのは直接証拠であるが、間接証拠も放っておいてはならないのである。

4.　証拠の種類

証拠の種類とは、証拠の種類ごとにグループ分けされ、複雑且つ無秩序とならないように訴訟手続時に区別し分析を行うのに便利な各種証拠の性質又は固有の特徴のことである。証拠は次の 3 つの種類に分けられる。物証、書証及び人証である[59]。

4.1.　物証

物証とは、異なったモノから得られる証拠のことで、民事事件に関係する情報が入っているモノのことである。証拠となるモノは可読的、可視的、可触的又は可聴的でなければならない。なぜならモノである証拠は証拠としてのモノとして判断されるために裁判所の評価を経なければならないからである。それは事件の事実を反映させることが可能である、したがって、関係するモノの本質及び性質は訴訟当事者又は裁判所が理解できるものである必要がある。

物証は、現在のモノの原本又は民事事件と関係する物証が法律行為面の価値を有する。したがって、裁判所は、法律の手順・規定に従い物証を収集するだけでは不十分で、物証の価値を維持するために保全しなければならない。訴訟当事者が裁判者へ情報・証拠を提供した場合、裁判官はモノの形態、とりわけかかるモノに示されるシンボルに関して詳細に描写し記録書を作成しなければならない。移動することができないモノに対しては現場で審理が行われ、価値の衰退が速いモノに対しては速やかに審理が行われ、そして審理の手順において展示され徹底的に見せられなければならない。モノ及びその価値を訴訟手続が完了するまで長く保全するため、記録書の作成、写真、記録映像の撮影又はその他の方法がとられる。

自身で物証を提出した個人は、裁判所での訴訟事件審理の拠り所となるために事実又は証拠の入手元に関して説明する義務を負う。これは裁判所の審理判断が、訴訟当事者が自身の請求、答弁又は反訴を確認するために裁判所に提示した全ての情報・証拠を催促するためである。したがって、訴訟当事者が物証を裁

---

[59] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 98 条

判所へ提出した場合はどうするのであろうか。証拠として訴訟当事者が持ち込んだ事件の事実と関連するモノを裁判所が理解するためには、訴訟当事者自身が説明するか、又は事件と関係する証拠の入手元について裁判所へ通知しなければならない。

例：X は Y 運転する車が X のバイクと衝突したために車輪が曲がってしまったと、裁判所にかかる車輪を提出した上で主張した。この場合、X は自身が提出した車輪がどのバイクのものであるか、同時に車輪が曲がることとなった原因を裁判所に説明しなければならない。これは証拠の入手元を裁判所へ明確に知らせるためであり、目的に沿って行われる訴訟手続の情報となり、事件の事実と合致するのである。

もし、訴訟事件に関連する物証を訴訟手続に参加していない個人、組織又は企業から入手する場合、当該証拠は当該個人、組織又は企業に返却されるが、裁判所は当該証拠を事件記録簿に記録しなければならない。この原則は訴訟手続を徹底的、包括的且つ客観的なものとすることを保証するためである。したがって、裁判所がそのような目的に沿ってある訴訟事件の審理判断を行うには、審理判断の拠り所の証拠がなければならず、証拠があることによって裁判所に判決を下す確信をもたらすことができるのである。同様に取り調べ、訴訟手続の証拠収集時、訴訟当事者が裁判所へ物証を提出する義務を負う以外に、証拠が不足している場合、裁判所は訴訟当事者又は第三者に追加捜索するよう提案する権利を有する。又は裁判所は物証を管理する個人又は組織にその物証の調査のために裁判所へ提示するように命令を下す権利を有する。

例：X は Y が故意に X の土地を含めて土地登記簿を作成したと主張し、Y に土地の占有及び使用権の返還を迫った。訴訟手続を通して、裁判所は土地管理組織が保管している Y の土地登記簿発行に関する情報資料を調査のために必要とした。裁判所は土地管理組織に Y への土地登記簿発行に関わる資料の裁判所への提出命令を下す権利を有し、裁判所は複製又は調査結果を記録して事件記録簿に保管し、調査済みの資料は土地管理組織に返却する。

4.2.　書証

書証とは、正しく認証された資料の原本又は複製のことであり、全て紛争の事実と関わるものである。かかる資料が外国語である場合、ラオス語に翻訳され、且つ公証登録事務所の認証を受けなければならない。

証拠となる全ての資料はその正確性が認証された書類の原本又は複製であり、

又は提供する権利を有する組織が認証したものである。可聴的、可視的な全ての資料は、かかる資料の出所元となる全ての資料又は音声、ビデオ撮影記録と関わる書類が添付されなければならない。これらの資料は記録書、音声記録カセット、映像記録 CD、写真フィルムのことであり、訴訟当事者により確認され資料として分別される過程を経ることで正しく法律に則った上で得られた証拠とみなされる。訴訟当事者が上述の資料を提示することができない場合、訴訟当事者が提出した可聴的、可視的な資料は証拠とはならない。

例：書証とは、権利書、契約書、写真、財産目録及び紛争に関連するその他の書類をいう。

自ら証拠を提示する者又は裁判所に対し書証を要求する者は、裁判所による事件審理を裏付けるため、かかる証拠に関する事実又は証拠の入手元について説明しなければならない。

訴訟手続に参加していない個人、組織又は企業から訴訟事件に関連する書証を入手する場合、当該証拠は当該個人、組織又は企業に返却されるが、裁判所は当該証拠を事件記録簿に記録する。

書証も訴訟手続における重要な証拠の 1 つである。なぜなら、訴訟当事者双方が裁判所へ証拠となる資料を懸命に捜索又は作成してくるからである。したがって、証拠となる証拠の作成は発生した事実の真実と合致させるために格別の注意が払われなければならない。このほか、資料作成の様式は資料の種類ごとに正しい様式がとられるように注意しなければならない。例：契約資料は契約の様式に沿ったもの、又は資産所有権の確認資料には正しい様式、日付、署名及び関係者の拇印、印章が必要であり、それらがあってかかる資料は完全なものとなり、かかる資料を使用する者に資料に対する確信を持たせるのである。

4.3.　人証

人証とは、訴訟当事者の証言、証人及び紛争に関連するその他の訴訟参加者の証言及び確認から得られるものである。

訴訟当事者又は第三者の証言は人証であり、文書、音声記録、音声・ビデオディスク又は裁判所での口頭による証言として記録されなければならない。

訴訟事件に関連する訴訟当事者及び第三者の証言は、訴訟の中で収集される

その他の証拠とともに調査及び評価を受ける[60]。

訴訟当事者が自身の請求、答弁又は反訴の基盤であると主張する事実又は情報は、事実に基づいて審理するため裁判所によって斟酌される。訴訟当事者の主張が事件の事実と正しく合致していると裁判所がみなすときのみ、裁判所はかかる事実又は情報を事実であるとみなすのである。

訴訟当事者の証言記録：訴訟当事者は訴訟事件と利害関係を持っている者であり、彼らは現在係争中又は裁判所にて解決が図られている法的関係における直接の参加者である。訴訟当事者の証言記録は記憶及び事実に左右され、ややもすれば主観的となり、訴訟当事者の証言記録書内の発言は自身の正当な権利及び利益を守ろうとするものになりやすい。裁判所は、証言に対し確信を得るため及び注意を払うため、証言の評価の際には上述の点に関して審査しなければならない。訴訟当事者の証言は、証言聴取、履歴の記録の手順に従い文書で作成、又は音声記録、映像撮影の方法で作成され、訴訟当事者によって署名がなされる。

第三者の証言記録は直接の当事者ではない個人が原告及び被告の間で係争中の争点対象と関係を有し、それがかかる個人の利益を侵害する場合に、かかる個人の証言によって得る。したがって、第三者である個人の権利及び利益を保護するため、第三者は、裁判所へ同時に審理していくことを求めるために争点対象と自身が関わる事実をもって証言しなければならない。

証人の証言記録：証人は事実に関わる全ての情報に関してよく知っている者である。ただし、当該訴訟事件に関する権利及び利益は有さない。そのため証人の証言は訴訟当事者の証言より客観的な見方が反映される。しかし、例えば、教唆、買収によって何らかの影響を受け、証言が誤ったもの、不明瞭なものとなることもある。法律の規定に基づく証人の証言は文書又は音声、写真として記録されなければならない。確認の署名及び拇印が必要となる。証人は 18 歳以上の成人している者、完全な行為能力者でなければならない。かかる者が行為能力に制限がある、又は行為能力を喪失している場合、訴訟手続時には代理人の参加が必要となる。

上述してきたように、証人は訴訟手続における重要な人証である。したがって、訴訟手続における証人となる者は事件の事実を明白に見聞きした者でなければなれない。そして証人は自身が知り、又は目撃した事実の状況のみを報告しなければならないのであり、推測又は事実でないことを証言してはならないのであ

---

[60] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 100 条

る。また証人が事実と合致しない偽証を行った場合、刑法 164 条で規定される刑事犯罪として扱われる。したがって、この問題に関しては訴訟手続の手順において注意が払われなければならない。裁判官、裁判官補又は専門家は証人に権利及び義務をしっかり告知しなければならない。それは訴訟事件の審理判断を行う裁判官を混乱させる証人の偽証を回避するためである。

5.　情報・証拠の提出及び収集

情報・証拠の収集とは、訴訟当事者又は第三者が自身の請求、答弁又は反訴の確認に際し、事件に関連する物品及び個人である情報・証拠を集めることである。訴訟当事者は争点を明確にする審理の基盤とするため、及び訴訟事件の真実である事実を認定可能にするために情報・証拠を裁判所に提供する義務を有する。訴訟当事者があらゆる手段を使って証拠を集めている際にどうしても自分では収集できないことがある。そのときに訴訟当事者は裁判所に情報・証拠の収集を要請し、裁判所も必要と判断した場合、裁判所は、例えば、証言の聴取、係争場所の出張調査、裁判所への情報提供を関連部門に要請するなどの方法により情報・証拠の収集を行う。詳細は民事訴訟法 2012 年改正版　第 191 条で規定されている。上記規定の目的は、主な訴訟当事者に責任を分担させ、裁判所の負担を軽減させることである。このほか、客観性の保証、当事者のどちらか一方に不利益を招く効果のある情報・証拠の収集という職権乱用を防止するためでもある。

訴訟手続において、訴訟当事者は自身の請求又は反訴を明らかにしなければならず、それには法律と合致した拠り所とするために裏付けとなる証拠が必要となる。一方、民事的紛争は訴訟当事者自身の利益に関わる紛争である。したがって、訴訟当事者は自身への利益となる証拠を審理のために裁判へ提供しなければならない。しかしながら、事例によっては、明白にするため、及び訴訟当事者及び社会の正当な権利及び利益を保護するため、裁判所が自ら情報・証拠の収集を行う。証拠の収集において、裁判所は、迅速且つ規定の時間に間に合うように行うことを保証しなければならない

裁判所による情報・証拠の収集については、裁判所の義務と誤解してはならない。なぜなら裁判所は、訴訟当事者と同等には事実を知らないからである。裁判所は訴訟当事者が提示した証拠を調べるのみである。証拠がまだ不十分である又は明白でない場合、裁判所は、関連する個人に追加の証拠を提示すること、証言をとること、又は紛争の対象を調査することを要請する。ただし、自主的に証拠提示するのは訴訟当事者自身の役割である。

5.1.　情報・証拠の提出及び収集方法

情報・証拠の提出及び収集方法とは、裁判所に審理を仰ぐため、裁判所に証拠を提示する方法のことであり、次の 2 つである。証拠が訴訟当事者により裁判所へ提示される方法及び裁判所が審理判断の基盤とするために情報・証拠を収集する方法である。

原則に基づけば、訴訟当事者が自身の正当な権利及び利益を保護するため、裁判所へ証拠を提出する権利及び義務を有する。あるいは裁判所は自身が必要と判断した場合においても自身で情報・証拠を収集することができる。しかしながら、例えば証拠が関係部門のところにあるために訴訟当事者が自身で証拠を提出することができないと表明する場合、裁判所は訴訟手続を審判まで持ち込み、損失を被った者の正当な権利及び利益を保護するため、裁判所自身で情報・証拠の収集を行わなければならない。したがって、証拠を集め訴訟事件の審理判断の拠り所とするために裁判所に提示する方法は次の 2 つがあるといえる。訴訟当事者による証拠の提出及び裁判所による情報・証拠の収集である。

5.1.1.　訴訟当事者による証拠の提出

訴状が裁判所へ提出されたとき、訴訟当事者は、自身の請求、答弁又は反訴を確認でき、有益である証拠を集め裁判所へ提出する権利を有する。

証拠の提出は、訴訟当事者が自身の請求又は答弁又は反訴の拠り所とするため、及び明らかにするための主な義務である。訴訟当事者は全ての情報・証拠を揃えて裁判所へ提供しなければならない。訴訟当事者の証拠の提出は次の形で行われる。

A.　証拠の提出及び受渡し

新しい情報・証拠が発見される場合を除き、訴訟手続の手順において、裁判所が訴状を審理のために受け取ったときから第一審期日での口頭弁論が終了するまでの間、訴訟当事者は自身が有している証拠をいつでも提示することが可能である。裁判所への証拠提出とは、原因及び自身の正当性の確認を目的とした訴訟当事者による証拠提出という義務の執行のことである。証拠を管理する訴訟当事者は、かかる証拠を裁判所へ迅速に提出しなければならない。なぜなら、裁判所へ提出された証拠の検討に訴訟事件の検討を担当する裁判官が時間を費やす機会を与えなければならないからであり、それは訴訟当事者に対しても有益なことだからである。

訴訟当事者が証拠を裁判所へ提出した際、裁判所はかかる証拠の受理に関す

る記録書を作成しなければならない。記録内容には氏名、証拠の形状、内容、特徴、証拠を受理した時間及び場所、受理者と提出者の署名がなければならない。

訴訟当事者の裁判所への証拠提出は次の特徴を有する。

・新しい情報・証拠が発見される場合を除き、請求書、答弁書又は反訴状の提出時から期日での第一審での口頭弁論までの間に提出される。

・裁判所へ提出する書証は原本でなければならず、もしそうでない場合は、その複製、写真その他の方法の証明を裁判所に対して行わなければならない。

・外国語の書証に関しては、裁判所へ提出する際にラオス語に翻訳済みであり、公証人による翻訳の認証を受けていなければならない。

実際、証拠の提出及び受け渡しは訴訟手続においては重要なものである。なぜなら、訴訟当事者が証拠を裁判所へ提出する際、訴訟当事者は、自身が裁判所へ提出した証拠が裁判所によって全て検討され、審理及び評価されると自信を持つわけであるが、裁判所との証拠の受け渡しに不備があり、裁判官が事件記録簿へ記載しても当該資料に関して誰が提出し、誰が受領したのかなど詳細に報告がなされないことがある。これは当該証拠の使用、評価に困難をもたらすのである。上述の理由によって、裁判所による不完全な証拠の審理又は裁判所に提出された書類の紛失という影響をもたらし、訴訟当事者を公平に扱うことが保証できなくなることもある。したがって、民事訴訟法 2012 年改正版は全ての資料、証拠がうっかり忘れられたり、変更又は紛失されないことを保証するために、この問題に関して細かく規定したのである。同時に証拠の使用、受け渡しの際の法律行為面の価値を保証し、周到に厳格に規則を執行し、明確な資料目録を作成し、いつでも調査可能としたのである。

そのような現象から、裁判所に証拠を提出する者は、証拠目録、証拠の形状、資料の枚数などを示した申込書を作成しなければならない。裁判所は、かかる証拠を確認し、申込書に記載された証拠目録と合致すると判断した場合、裁判所は証拠の受理記録書を正確に作成しなければならない。証拠の受理記録書の作成においては、受理の日時及び場所、提出者及び受理者の氏名、証拠の形状、種類及び数を記載し、3 部作成しなければならない。提出者及び受理者が確認の署名を行い、裁判所が押印し、1 部は証拠の提出者に、1 部は事件記録簿内にて保管

し、もう 1 部は関連する第一審裁判所にて保管される[61]。

B.　裁判所への何らかの行動の要請

裁判所への何らかの行動の要請は取り調べ、証拠提出の段階で行われる。訴訟当事者が自身で情報・証拠を収集できない場合、訴訟当事者は、裁判所に対して事件の証拠を得るために何らかの行動を要請する権利を有する。例えば、証拠が訴訟当事者の手元にない、訴訟当事者が事件に関連する証拠を裁判所に確認のために自身で提出できない場合である。裁判所がかかる証拠を保持している関係部門にそれを情報・証拠として裁判所に提出するよう働きかけることを訴訟当事者は裁判所に要請する。そして訴訟当事者が自身に代わって情報・証拠の収集を行うことを裁判所に要請する場合、裁判所は、証拠が関係部門の管理下にあり、それを審理する必要があると判断した場合、この問題について検討を行う。

上述の問題は訴訟当事者自身の証拠提出における便宜を図るため、訴訟当事者は裁判所に対し要請する権利を有することを示している。しかしながら、訴訟当事者の要請は裁判所が即審理することを意味しない。裁判所は審理が必要かどうか十分に検討を行わなければならない。なぜなら、国家又は当該証拠を保全している組織又は個人の秘密に違反する事例もあるからである。したがって、裁判所は、必要ないと判断した場合、訴訟当事者の要請を否認する権利を有するといえるの。この点に関して、訴訟当事者は自身に対して有益である証拠の保管に注意を払い、安全であること、紛失しないことを保証し、証拠を使用しなければならなくなったらいつでも使えるようにしなければならない。

C.　証拠に関する異議申立

訴訟手続において、裁判所は紛争の事実を探るのである。それには訴訟当事者双方は双方が有する全ての証拠に関して、もう一方の当事者の証拠を否認した理由を書面で説明することでお互いの証拠に異議を申し立てる機会を与えられなければならない。

証拠に関する異議申立においては、訴訟当事者双方は情報・証拠を裁判所に提示し証明しなければならない。「他方当事者の証拠に対し異議を申し立てる当事者は、その事実について裁判所に説明又は証明しなければならない」[62]。訴訟当事者が提示した全ての証拠について、それに対し異議を申し立てることができ

---

[61] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 104 条

[62] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 105 条

るよう、裁判所は他方当事者に教示しなければならない。証拠への異議申立とは、証拠の提出の段階又は期日で審判が行われる前に訴訟当事者がお互いの証拠に異議を申し立てることである。

訴訟当事者の証拠に関する異議申立とは、訴訟当事者が自身の請求又は答弁を確認する証拠を捜索する義務、並びに自身の主張を検証する証拠の捜索義務を有することである。他方当事者が否認した場合、主張された当事者の義務では全くなくなるのである。

例：X は Y との間で乗用車 1 台 2 億キープでの売買に合意し、Y は X へ乗用車を引き渡し、X は Y へまず 1 億 5,000 万キープを支払った。残りの 5,000 万キープに関しては 1 カ月以内に支払うことで合意した。その後、期間満了時に Y は X に未払金の支払いを催促したが、X は、未払金は既に Y に支払ったと主張した。このような状況になったため、Y は X に未払分の金額を支払わせるために裁判所に提訴した。

かかる事実の証明のため、Y は売買契約書を提示し、X は認諾したことにより、両者は共同で契約書を作成したこと認めたということになる（法律事実）。これは、それ以上検討のための証拠を Y に追加で捜索させる必要がないということである。一方、X は、自身が Y へ全額支払済みであると主張したが、Y によって否認され、また認諾されなかった。X が支払ったと証明できる証拠を捜索する義務が X にはあり、X により支払記録、領収書又はその他確認できる証拠が提示されなければならない。

反対にもし、X が未払部分を完全に支払ったという証拠、5,000 万キープの領収書がある場合、Y は同金額が貸付金の返済であり、車両価格の未払分ではないと否定するならば、それを証明する証拠の捜索義務は Y のものとなる。X が Y から借金をしていることを証明する証拠を捜索しなければならないのである。

総括すると、証拠に関する異議申立とは、訴訟当事者双方に他方当事者が先に提示してきた証拠に対する主張を説明する機会を設けることである。事例によって、訴訟当事者は、自身が権利及び義務を正しく完全に果たしたのだと主張する証拠を提示することで、原告側は原告の権利を被告が侵害したと主張し、被告側は原告の権利を自分は侵害していないと否定する権利を有するのである。また言い換えれば、証拠に関する異議申立とは、裁判所が事実を探り、訴訟当事者の紛争を是正する法律条項を適用するため、訴訟当事者の証拠をもって原因及び結果を主張することである。

日本の訴訟手続制度との比較、訴訟手続段階における証拠に関する異議申立では、裁判官は訴訟当事者を普通の会議室に呼び出し、裁判官及び記録を行う裁判所書記官の立会いの下（審判ではなく）、原告及び被告に裁判所へ提出した証拠全てに説明を行わせ、他方の訴訟当事者には認諾させ、期日での事件審理に入る前に証拠を検討し、答弁書を作成できるようにする。訴訟当事者による証拠に対する異議申立に便宜を図ることが、事件の事実の真実を得やすくし、期日での事件に対する審理判断を保証するものにもなるということが取り入れることのできる教訓である。

5.1.2.　裁判所の証拠の収集方法

訴訟当事者が裁判所へ証拠を提出した後、裁判所は訴訟当事者が提出した証拠目録に基づき全ての証拠を調査しなければならない。十分に揃っていると判断すれば、期日で審理判断を行う裁判官合議体を形成する。反対に、裁判所により審理判断を行うにあたり証拠が不十分である、又は十分に明白ではないと判断した場合、裁判所は再度証拠の収集を行うのである。裁判所による証拠の収集は次の方法によって実施される。関係者を召喚しての証言聴取、争点の出張調査、専門家を選任しての鑑定、関連する証拠についての説明、確認又は提供を関係部門へ要請すること、及び他の裁判所に証拠の収集及び調査を委ねること[63]。

A.　関係者を召喚しての証言聴取

関係者を召喚しての証言聴取では、原告、被告、第三者、証人又はその他の関係者は、請求、答弁、反訴又は申立の目的に関して明らかにするために、裁判所に出頭して証言を行わなければならない。証言において、関係する個人（※原告、被告、第三者、証人、その他の関係者ら全員が含まれる）は、裁判所が用意した尋問内容に基づき質問に回答しなければならない。裁判所に出頭し証言を行う個人は、裁判所に対し追加説明を行い、それを書面で提出する権利を有する。訴訟当事者が記述することができない又は記述しなくても良い場合、裁判所へ直接証言することも可能である。裁判官が取り調べを行い、裁判所の書記官又は専門家は記録を行い、朗読して証言者に聞かせる。その後、署名及び拇印を押捺するのである[64]。少年又は行為無能力者から証言を聴取する場合、かかる者の父母又は保護者を参加させなければならない。ろうあ者、知的障害者、心神喪失者、18 歳未満の者、いずれかの訴訟当事者の近親者に関しては、参考として証言す

---

[63] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 106 条

[64] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 108 条

ることができるものの、訴訟事件の証人とはみなされない。なぜなら、当該人物は完全な行為能力を有しておらず、自身の行動をコントロールできないからである。いずれかの訴訟当事者の近親者については、必ず自身の親族を弁護するからである[65]。証言の聴取は裁判所で行われるか又は裁判所に対し証言する者がいる場所で行われるが、どこで行われるのが適当であるかということによるのである。

訴訟手続の段階での証言の聴取は、まだ曖昧又は複雑な争点に対して訴訟手続の担当者の理解を促すのに有益である。したがって、訴訟手続の担当者、つまり裁判官は、関係者を召喚し証言を行わせなければならない。ただし、召喚状を発行する前に質問事項を事前に準備した上で裁判所書記官に関係者に証言をさせるための召喚状を発行させるのである。尋問を行うときは、用意しておいた質問を先にしてしまい、その後にやっと別の事項に入ることができる。なぜなら、事前に用意しておいた内容を先に質問することにより、訴訟当事者の担当者が検討する時間が作り出され、まだ明白になっていないと判断した場合に、上述の検討した内容から質問が生み出され、準備されるのである。避けなければならないことは、訴訟事件の検討人が証言の聴取を普通の簡単なことと捉え、尋問内容を準備しなくてもいい、自身の記憶に頼ればいいと考えてしまうことである。それは、目的に沿わない証言の聴取となる危険、裁判所が必要とする紛争の核心を得られない危険、時間の浪費となるかもしれない危険をはらんでいる。訴訟当事者に嫌悪感を抱かせ、訴訟当事者から事実を得ることを保証できないものとしてしまうのである。

訴訟当事者の証言聴取において、双方の訴訟当事者の証言にまだ疑義があるか、又は証言が食い違い、各々が別々のことを主張する場合、訴訟当事者の担当者は、双方の訴訟当事者を召喚し立ち会わせ、双方が主張する内容を取り上げ、双方に説明及び統一されていない内容を明白にするための証言をさせるのである。この際に証明のための情報・証拠があればなお良いのである[66]。

例：X は Y がホンダ製のバイク・スクーピーを 500 万キープで自身に売却したと主張した。しかし、Y は自身が X にバイクを売却した覚えはなく、X には貸しただけであると主張した。この事例では、事件の担当者は、係争の事実が売買か貸借かであることを探るため、当事者双方立会いの下に証言を聴取する。まず X にバイクを購入した事実について説明させ、証明となる証拠を提示させる。

---

[65] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 80 条

[66] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 108 条

その後、Y には事件の担当者に対してバイクの貸借に関する説明をさせる。このようにして証拠に関する異議申立を行う機会を双方に与えるのである。

もう 1 つ重要なことがあり、それは訴訟手続の担当者が証言聴取を行う際には、書記官又は専門家を同席させ、彼らに記録をとらせ、記録を読んで聞かせることである。その後署名を行い、拇印を押捺させる[67]。

B.　争点の出張調査

争点の出張調査とは、裁判官合議体が自身の目で確かめた上での見解を定めるため、紛争の対象となる場所を見に行くことである。実際の争点（例：土地の境界、隣接する土地の面積・区画、通行権に関する紛争の争点）を目にすることが、裁判官合議体にとって訴訟事件の事実認定を明確に行える条件となるのである。裁判官が争点の出張調査を行う際には入念な計画が練られなければならない。具体的には調査の参加者、予算、調査内容及び日時の決定であり、図面を描く者、面積を計算する者及び記録者というように業務を明確に分担させる[68]。

争点の出張調査は、訴訟当事者の要請又は裁判所による調査が必要との判断に基づいて行われる。争点の出張調査には訴訟当事者、村の行政当局及び関係部門の参加がなければならない。出張調査を要請した側は、調査にかかる費用を負担しなければならない。裁判所は書面にて費用をまとめ、判決書に記載しなければならない。費用が余った場合には、裁判所へ予納金を納めた者に返還し、不足した場合には費用を支払った関係者に追加支払いするよう助言する。そして、法律に基づき争点の出張調査にかかった経費は敗訴した訴訟当事者に負担させるように判決するのである。

C.　専門家を選任しての鑑定

訴訟手続の原則において、証拠が専門的性質を持つ場合、裁判所が証拠の内容を明白に理解することができず、訴訟当事者が各々の主張をすることがある。そうした場合、裁判所は証拠に関する明白な理解を得るため、専門家を選任し、証拠を明白及び明確にするために鑑定を行わなければならない。

---

[67] 民事訴訟法 2012 年改正版第 108 条では次のように定められている。証言聴取の記録の規則では本条項の内容を厳格に実施しなければならない。例：参加者の氏名、証言者の略歴が記載されなければならない。変更、追加又は削除された箇所の行頭に、署名し拇印を押捺しなければならない。

[68] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 111 条

例：X は、Y が X に対して負債があると主張し、Y は、X に対する負債はないと否定し、契約書の署名は自分のものではないとした。この事例において、訴訟手続の担当者である裁判官合議体は、治安維持省刑事技術証拠検証局へかかる契約書並びに比較資料を送付し、規則に基づく争点である署名に関して検証を依頼しなければならない。

例えば、字、署名、印鑑、物品又は場所などの得られた証拠が明確でなく疑義を含んでいる場合、いずれかの訴訟当事者の要請及び裁判所の判断に基づいて専門家を選任し、証拠の検証を行わなければならない。裁判所は、関係部門に証拠の検証を要請するか、又は専門家を選任し検証又は確認を行わなければならない。選任の内容には検証又は確認の目的を詳細に記載し、検証の期間を定め、検証する情報・資料を添付しなければならない。また、訴訟当事者又はその他の関係者に通知しなければならない[69]。

裁判所の要請に従い証拠の検証を行う専門家は、専門的原則に従い厳格に証拠を検証し、科学的原則に基づき包括的に一貫性を持った審査を行わなければならない。検証の終了後は検証結果を記録書にまとめ、適時に検証を要請した裁判所へ送付しなければならない。もし訴訟当事者から個人的に検証を依頼された場合、検証を行う者は、検証の請け負いを回避しなければならない。なぜなら、それは公平性を保証することができなくなり、関係当局の業務執行について他方の訴訟当事者に疑義を生じさせることになるかもしれないためである[70]。

D.　関連する証拠についての説明、確認又は提供の関係部門への要請

訴訟当事者が裁判所へ提示した証拠は、裁判所が全て調査、評価を行わなければならない。しかし、証拠は全て明確・明白になったもののみが審理される。そこで、裁判所は、まず詳細に調査を行わなければならず、まだ疑義が残るか、内容に不明瞭な点があると判断した場合、関係部門へ説明又は確認を要請する。

例：同一の土地に 2 つの土地登記簿がある場合、裁判所は土地登記簿の発行手順の説明又は誰の土地登記簿が正しい物であるか及び法的使用価値を有するかを確認するように天然資源、環境及び土地機関に書面にて要請しなければならない。

上記の例は、訴訟当事者が自身で証拠を提出できない且つ証拠が訴訟当事者

---

[69] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 112 条

[70] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 113 条

の下にない場合に行われる。関係する証拠がいずれかの機関の管理、保護の下にある場合、訴訟当事者は自身で裁判所に提出することができない。裁判所は訴訟当事者の要請又は裁判所の判断に基づき関係部門に裁判所へ証拠を提出するよう書面で要請しなければならない。関係部門が裁判所へ送ってきた証拠が書類の原本である場合、裁判所は調査し証拠として利用するのみで、事件記録簿に複製を保管した後、裁判所はかかる原本である証拠を上述の提供機関へ返還しなければならない。

E.　他の裁判所への証拠の収集及び調査の委託

原則に基づくと、事件又は紛争が発生した場所、又は、訴えの根拠を形成する資産の所在場所、又は被告の居住場所の裁判所は、事件について審理判断を下す管轄権を有する[71]。しかし、訴訟手続の際に商売又はその他を理由にして被告が転居し、家族が別の地方へ行く、若しくは第三者、又は訴訟手続のその他参加者が他の場所へ移動することもある。それらは裁判所における訴訟手続の障害となる。訴訟当事者、第三者、証人、訴訟手続の参加者が別の地方にいる、又はその他理由及び証拠が別の地方にあるという理由から裁判所へ証言に出頭できない場合がある。そこで情報・証拠の収集及び証言聴取に便宜を図るため、訴訟手続の管轄権を有する裁判所は、被告又は証人又は訴訟手続の参加者が居住する土地の裁判所に情報・証拠の収集及び取り調べを代理で行うように委託委託する権利を有する。

委託委託においては、事件の概要及び委託された裁判所が収集すべき証拠を記載しなければならない。当該委託は、委託された裁判所のみに対し拘束力を有するものであり、情報・証拠の収集に関する委託である場合は 30 日以内、他の裁判所による証言聴取に関する委託である場合は 15 日以内に実施される。情報・証拠の収集及び代理取り調べの後、委託された裁判所は情報・証拠の収集の結果及び証言聴取の記録を委託した裁判所にただちに送付しなければならない[72]。

---

[71] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 25 条

[72] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 116 条

参考：裁判所による情報・証拠の収集の長所・短所

長所	短所
裁判所はかかる証拠が実際にあることを知ることができる。	裁判所に瑕疵があった場合、裁判所に対する非難が集まるかもしれない。
証拠に関する詳細な情報を知ることができる。	社会、訴訟当事者は裁判官がえこひいきしていると考える。
裁判官は訴訟事件の証拠に対して確信を持てる。	不明瞭な証拠を検証しなければならなくなるかもしれない。
訴訟当事者からの信頼を得られる。	予算を浪費する。
裁判所は実際の問題を認知できる。	訴訟手続の期間が長くなり、裁判所は重労働を強いられる。
弁護士がいない場合に裁判所は国民を助けなければならない。	本来訴訟当事者が行うべきことを裁判所が代わってやってしまう。
国民が国の機関から証拠を収集できない場合、裁判所は国民を助けなければならない。	弁護士の業務を奪うことになる。

6.　証拠審理の規則

証拠審理の規則とは、訴訟当事者が裁判所へ提出した証拠の審理を行う権利を裁判所に与える規定のことであり、要するに訴訟当事者が裁判所へ提出した全ての証拠は裁判所が全て審理を行わなければならないということである。第一審裁判所での訴訟手続において裁判所が事件記録簿に保管する訴状が提出された段階から期日において口頭弁論が終了するまで、裁判所は訴訟当事者が提供した証拠又は裁判所自身が収集してきた証拠に基づき審理を行わなければならない。証拠を審理する際に、裁判所は、証拠を全て提出したかどうか訴訟当事者に質問しなければならない。全てが提示されていない場合、裁判所はかかる訴訟当事者に適切と判断する期間に証拠を追加提示するように助言する。したがって、情報・証拠の審理とは裁判所での訴訟手続にとって必要と判断される様々な証拠全てを集めることであるといえるのである。また、言い換えれば、調査及

び証拠提出の段階において自身の主張を証明する証拠を提出する機会を訴訟当事者に与えることである[73]。

7. 証拠の調査及び選択

訴訟当事者の証拠提出及び裁判所の証拠収集完了の後、裁判官は訴訟当事者双方の証拠全てを調査、分類及び選択する。訴訟当事者双方が提出した全ての証拠について、裁判所が真実に基づいて事件の事実認定を行う基盤とするために他方の訴訟当事者に説明又は異議申立をさせる、及び意見を提示させなければならない。証拠の分類及び選択において重要なのは、裁判官が訴訟事件の事実に関わり、有益な証拠のみを取捨選択するように努めることであり、それを判決文の結論部分及び判決部分に記載する。しかしながら、判決の基盤とならない証拠について、裁判所は、関係者が提示した証拠の採用不可能な理由を結論部分に記載し、判決を下す拠り所とするのである[74]。

証拠の調査及び選択では、訴訟当事者が裁判所に提出した証拠の目録及び裁判所が収集した証拠の目録に沿って調査を行う。もし、証拠が完全に揃い及び十分明白に訴訟事件の事実認定を行えると判断されれば、期日で審理判断が下されることとなる。民事裁判官室長は、期日で訴訟事件に対して審判を行うための決定を下し、参加者、期日日時を定め、期日での審判への備えを裁判官合議体の構成員である裁判官に委ねる[75]。反対に、証拠の調査及び選択を通して、訴訟当事者が提出してきた証拠がまだ揃っていない、十分でない、又は訴訟手続を担当する裁判官の証拠収集が不完全のために期日で訴訟事件に対し審判を下すことができないと判明した場合、裁判所は訴訟当事者に追加の証拠を提出するように助言する、又は訴訟手続を担当する裁判官に追加の証拠を収集するように助言する[76]。

証拠の選択は訴訟事件の検討を担当する裁判官の重要な職務の 1 つであり、どの事項が当事者間で統一されていて、どの事項がまだ統一されていないか、明

---

[73] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 120 条では次のように定められている。訴訟を受理してから口頭弁論が終了するまでの第一審の手続において、裁判官合議体は、証拠を全て提示したかどうかについて訴訟当事者に質問しなければならない。全てが提示されていない場合、適切な期間を定め、その期間内に該当人に追加の提示をさせる。提示した証拠が全てであり、且つ十分である場合において、訴訟事件の審理を開始する。

[74] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 192 条

[75] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 205 条

[76] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 204 条

確に分かるように証拠を選択しなければならない。証拠の提出においてはまだ統一されていない事項にのみ焦点が当てられるのである。証拠提出の義務に関して、請求、答弁又は反訴を提出した側が本章の 5.1.1.の C で説明されているように自身の主張を証明する証拠を捜索する義務を負うのである。

例：X は Y と遺産としての農地の分割のために裁判所に提訴した。情報・証拠の収集の過程で Y は X が分割を申し立てた農地は両親からの相続遺産であると証言した。Y はかかる両親の遺産は昨年分割したもので、当該の農地は自身の分の土地であると主張した。この事例において双方の意見が統一している事項は、紛争対象の農地は当事者たちの両親の遺産であるということであり、双方の意見が統一していると分かる証拠を捜索して提出する必要はないのである。統一していない事項は、X がかかる農地が分割されていないと主張し、一方 Y は分割済みであると主張していることである。したがって、Y は紛争対象の農地が既に分割済みである証拠を提出する義務を負う。

したがって、訴訟当事者又は訴訟手続の担当裁判官であっても、裁判所に証拠を提出するには、自身が有し、自身の主張に有益であるとみなされる証拠を全て揃えて関係する裁判所に提出しなければならない。訴訟手続を担当する裁判官は、情報・証拠を徹底的に収集し、真実に正しく則った訴訟事件の事実認定及び法律の条項を適用し、事件の訴訟事実を是正するために訴訟手続の計画を作成する。訴訟当事者双方に対する公平性を保証し、訴訟手続の期間を定めるのを保証するためである。

8.　証拠の保護

民事訴訟事件における証拠の保護とは、裁判所の判決がまだ下されていない訴訟手続の期間中に証拠が普通に使用することができるよう保証するために、証拠を保護することである。証拠が消失、故障したり又は改造されたりしないように保護するためであり、言い換えれば、証拠がいつまでも本来の状態にあることがより良いのであり、証拠が管理されるにあたり、いずれかの訴訟当事者が裁判所の同意の下に管理者となる、及び事例によっては関係する特定の技術機関が選任され管理者となる、又は必要に基づいて裁判所自身が管理者となるということである。

例：X は土地登記簿の原本を記録簿に収めることで、Y に土地の所有権を返還するように催促した。このような場合、X の土地登記簿は X の損失について保証することができない。なぜなら、訴訟手続には時間がかかり、記録簿は移動するからである。したがって、裁判所は X の土地登記簿を複写し、事件記録簿に

保管し、原本はXに返還しX自身に保管させ、裁判所が土地登記簿を必要としたときにXはいつでも裁判所に提示しなければならない。

実際は、訴訟手続の担当者は、訴訟当事者が提出した全ての証拠を種類ごとに詳細に分類しなければならない。必要がない場合は自身で保管すべきではない。これは紛失を防止するためであり、例えば、金銭であれば銀行に、武器であれば治安維持組織に、又は書類であれば複写して記録簿に保管する。書類の原本に関しては持ち主に返還する。

人証について、証人は法律に基づき保護される。もし、何者かが脅迫し、証人に事実どおりに証言させない場合、脅迫を行った者は刑法97条の規定に基づき刑事罰に問われ、判決を下されることとなる。したがって、訴訟手続において、証人は、誰かの威光に躊躇したり又は恐れることなく、法律の規定に従い自身の権利を行使し、義務を果たさなければならない、つまり自身が見た、知った事件の事実、真実に基づいて報告しなければならない。

証拠の保護は次に示す方法で行われる。写真撮影、音声記録、複写、記録、安全な場所での証拠の保管。訴訟当事者は裁判所に証拠を保護するいずれかの命令を出すように申し立てる権利を有する[77]。

9.　証拠の評価

証拠の評価とは、各々の証拠及び訴訟手続の手順における証拠同士の信頼度、証明の価値を定めるための裁判官の一貫した手順形式の行為のことである。証拠の評価は法律制度の理論部分及び実践部分において特別注意が払われる事項でもある。訴訟当事者が請求、答弁又は反訴を確認する全ての証拠は信頼に足るものであるかどうか評価されなければならない。裁判官は自身の確信をもって決定を下すのである。

言い換えれば、証拠の評価は訴訟当事者が主張する事実が本当にあったのかどうかという自身の確信に対する裁判官の頭脳面での活動である。しかしながら、証拠の評価は似通った認識と混同するため、裁判官はかかる証拠の評価においては格別の注意を払わなければならない。

裁判所は、事件の事実についての包括的、徹底的且つ客観的な審理に基づき、独自の判断で証拠評価を行わなければならない。証拠は、裁判所がそれを審理、

---

[77] 民事訴訟法2012年改正版　第117条

評価及び認定している限りにおいて、証拠としての有用性を有する。裁判所は、訴訟当事者が統一的に認定した証拠を主として、審理を進めなければならない[78]。

各証拠は事件に合致し、関わる性質を定めるために評価されなければならない。収集した証拠は裁判所での事件審理に採用するために保護されなければならない。とりわけ裁判官合議体は、密室にて評価を行わなければならない。証拠の評価において裁判官は、収集した証拠の全てを等しく重要なものとみなさなければならず、書証が物証又は人証より重要であるとみなすべきではない。いずれの証拠も同様の重要性を有するのである。肝心なことは、証拠と事件の事実が符合していることであり、それが事実を明白に証明でき、疑問点が消えることで裁判官は審理判断の基盤として確信を持てるのである。

証拠（Evidence）の評価において、裁判官は各種類の証拠評価の原則を考慮に入れなければならない。特に人証、書証及び物証。さらに主要事実（Primary facts）、間接事実（Indirect facts）及び補助事実（Supplementary facts）で構成される事実の真実性の要素も含まれる。

・主要事実（Primary facts）とは、例えば、権利の発生、変更、喪失など、法的効果の推認作用を有する事実のことである。

例：X は Y と家屋の賃貸契約を交わすことに合意した。家賃は年 1,000 万キープとし、毎年 1 月初めに予め支払うこととした。契約満了時に X が家賃を支払わないため、Y は裁判所に提訴した。契約者の合意は X 及び Y に権利及び義務を等しく発生させる事実である。

・間接事実（Indirect facts）とは、主要事実の有無の推認作用を有する事実である。

上述の例では、X は Y に家賃を支払った際に自身の弟の Z が支払いを目にしていると主張した。この場合、Z（支払いを目にしたこと、証人となること）は間接事実なのである。

・補助事実（Supplementary facts）とは、事実の検証に影響を及ぼす事実のことである。

引き続き上述の例を用いて説明すると、Z は X の弟であるから X の証人にな

---

[78] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 118 条

ることは当然であり、かかる者は必ず兄を利する確認を行うのであり、この場合は補助事実となる。

総括すると、裁判官が判決を下すために証拠の評価を行う際は、どの証拠が主要事実で、どの証拠が間接事実及び補助事実であるか、裁判官が判決を下しやすくするための基盤とするために、全ての情報・証拠を徹底的に分類、熟慮し審理しなければならない。

10.　証拠の採用

証拠の採用とは、裁判所により収集され、評価された証拠を、裁判所の判決の基盤又は拠り所とするために訴訟手続に採用することである。証拠の採用は事件の審理判断において重要なものであり、裁判官は全ての訴訟事件の審理に採用しなければならない。要するに、裁判所が十分に合理的であると判断した全ての証拠は、法律の規定に従いかかる証拠を採用した理由を明白に結論部分に記載することで審理判断に適用されなければならない。裁判所が非合理的と判断した訴訟当事者の証拠についても同様に判決書の結論部分に記載しなければならない。当事者が自身の証拠を裁判所は審理していないと主張し、訴訟当事者が不服とし判決に対して控訴を申し立てる原因となる不満の声を抑えるためである[79]。

[79] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 119 条

第 5 章

期日（パスムサーン）

1. 期日の定義

裁判官合議体の期日とは、証拠の調査、評価を経て事件を審理判断するため、及び訴訟当事者に追加証拠の提出機会を与え、訴訟当事者及び裁判所での訴訟手続の参加者への尋問、訴訟当事者の口頭弁論を明確に行い、裁判官合議体への訴訟当事者双方からの意見表明及び様々な問題に関する理由説明を行うために裁判官合議体が開く合議のことであり、これ以後本章において「裁判官合議体」という。

2. 期日の重要性

期日は、訴訟手続の参加者である訴訟当事者及び訴訟手続を行う裁判所の両方にとって重要なものである。

・訴訟当事者に対する重要性 : 法律が例外を規定しない限り、期日は公開で行われ、期日には誰でも参加可能であり、裁判官合議体の期日における様々な手順を誰でも目にすることができる機会を設けている。同時に審理、口頭弁論、尋問、聴取、情報・証拠の検証、期日参加者からの様々な問題又は意見の提出を通して、参加者は、裁判官合議体の情報・証拠の審理に信頼をおくようになる。このほか、参加者は、当事者双方が裁判官合議体に提出又は提示した情報・証拠に対し、どちらの情報・証拠が本当の証拠であるか、又は偽の証拠であるか、どの証拠が法律の規定に従い、事件の事実に合致した審理判断を裁判官合議体が行うに足る理由となる確実性、厳密さを有しているかを評価することもできる。さらに、訴訟当事者及び社会に裁判所の判決結果を納得させることができるのと同時に、その迅速な実行も可能とするのである。

・裁判所に対する重要性 : 期日は、情報・証拠の収集、調査、期日において訴訟当事者とともに選択することにより、事件の審理判断を担当する裁判官合議体に、情報・証拠に直接アクセスさせる。それは、裁判所の透明性及び訴訟当事者双方への公平性の表明となる。そのほか、民事訴訟手続において、期日の過程は重要な過程である。もし期日がなかったとしたら、裁判所の訴訟手続は不完全で訴訟手続の正しい手順を踏まない法律違反となる。

期日を行う際には厳格な規定及び明確な手順があり、各手順において訴訟手続の参加者及び裁判所の職員には絶対的な役割及び責任が割り振られている。

とりわけ裁判官合議体及び裁判所書記官は手続における重要な役割を負い、秩序をもって期日を進行させ、定めた目的に基づき徹底的且つ十分に情報・証拠を収集できるように指揮するのである。同時に訴訟手続における訴訟当事者の平等性を確保し、民事訴訟法を正しく実行することにもなる。したがって、裁判官合議体、裁判所書記官、人民検察官及び期日参加者は、各人の役割に基づき連携して協力し合い、自身の役割に注意しながらそれを自主的に果たさなければならないのである。

3.　期日の段階

期日の段階は次のとおりである。期日開始、期日における事件審理、期日における訴訟当事者の口頭弁論、人民検察官の意見陳述、一時休廷及び判決の言渡し。

3.1.　期日開始

期日の開始は、裁判官合議体が事件の事実認定を行い、明確、明白、十分な情報・証拠の収集及び法律の規定に正しく則り、事件の事実に合致した判決を裁判官合議体が下せるようにするために、原告、被告、さらに第三者及びその他参加者に事件の事実に対し相互に説明させ、裁判所に対して争点に関する口頭弁論を行わせることになることから、期日又は民事訴訟手続の第一歩となる。

3.1.1.　期日開始前の準備

期日開始前の準備は裁判所書記官の職務及び役割であり、書記官は裁判官合議体が期日にて審理を行う訴訟当事者、第三者、証人及び関係者及び期日に参加するように召喚された個人が召喚状どおりに出頭しているかどうかを確認しなければならない。参加者が全員揃っている場合、裁判所書記官は、原告及び原告側の第三者、原告側の証人を裁判官合議体の右側に着席させ、被告、被告側の第三者、被告側の証人を裁判官合議体の左側に着席させる。

法廷内で参加者の着席が完了した後、裁判所書記官は、参加者全員に期日規則を告知し、厳格に遵守させるようにしてから、裁判官合議体に入廷を求める。裁判官合議体の入廷後、裁判所書記官は、裁判官合議体に期日開始の準備が整ったことを報告する。とりわけ当該訴訟手続の当事者、第三者及び関係者が入廷済みであること、事件番号、事件の日時、原告、被告及び第三者の氏名、何に関する紛争であるかを簡略的に報告する。そして、当日審理を行う事件記録簿を裁判官合議体に渡す。それから裁判所書記官は、民事訴訟法 2012 年改正版の第 59 条に規定された裁判所書記官の権利及び役割に基づき期日参加者の証言を期日記

録書に記録し、訴訟当事者が提出した証拠の検討、調査及び審理を裁判官合議体に委ね、証人の証言及びその他の問題などを統制する。

期日の総則は次のとおりである。

「・法廷に出席している全ての者は、裁判官合議体を尊重し、期日の規則及び裁判長の忠告又は命令に従わなければならない。

・全ての者は、裁判官合議体が法廷に入場及び退場する際に、敬意を表すために起立し、沈黙を守らなければならない。

・期日の参加者が意見を述べるときは、裁判長の許可を得なければならない。体調不良の場合、裁判長は着席のままで意見を述べること許可することができる。

・15 歳未満の者は、裁判所の許可を得た場合を除き、期日に参加することができない。

・期日にて動画の録画、写真撮影、録音する場合は裁判所の許可を得なければならない

・裁判官合議体の忠告又は命令に違反したものは、裁判所から退場命令が下される[80]。」

上記の期日に関する規則は期日開始及び裁判官合議体の入廷前に裁判所書記官が告知する。期日特有の規則については別途定められる。

3.1.2.　期日開始

期日開始とは、裁判官合議体の入廷によって始まり、同時に裁判所書記官より期日準備の進捗の簡略報告を聞くことである。具体的には、事件番号、日時、訴訟当事者が誰であるか、召喚状、招聘状に基づき期日参加者が全員出席しているかについて報告を受け、期日にて審理される事件記録簿を書記官から受け取る。裁判長は期日開始を宣告し、期日参加者に審理を行う事件を告知する。裁判官合議体が審理を行う事件の事件番号、日付、何に関する事件であるか、原告の氏名、被告の氏名、第三者（いる場合）の氏名を告げる。

同日に審理する事件がある場合、裁判長は、事件ごとに告知することでどの事件があるのかを告知する。同時に当該事件の担当裁判官合議体に誰が任命され

---

[80] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 218 条

るのか、具体的な裁判官室名、具体的に裁判長の氏名、裁判官合議体の構成員である裁判官の氏名、期日に参加するよう任命される裁判所書記官、人民検察官の氏名、（代理人、専門家及び通訳がいる事件の場合）代理人の氏名、専門家の氏名及び通訳の氏名を告知する。

その後、裁判長は引き続き裁判官合議体、裁判所書記官、人民検察官、専門家及び通訳を忌避する権利、訴訟闘争における権利を訴訟当事者に告知し、専門家及び事実に基づき証言を行う証人の義務、正確に通訳する通訳の義務、法律の規定に基づくその他の権利及び義務をそれぞれの者に告知する[81]。

3.1.3.　裁判官合議体、裁判所書記官、人民検察官、専門家及び通訳の忌避

裁判長が訴訟当事者の担当者･参加者の氏名及び裁判官合議体（裁判官 3 名）、裁判所書記官、人民検察官、専門家及び通訳を忌避する権利を訴訟当事者に告知した後、訴訟当事者は、裁判官合議体、合議体内のいずれかの裁判官、裁判所書記官、人民検察官、専門家及び通訳の忌避を申し立てる権利を有する。

A.　裁判官合議体、裁判所書記官、人民検察官、専門家及び通訳の忌避を申し立てられた場合

いずれかの訴訟当事者が裁判官合議体又は合議体内の特定の裁判官、裁判所書記官、人民検察官、専門家及び通訳の忌避を申し立てた場合、裁判長は、期日中断を宣告し、訴訟当事者の当該忌避申立の理由を審議するために密室に移動する。同時に訴訟当事者及び全ての期日参加者に期日を継続して行うか又は忌避を申し立てられた人員を変更するか、裁判官合議体からの返答を着席したまま待つように告知する。忌避申立の理由を審議する時間については、どの位の時間がかかるかを期日参加者には告知しない。密室での裁判官合議体の審議は、どの人員に対して忌避が申し立てられたかによるのである。しかしながら、裁判官合議体は、裁判官合議体が忌避申立の理由が不十分だと判断し、期日を継続する場合のために期日の時間を無駄にしないよう、可能な限り迅速に審議を行わなければならない。

裁判官合議体が密室での忌避申立の審議を行い、かかる忌避申立が十分合理

---

[81] 民事訴訟法 2012 年改正版第 223 条では次のように定められている。裁判長は正式な期日開始宣言及び審理する訴訟事件の告知を行うとともに、期日参加者に対し裁判官合議体の構成員の氏名を裁判長、合議体の裁判官、裁判所書記官、人民検察官、専門家又は通訳人の順に告知し、並びに訴訟当事者に対し忌避申立の権利を告知する。

的と判断された場合、裁判官合議体は忌避を申し立てられた裁判官合議体又は人員を変更しなければならない。そして法廷に戻ってから期日を再度最初からやり直さなければならないのである。逆に裁判官合議体が忌避申立を合理的ではないと判断した場合、裁判官合議体は、同様に法廷に戻ってから裁判長が期日の再開を宣言し期日を継続して行う。期日の再開前に、裁判長は、訴訟当事者及び期日参加者に対して忌避を申し立てられた人員を変更しない理由を説明する。とりわけ忌避を申し立てた者に対して、裁判官合議体がどの理由によって訴訟当事者の忌避申立に基づき人員を変更することができないかを説明し、理解させる。忌避を申し立てた者に裁判官合議体に対する疑念を抱かせない、又は忌避を申し立てられた人員が忌避を申し立てた者自身を公平に扱わないのではないかという不信を抱かせないために説明を行う。

B.　裁判官合議体、裁判所書記官、人民検察官、専門家及び通訳の忌避が申し立てられない場合

裁判官合議体、裁判所書記官、人民検察官、専門家及び通訳の忌避が申し立てられない場合、裁判長は、期日参加者の権利及び義務の告知、原告、被告、第三者及び法廷にて訴訟手続に参加する者の権利及び義務、とりわけ訴訟手続における平等な権利、情報・証拠を提示する権利及び期日において事件に関連する様々な問題について説明する（口頭弁論）権利を告知し、期日を引き続き行っていく。例：訴訟当事者は、期日において裁判官合議体に対し様々な情報・証拠を提示する（物証)、どの問題がまだ明らかでないか提示し説明する、又は追加の書類資料を提示する（書証)、裁判所に特定の個人の尋問を要請する、訴訟当事者が裁判所に尋問を要請する個人は裁判所に対し証言を行ったことがない又は当該訴訟手続に参加したことがない者である（人証)、及びその他情報・証拠を訴訟当事者が有益であると判断した場合、裁判官合議体はかかる情報・証拠を検討、調査、審理、評価し及び法律の規定及び事実に合致するよう正確に判決書に記載をする。

3.1.4.　期日参加者の権利及び義務の告知

裁判長は、訴訟当事者及びその他参加者が期日において履行できる権利及び義務に関して告知する。例：情報・証拠を提示する権利及び訴訟当事者の様々な問題について説明する権利、証人が事実に基づき証言する義務、専門家が真実の情報を提供する義務及び通訳が正確に通訳を行う義務など。

義務及び権利の告知が完了した後、裁判長は、訴訟当事者に裁判官合議体へ様々な問題の提示又は申立を行うように促す。例：裁判官合議体に対する情報・

証拠の追加収集の要請又は申立、何らかの理由による期日における事件審理の延期の申立。要請又は申立が行われるか又は裁判官合議体自身が困難で複雑な問題を発見した場合、裁判長は密室での協議及びかかる要請又は申立又は問題に対して期日にて審議決定を行うために期日を中断する。訴訟当事者及び期日参加者から要請又は申立がなされず、裁判官合議体が当該訴訟事件に困難で複雑な問題がみられないと判断した場合、裁判官合議体は、事件の審判へと進むことで期日を引き続き行っていく。

3.2.　期日における事件審理

期日における事件審理の本質は、訴訟手続を担当する裁判官が収集し、訴訟当事者が提出した事件の要点である情報・証拠を調査、検証するために尋問すること、参加者の主張の聴取である。それは事件の情報・証拠がまだ裁判官合議体が判決を下せるほどに十分に明確且つ明白でないと判断すれば、裁判官合議体により調査又は検証済みの場合に情報・証拠の追加捜索となる[82]。

事件審理は裁判官合議体により審理の手順及び順序に従い、原告の尋問より始まり、原告側の第三者、被告、被告側の第三者及び証人の尋問、訴訟当事者及び期日参加者の証拠提示の聴取、専門家及び期日に参加する関連組織の職員の最終意見の聴取などの順に進められる期日の第一歩である。これらは民事訴訟法 2012 年改正版の第 206 条第 1 項の内容の履行であり、かかる条項では訴訟事件の審理において、事件の要点又は争点である情報・証拠を検証するために、期日の参加者の尋問、聴取また期日の参加者の主張により行わなければならないと規定されている。

民事訴訟法 2012 年改正版の原則、とりわけ第 206 条の第 2 項に基づくと、第一審の期日における訴訟事件の審理は、直接的、口頭にて、公開又は場合により非公開で行い、また口頭による答弁を有し、裁判官合議体の変更をすることなく継続的に及び事件ごとに行わなければならない。裁判官合議体の変更がある場合は再審理しなければならないとも規定している。各々の原則には次の意味合いが含まれている。

・直接的：裁判官合議体を形成する裁判官による訴訟手続は事件審理の要素が揃っていなければならない。それは訴訟当事者が期日に参加することである。訴訟当事者が期日に参加することができない場合、事例によっては判決を下すことが可能であり、かかる判決は欠席裁判とみなされる。かかる審理は直接的審理と

---

[82] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 206 条

みなされる。直接的審理とは、訴訟当事者が期日に参加しなければならない及び訴訟当事者の立会いの下に期日が進められることを意味している。

「日本の民事訴訟手続制度において、とりわけ期日での審理では、遠隔での電話、ビデオを経由する事件審理が認められている。しかし、重要なことは、訴訟当事者は連絡をとるのに便利な場所へ出頭しなければならず、また多くの場合、訴訟当事者の代理人である弁護士協会の事務所が利用される。」

・口頭による審理：訴訟当事者及び期日参加者に口頭で尋問を行うことであり、裁判官合議体及び訴訟当事者並びに期日参加者は対面で質問し合う。訴訟当事者又は期日参加者が口頭で質問できない場合、又はラオス語を知らない且つ理解しない者は、通訳を介して質疑応答を行うことができる。例：いずれかの訴訟当事者がラオス語を話すことができないか、ろうあ者である場合、通訳を介さなければならない。裁判所の訴訟手続の原則としてラオス語のみを使用することが法律に規定されているからであり、訴訟手続の参加者はラオス語が分からなければ、自身の言語又は他の言語を使用する権利が認められている。ただし、通訳を介さなければならない[83]。

・公開での審理：事件の審理は国民に対して公開で行われる。どの個人も規定に基づき審理を見学することが可能である。ただし、裁判所が審理の見学を許さない第三者についての例外規定がある。具体的には 18 歳未満の子どもであり、事件に関係がなく、裁判官合議体から許可を得られない限りは参加することができない。とにかく事例によって裁判官合議体が審理している問題が個人の秘密及び国家の機密（例：性的羞恥、極度に尊厳を侵害すること、公的機密に関する問題、国家の安全に関わる軍事機密及び社会秩序に関する問題など）である場合、裁判官合議体の審理は部外者の見学を許さないのである。上述したようなある特定秘密に関わるような問題である場合、裁判官合議体は非公開で関係者に尋問を行う。

ただし、非公開での事件審理が完了したとき、秘密でない問題に関しては、裁判官合議体は再び公開での審理を行う。非公開で審理を行う部分のある事件であっても、又は非公開でなくとも、判決の言渡しの際には裁判官合議体は法廷にて公開で言渡しを行う。

・裁判官合議体の変更なしでの審理継続：事件審理は事件の審理期間中の裁判官合議体変更を許可せずに継続的に行われなければならない。公的な時間制限を

---

[83] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 14 条

迎えたが、裁判官合議体が事件の審理を完了させられていない場合、裁判官合議体は事件審理を後日に延期することが可能である。ただし、後日事件の審理を継続する際には、裁判官合議体構成員である裁判官は別の裁判官に交代することが許可されず、以前と同一の者によって事件審理が継続される。裁判官合議体を変更する必要がある場合、当該事件の審理は再度初めからやり直さなければならない。裁判長が再度期日開始を告知し、期日の手順どおりに実施する。

3.2.1.　裁判官合議体の事件概要の報告

期日にて事件審理を開始する際に、裁判官合議体は、事件概要の報告から始める。裁判長自身が報告を行うか、又は当該事件の検討を担当し、事件審理判断を行う当日に裁判官合議体の構成員として任命された裁判官のうちの 1 名が報告を行う。事件の内容報告は、請求、証言及び原告立会いの下の証言、答弁、反訴、証言、被告立会いの下の証言及び第三者の請求（ある場合）がどのようなものであるかを総括し、裁判官合議体が審理を行う事件がどのような争点を有しているか、訴訟当事者双方が提示している問題には何があるか、どの問題に対して訴訟当事者の意見が統一しているか及び訴訟当事者の意見が統一していない問題又は争点にはまだ何があるのかを訴訟手続に参加する者又は期日参加者に知らしめる。

期日において事件内容の報告がなされた後、裁判長は、原告及び原告側の第三者（いる場合）に期日当日までに自身が書き、裁判所へ提出した請求書及び裁判官合議体の報告に基づく裁判所に対して行った証言全てがそのとおりであるか確認するよう、何か追加又は変更又は削除したい問題がないか申し出るように促す。原告側への質問が完了した後、被告及び被告側の第三者（いる場合）に対しても同様に、期日までの裁判官合議体の総括及び報告に基づく自身の答弁、反訴及び証言がそのとおりであるか確認するよう、何か追加又は変更又は削除したい問題がないか申し出るように質問し、促す。同時に裁判官合議体は、被告及び被告側の第三者（いる場合）に原告側の請求をどのように認諾するか、例えば、請求の全て又は一部を認諾するか、若しくは全てを拒絶するか、及び被告から反訴がある場合においては、裁判長は被告に対し行った尋問と同様に原告・原告側に対しても尋問を行う。

A.　期日において被告が原告の請求を認諾し、原告が被告の反訴を認諾する場合

期日において被告が原告の請求全てを認諾し、原告が被告の反訴全てを認諾する場合、裁判官合議体は当事者双方にそれ以上の尋問を行うことなく当該事

件に対し審理判断を下す[84]。いずれかの訴訟当事者が他方の訴訟当事者の請求を認諾する場合、訴訟当事者の間に争点となる問題はないと判断し、裁判官合議体がさらに問題に関わる情報を審理する必要はない。裁判長は期日に参加している人民検察官に期日に対する意見陳述を行わせる。

人民検察官による意見陳述の後、裁判長は密室にて当該訴訟事件を審議し、判決書を作成するために一時休廷を宣言する。審議及び判決書の作成が完了した後、裁判官合議体は判決の言渡しのために（密室から）出てきて期日再開を宣言する。判決の言渡しの後に当日の期日は終了となり、裁判長は期日終了を宣言する。

被告が原告の請求の一部又は原告が被告の反訴の一部を認諾する場合、裁判官合議体は原告側、被告側及び全ての証人並びに原告側及び被告側が認諾しない又は拒絶する問題又は争点のみに関係するその他の人物を尋問する。かかる事例の尋問について、裁判官合議体は、原告側及び被告側の意見が一致している問題に関してはそれ以上期日において審理及び弁論を行わないということを意味している。裁判官合議体は、原告側及び被告側の意見がまだ一致していない、及びまだ争点となっている問題のみを取り上げ、明白な情報・証拠を得るため、同時に判決を下す際の基盤とするために審理及び弁論を行う。

B.　被告が原告の請求を否認し、原告が被告の反訴を否認する場合

被告が原告の請求を否認し、原告が被告の反訴を否認した場合、裁判官合議体は、事件審理手続の段階へと移行する。しかし、事件の詳細な審理を開始する前に、裁判官合議体は、訴訟当事者が期日で調停によって和解できる機会を与える。調停によって和解することができない場合、裁判官合議体は、順序立てられた事件の詳細な審理手続の段階に進む。例：原告側の尋問が完了した後に、被告側の尋問、証人及び期日に参加している関係者に尋問を行う。

期日において、原告、第三者が請求を取り下げる又は被告が反訴を取り下げる場合、裁判官合議体は本教本の第 2 部第 1 章 6.4 項で説明している手順に基づき手続を進める。

3.2.2.　期日における訴訟事件の和解

期日における訴訟事件の和解とは、まずは裁判長が事件の原告、被告及び第三

---

[84] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 227 条第 2 項

者に和解を行い、和解して問題の解決に合意できる機会を与えることである。裁判長は、調停の強制力及び裁判所が原告及び被告又は第三者の和解において合意した事件に関しては再度審理を行うことはないことについて説明を行う。原告、被告及び第三者の間での和解又は訴訟当事者が相互に合意したものは法律を違反することがあってはならない。例：原告、被告、第三者が合意した問題は国家及び社会の権利及び利益に違反するものであってはならない。とりわけ国家に所有権がある資産の分割合意である。訴訟当事者の和解による合意が国家及び社会の権利及び利益に違反すると裁判官合議体が判断した場合、裁判官合議体は和解形式での再度の合意を訴訟当事者に許可しない。

期日における訴訟事件の和解は、事件の審理手続の前の段階より人民検察官の意見陳述又は裁判長が密室で事件の審理及び判決の作成を行うために期日の中断を宣言する段階までの間のみ行うことができる。裁判長が密室で事件の審理及び判決の作成を行うために期日の中断を宣言した場合、裁判長自身の裁判所での和解を訴訟当事者に許可しない。ただし、当該訴訟事件の原告、被告、第三者又は関係者は、上級裁判所での訴訟手続時及び裁判所の判決執行官室にて和解形式の合意をさらに行うことができる。

原告、被告、第三者が期日において和解に合意し和解に達した場合、裁判官合議体は裁判長、裁判官合議体の構成員である裁判官、裁判所書記官、人民検察官、日付（年／月／日）及び和解手続又は期日開始の時間で構成される裁判官合議体の和解記録書を作成する。

和解記録書の作成が完了した後、原告、被告、第三者、裁判所書記官、人民検察官、及び裁判官合議体は、かかる和解記録書に署名を行う。その後、裁判官合議体は当該和解の結果を調停により合意に達した日付より 5 日以内に執行する命令を下す[85]。和解結果の執行命令は裁判所の確定判決と同様の強制力を有し、訴訟当事者及び第三者に当該命令に対する控訴申立を許可しない。和解を行い和解結果の執行命令を下した裁判所は、和解記録書、和解結果の執行命令書及び事件記録簿を裁判所の判決執行官室又は執行部に厳格に執行させるために送付する。

---

[85] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 201 条では次のように定められている。調停完了時、裁判所は、裁判所での調停の結果を調停記録書が作成された日から 5 日以内に執行する命令を下さなければならない。調停結果の執行命令は、裁判所の確定判決と同様の強制力を有する。

3.2.3.　期日における事件審理の開始

期日における事件審理に関して、裁判官合議体は次の順序で尋問を行っていく。裁判長はまず、原告に請求の理由及び争点に関する簡略的な提示並びに請求を確認することが可能な様々な情報・証拠の提示を裁判官合議体に対し行うように促す。原告の提示する全ては争点及びかかる争点の解決方法に集中していなければならず、同時に原告は自身の第三者（いる場合）に事件の事実に関して再確認するために証言及び意見を述べるように促す。

原告及び原告側の第三者による要請及び確認のための意見表明が完了した後、裁判官合議体は、被告に原告の提示に対する認諾の意見表明又は否認、並びに自身の主張を確認する証拠を裁判官合議体に提示するため、事件の事実を報告するように促す。このほか、この段階において被告は原告に対する反訴を申し立てる権利を有する。期日における訴訟手続に参加する被告側の第三者がいる場合、被告は原告側の第三者同様に自身側の第三者に裁判官合議体に対し確認するための証言及び意見を述べるように促す。

当事者双方が裁判官合議体に対し徹底的に意見を提示し、証言を行った後、裁判官合議体は全ての証人及びその他の参加者に対する尋問を順序に従い行う。証人の尋問について、裁判官合議体は、かかる訴訟事件がどの証人又は参加者を取り調べ及び尋問しなければならないか、誰を先に尋問するかを検討する。裁判官合議体は、証人及び期日の訴訟手続参加者を尋問する以外に、訴訟手続に参加する者、原告、被告、第三者及び裁判官合議体に対し証言を行った全ての証人に質問することが可能である。しかし、双方の質問はかかる法廷で審理を行っている裁判官合議体の指揮、管理下において、許可を得た上でなされなければならない。

A.　原告及び原告側の第三者の尋問

被告が原告の請求を否認した、又は原告が被告の反訴を否認した、及び双方が調停方式による和解に達することができない場合、裁判官合議体は、原告及び原告側の第三者（いる場合）の尋問から始める。もし当該訴訟事件に原告が複数人いる場合は、裁判官合議体は原告一人ずつに尋問を行う。まずは被尋問者の経歴を問うことから始め、かかる者に事件の事実及び請求の目的について再度説明するように促す。これは、裁判所に期日日までにいくつの争点又は問題があるかを審理させるためである。その後、裁判官合議体は争点の審理を行い、並びに原告及び原告側の第三者に追加証拠の提示及び裁判所に対して行った証言又は自身の提示の確認をさせる。

期日における原告、被告及び第三者の尋問に関して、裁判官合議体は双方に対して時間制限を設けない。ただし、原告及び原告側の第三者が争点に関する証言及び提示から脱線し、事件の争点又は問題に関連のない事実について説明する場合、裁判長はかかる証言する者又は提示する者に彼らが裁判官合議体の尋問している争点のみについて話をするようコントロールする。

裁判官合議体が原告及び原告側の第三者の尋問を完全に終了させたとき、裁判官合議体は被告及び被告側の第三者に原告及び原告側の第三者が取り上げた争点に対して意見を表明するか又は質問する権利を与える。これは民事訴訟法2012 年改正版で規定している答弁の原則に合致している[86]。

B.　被告及び被告側の第三者の尋問

被告及び被告側の第三者の尋問については、裁判官合議体は原告及び原告側の第三者に対する尋問が完了した後に行う。被告側の尋問も原告側に対して行った尋問と変わらず、裁判官合議体は合議体がまだ明らかでないと判断している争点又は問題又は被告及び被告側の第三者が答弁、反訴及び裁判官合議体に対して行った証言の中で原告に反論している問題についてのみ集中して尋問を行う。被告及び被告側の第三者が既に提示済みで明確及び明白になっていない全ての問題については、裁判官合議体に対しかかる争点及び問題について当人たちから説明がなされなければならない。

裁判官合議体が被告及び被告側の第三者の尋問を完全に終了させたとき、裁判官合議体は原告及び原告側の第三者に被告及び被告側の第三者が取り上げた争点に対して意見を表明するか又は反論する権利を与える。これは A で述べてきたように原告及び原告側の第三者への尋問が完了した後に被告及び被告側の第三者に意見又は質問を提示する権利を与えるのと同様である。

C.　証人の尋問

期日において裁判官合議体が証人への尋問を始める前に、裁判長は事件に関連する争点又は問題の理由について説明し、並びに全ての証人の権利、義務及び偽証に対する責任について説明を行う。その後、裁判官合議体は証人に事件の事実を詳細に報告することを促すことで尋問を始める。とりわけ事件の経緯及び

---

[86] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 11 条第 2 項では次のように定められている。裁判官合議体は、審理において訴訟当事者が自己の証拠を提示し、その説明を行い、又は相手方の証拠に対して答弁することができるよう保証しなければならない。

証人と事件との関連性について報告させる。それから順序に基づき様々なまだ明白でない問題について質問していく。

期日において証人が行った証言がそれまでの訴訟手続期間中の供述内容と矛盾した場合、裁判官合議体は、かかる証人に当該証言、並びに事件に関係するその他の問題について説明させる。証人は証言を行い、事件に関連する様々な問題について説明を行う。それ以外に、原告側及び被告側又は双方の訴訟当事者の後見人は、それまでに証人が行った証言及び説明について問題及び疑義を持った場合、証人尋問を行うことが可能である[87]。

18 歳未満の者、ろうあ者及び知的障害・精神障害に対する尋問においては後見人、父母又は保護者又はその他代理人を期日へ参加させなければならない。18 歳未満の者に尋問を行う際には、訴訟に参加するその他の者を法定より退出させることがある。ただし、尋問終了後、裁判官合議体は当該個人の証言を期日参加者に通知し、彼らに当該個人への質問する権利を与える。裁判官合議体による 18 歳未満の子どもへの証言聴取が完了した後、かかる子どもがそれ以降法廷にいる必要がないと裁判官合議体が判断した場合、法廷より退出させる。

18 歳未満の個人、ろうあ者及び知的障害者・精神障害者及びいずれかの訴訟当事者の親族への尋問により得られた証言は情報として検討することが可能であるが、裁判所の事件審理判断における証人となる又は証拠とすることはできない[88]。

D. 期日における追加証拠の提示

期日における追加証拠の提示とは、訴訟当事者が裁判所にまだ提出していない、又は提出したが、かかる訴訟手続の中に揃っていなかった様々な証拠を提出することである。かかる証拠は、物証、書証及び人証で構成される。

1)　物証の提示

物証の提示は期日における事件の審理期間中に物証を提示することであり、物証の追加提示が必要と裁判官合議体が判断した場合、裁判官合議体は原告、被告及び第三者に裁判所に対し提示させる。訴訟当事者双方又はどちらか一方が

---

[87] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 232 条

[88] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 80 条第 2 項

物証を提示する場合、裁判官合議体は訴訟当事者に期日において当該証拠に関する提示又は確認を行わせる。これは事件の事実をより明白にするために行われる。物証については訴訟当事者が提示済みであることもあれば、以前に提示していない物であることもある。

例：被告側は裁判官合議体の事件審理判断における証拠となると信じるモノを持っていた。しかし、かかるモノは、被告側がまだ裁判所に提出していない又は裁判官が情報の収集・検討を行っている際に提出したものの、まだ揃っていなかった。そして被告側自身で期日において裁判官合議体へ確認のために提出した。この事例では、被告側は期日において提示し確認を行うことが可能である。これを期日における物証の提示と呼ぶのである。

2)　書証の提示

書証の提示とは、裁判所の訴訟手続期間中に証拠を提示することであり、原告、被告、第三者、証人及び関係者が行った証言、事件を担当する裁判官が記録した情報又は質問により聴取した証言のことである。期日において裁判官合議体が審理を行う際にかかる者が裁判官合議体に参加していない場合、かかる者が記録した情報又は証言は期日で朗読される。かかる者が期日に参加する場合、ただし、審理を経た後、審理時に得た情報又は証言とそれ以前に記録した情報又は証言が一致しない又は矛盾する場合、裁判官合議体は期日においてかかる矛盾する問題に関して当人に説明を行わせる。

書証が国家の秘密、公的秘密又は個人の秘密である場合、裁判官合議体は期日において提示させることを許可しない。当該証拠を提示又は提出したい場合、訴訟手続時に裁判所に提出するか、又は裁判官合議体により審理を行うために裁判所に提出し事件記録簿に保管されなければならない。

例：専門家はある資料の鑑定を行った。かかる専門家は、それまでにも鑑定結果記録を裁判所に提出しており、期日日に裁判官合議体から期日に参加させるための召喚状が出された。裁判官合議体は、かかる専門家からある問題について追加説明を受けなければならないと判断したが、当人が参加できない場合、裁判官合議体は期日において当該鑑定結果の記録書を法廷内の訴訟当事者及び参加者に通知する。

3)　人証の提示

人証にするための尋問の本質は、証人の証言を聴取すること、及び審理に参加

しており、事件の事実を見ている個人の証言から得られたものを証拠とすることであり、同時に原告側及び被告側より裁判所に提示されたことがなく、裁判官がそれまでに進めてきた訴訟手続の中で取り調べ、聴取していないものを証拠とすることでもある。

期日において裁判官合議体が事件の審理を行う際、原告、被告及び第三者が人証となり裁判官合議体による自身側の審理判断を行う理由となる特定の個人の尋問を裁判官合議体に要請する場合、かかる原告、被告及び第三者が尋問を要請する人物は、これまでの訴訟手続の期間において訴訟手続に参加していない、又は裁判所に対して証言を行ったことがない者でなければならない。

原告、被告、第三者が裁判官合議体に尋問を行うように要請した個人が訴訟手続に参加したか、又は事件の検討を担当する裁判官がかかる個人を取り調べ証言を聴取済みであった場合、裁判官合議体はかかる個人に対する尋問を再度行わない。裁判官合議体は上述の C での説明に基づく証人審理の段階又は手順に沿って審理を行う。

人証となる個人の尋問の手順又は段階について、裁判官合議体は上記で説明しているように証人尋問と同様に行う。ただし、相違点もある。証人尋問は原告、被告及び第三者が要請した、又は裁判官合議体が情報を有し、及び期日においてかかる個人の尋問を行うことを承諾した個人の尋問のことである。人証となる個人の尋問に関しては、裁判官が事件に関する情報収集を行い、また期日において事件に審理判断を下そうとする裁判官合議体がそれまでにかかる人証となる個人に対して尋問又は情報収集を行うことを知らないときに原告、被告及び第三者が裁判所に対し取り調べ、証言の聴取を行うように要請したことがない個人に対する尋問を行うことである。原告、被告及び第三者は裁判所がそれら個人の証言を人証として扱うようにするため、民事訴訟法 2012 年改正版の第 235 条の規定に従い、裁判官合議体に期日での審理時間中にかかる個人への尋問を行うよう要請する。

例 : 原告、被告又は第三者は、裁判官合議体にある個人への尋問を追加で行うように要請した。かかる人物は訴訟手続に参加したことがなく、事件の検討を担当する裁判官が当該訴訟手続を進めているときに裁判所に対して証言を行ったことがなく、いずれかの訴訟当事者が期日にてかかる者に対し尋問を行い、証言を聴取するよう裁判官合議体に要請した者である。裁判官合議体は、かかる個人の尋問を行い、当該尋問は人証としての情報・証拠の追加収集となる。

E.　専門家及び関連組織の代理人の意見聴取

ある訴訟事件に何らかの特定部門の専門家が参加する又は関連組織の代理人である職員が期日の審理に参加する場合（例えば、あるモノを調査、鑑定する専門家又はいずれかの訴訟当事者が所属する事務所の代理人が参加する場合）、訴訟当事者及び期日参加者により様々な証拠の提示、審理及び提出が行われた後、裁判官合議体は、専門家がそれまでに行った鑑定結果に対する疑問点について意見を提示するよう要請する。かかる鑑定に対する追加の説明とするためである。また、組織に所属する、又は自身の管轄の下にある従業員の権利及び利益を保護するために訴訟事件と関連する組織の代理人が審理に参加する場合、裁判官合議体は参加している組織の代理人に期日にて意見を提示するように要請する。訴訟事件が明白、明確、厳格で十分な情報・証拠を有するものとなり、裁判官合議体が公平且つ法律の定めに正しく則り、事件の事実と合致した審理判断を下せるようにするためである。

3.3.　期日における口頭弁論

期日における口頭弁論の本質は、事件で発生したこと及び事件の事実に関して期日にて原告及び被告の間で相反する意見を表明することである。とりわけ裁判官合議体はそれまでに訴訟当事者が裁判所に提出した情報・証拠及び事件の検討及び進行を担当する裁判官が収集した情報・証拠を口頭弁論のために提示し、並びに被告及び原告の間の争点又は裁判官合議体が疑念を持っている問題をまとめるのである。

口頭弁論は、裁判長により原告及び被告の間で実施されるものであり、原告・被告らの後見人がいる場合は後見人も交え行われる。まず原告側に、提示した証拠に対する意見を表明させ、原告による証拠に対する意見表明が完了した後に被告に意見を表明させる。口頭弁論が実施されている間、原告及び被告に訴訟手続の中でまだ裁判所に提示又は提出していない何らかの情報・証拠がある場合、双方は自身が有し、裁判官合議体による自身側への事件の審理判断に有益と思われる様々な資料又は証拠を裁判官合議体に提示及び提出することが可能である。

期日に第三者が参加する訴訟事件は、原告及び被告の口頭弁論が完了した後、裁判官合議体は第三者にも意見を表明させ、証拠及び自身の意見が統一していない事項について口頭弁論を行わせる。期日における口頭弁論時の審理、例として原告、被告、第三者及び全ての証人の尋問において、裁判官合議体は、自身を中立の立場におき、合理的且つ集中的に行わなければならない。同時に事件の正確性及び真実性を確認するため、双方の当事者が十分に説明及び反論の意見を

表明できる機会及び権利を与え、判決の公平性を保証する[89]。

まだ明らかとなっていない書証について、裁判官合議体は、原告及び被告にかかる証拠又は資料に対して意見を表明させるために期日での口頭弁論に持ち込む。必要がある場合及びある特定の分野に関連する情報・証拠がある場合、裁判官合議体は、専門家又は関連組織から職員を期日に招聘し、説明及び意見を表明させる。あるいは情報・証拠資料を関係部門に転送し鑑定させる。

物証については、裁判官合議体による検討審理を受ける必要があり、裁判長は期日参加者に対してかかる物証を提示する。しかし、必要な場合、鑑定を行った関連部門の記録書は口頭弁論の前又は口頭弁論の間に裁判官合議体が期日参加者に通知する。また、裁判官合議体が期日において通知を行った後、訴訟事件に参加している個人もかかる鑑定結果に対して自身の意見を提示する権利を有し、同時に専門家の全ての意見は期日に提示され、訴訟事件に参加している個人も専門家に対し質問を行うことができる。

情報・証拠の検討が完了したとき、期日における事件の審理に関連組織の代理人が参加している場合、裁判官合議体は、かかる代理人の意見を聴取する。裁判官合議体及び訴訟事件に参加している全ての個人は、関連組織のかかる代理人に尋問を行うことが可能である。同時に訴訟当事者双方はお互いに質問することが可能であり、争点又は様々な証拠を取り上げて審理し、弁論を行うことができる。ただし、口頭弁論は事件の事実を明らかにし、より厳密なものにするため、裁判官合議体の指導の下に行われる。これは情報・証拠の収集をできる限り事件の事例の中で行わせるためである。

裁判官合議体が証拠を検討し、様々な事実が明らかになったとき、裁判長は訴訟事件の参加者に追加提示を行う権利を与える。それから裁判官合議体は弁護士（いる場合）に事件に関する意見の陳述を行わせ、それ以上提示するものがない場合、裁判長は口頭弁論の終了を宣言する。

3.3.1.　口頭弁論の順番

期日における事件の審理が終了した後、裁判官合議体は、順序に従った口頭弁論を開始させ、まず原告に提示を行わせる、又は情報・証拠若しくは疑問点が残り且つ紛争の中心となる争点に対する意見を表明させることで口頭弁論を行わせる。裁判官合議体が口頭弁論に取り上げた資料及び情報・証拠が原告により裁

---

[89] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 237 条

判所へ提示及び提出された資料である場合、原告は説明及び提示した理由を示し、並びにかかる資料及び情報・証拠に関して確認しなければならない。その後、裁判官合議体は、かかる資料及び情報・証拠に対して被告がどのように認諾したか、又は拒絶したかについて被告に意見を表明させ、再度説明させる。被告が拒絶した場合、疑問点が残る事項又は自身が拒絶した矛盾点に関して証拠を提示して確認するか又は説明しなければならない。

期日に参加する第三者がいる訴訟事件については、原告及び被告が口頭弁論を終了させた後、裁判官合議体は第三者に意見を表明させる、又は証拠及び自身が意見を統一していない事項を取り上げさせ口頭弁論を行わせる。そのほか、裁判官合議体は期日にて訴訟当事者又は第三者の意見が一致していない情報・証拠のいずれかを取り上げ、さらに口頭弁論を行うことができる。そして同様に口頭弁論の順序に従い口頭弁論を開始する。

3.3.2.　口頭弁論の範囲

民事訴訟法 2012 年改正版のとりわけ第 239 条では、原告、被告及び第三者の口頭弁論及び説明の時間の制限については細かく定められていない。ただし、口頭弁論の手順又は段階について、裁判官合議体、とりわけ法廷において指揮を行う裁判長は、口頭弁論を争点に関するもののみに制限しなければならない。原告、被告及び第三者又は期日において事件審理に参加する者の意見表明が長過ぎたり、争点に関係のない意見を表明したり、又は現在口頭弁論を行っている争点又は問題と無関係の証拠を提示した場合、裁判長は、情報・証拠を明白且つ明確なものとするため、並びに期日における事件審理の時間を節約するためにも、口頭弁論を事件の要点に戻すように監督しなければならない[90]。訴訟手続の参加者は、問題又は争点の範囲内で、訴訟当事者が意見を統一していない事項に関してのみ口頭弁論を行わなければならず、争点とならない事項に脱線した説明又は意見の表明を行うことを裁判官合議体は許可しないことを表している。

例：金銭貸借契約に関する紛争において、原告が被告に 1,000 万キープの返還を訴えた。しかし、被告は原告から 500 万キープしか借りていないと主張した。争点は被告が拒絶し、認諾しなかった 500 万キープであり、裁判官合議体はかかる金額に関する争点又は証拠を取り上げ、口頭弁論を行わなければならない。

3.3.3.　訴訟当事者の最終の意見の提示

---

[90] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 239 条

裁判官合議体が期日において尋問及び口頭弁論を行い、訴訟当事者が情報・証拠を徹底的に揃え、事実が明白になった後、裁判官合議体は、原告、被告及び第三者に対し自身の請求及び答弁又は反訴について総括させる。また、ここまでで自身が裁判所に提示した証拠は全てであるか、裁判所に提出すべき資料はもう存在しないか、若しくは提示していない又は提示及び提出することができない証拠が存在するかについて最終的な意見を供述させる。これは、裁判所の審理判断の正当性及び公平性を保証するためであり、また、訴訟当事者が上級裁判所にて新しい情報・証拠を提示又は提出することを防ぐためでもある。

例 : 裁判官合議体が尋問及び口頭弁論を行い、完了させた後、裁判長が期日に参加している人民検察官に意見陳述を行わせる前に、裁判長は、まず訴訟当事者にそれまで尋問及び口頭弁論を行ってきたもの以外に、原告、被告及び第三者がまだ裁判所に提出していない情報・証拠が存在するかどうかを質問する。訴訟当事者が追加の情報・証拠を有しておらず、事件記録簿内の情報・証拠及び審理結果が、裁判官合議体が判決を下すのに十分且つ明白となったと判断した場合、裁判長は人民検察官に意見陳述させ、それから事件を密室で審議し判決書を作成するために期日の一時中断を宣言する。

3.4.　人民検察官の意見陳述

口頭弁論が終了し、訴訟当事者が最終の意見を述べた際、裁判官合議体がかかる事件には裁判官合議体が判決を下すのに十分な厳密、徹底的、包括的、明白且つ明確な情報・証拠が揃ったと判断した場合、裁判長は、訴訟手続に関して期日での事件審理、とりわけ裁判官合議体の期日実施が法律の定める規則又は手順に正確に則り進められていたかどうかについて期日に参加している人民検察官に意見陳述させる。また、裁判官合議体は次の手順で判決を下すために審理の理由を提示する。

期日で人民検察官により意見陳述がなされた後、裁判官合議体は、訴訟当事者又は期日参加者による再度の意見表明を許可しない。裁判長は密室で情報・証拠を評価し、事件に関する評決及び判決書の作成のために期日の一時中断を宣言する。同時に訴訟当事者及び期日参加者に判決の言渡しを着席して待つように促す。

3.5.　密室での評議

密室での評議では、訴訟当事者の各紛争又は請求又は反訴事項が裁判官合議体により審議され、事件記録簿内の証拠も裁判官の確信及び独立性をもって調

査、評価され、実際の情報・証拠及び法的原因に基づきかかる事件判決に関して評決される。

裁判官合議体は、いずれかの事件に対する意見の表明及び評決を多数決で行う。合議体構成員で勤続年数の最も少ない裁判官が最初に意見を述べ、投票を行い、裁判長は最後に意見を述べ、投票を行う。裁判官合議体又はいずれかの裁判官が多数決で評決された内容に異議がある場合、多数決での評決内容及び異議がある者の意見のどちらがより厳密であるか上級裁判所による調査を受けるため、自身の意見を事件記録簿に記す権利を有する。（控訴申立がある場合）それは同時に裁判官各人の能力の査定にもなるのである。密室での評議は裁判官合議体によって理由を伴った意見及び裁判官合議体を構成する裁判官各人の投票について記録するために記録書を作成する。そして同様に上級裁判所の調査を受けるため、かかる記録書に署名を行う。

密室での評議を行う権利を有する者は、期日における（裁判官席に座る裁判官合議体の）3 名の裁判官のみで構成される。裁判所書記官及び人民検察官は、裁判官合議体とともに密室での評議に加わることは許されない。

4.　判決の言渡し

裁判官合議体による密室での評議及び判決における統一した評決が行われ、判決書が作成された後、裁判官合議体は、判決の言渡しを行うため再度法廷に戻り、裁判長が期日の再開を宣言し、判決を言い渡す（判決文を朗読する）。判決が言い渡されるとき、法廷にいる者は裁判所の判決を聞くために起立しなければならない。裁判官合議体、裁判所書記官及び人民検察官は、判決の言渡しを着席したまま聞くことができる。

期日に参加しているいずれかの訴訟当事者が不健康である場合、裁判長はかかる者に判決の言渡しを着席したまま聞くことを許可する。判決の言渡しの方法は、裁判長が結論部分から始め、判決文の終わりまでを朗読する[91]。結論部分から始め、訴訟当事者の判決に対する控訴申立又は人民検察院長官による判決への異議申立の権利の告知まで朗読するという意味である。

密室での評議及び判決文の作成が完了しない又は何らかの理由によりその日のうちに判決の言渡しができないと裁判官合議体が判断した場合、裁判官合議体は判決の言渡しを別の日に延期することもある。ただし、判決の言渡しの延期

[91] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 247 条

を通知した日から 7 日以内に行わなければならない。判決の言渡しの延期において重要なのは、判決言渡しの延期は、裁判官合議体によって人民検察官の意見陳述の前に通知されなければならないことである。人民検察官の意見陳述が行われ、裁判長が密室での評議のために期日の中断を宣言した後に判決の言渡しを延期することは許されない[92]。期日が中断され、密室での評議に進んだら、裁判官合議体は判決結果について意見表明して判決文作成を行い、判決の言渡しを行うことしか許されず、判決の言渡しを延期することはできないのである。

裁判長により判決の言渡しがなされると期日における事件の審理手続は終了したこととなり、裁判長は期日の終了も宣言し、並びに法廷での事後手続を裁判所書記官に委ね、裁判官合議体は退廷する。その後、裁判所書記官は、判決結果、控訴申立の規則の説明を行う。とりわけ判決に不満を抱いている、及び控訴申立を考えている側の訴訟当事者に説明を加える。そして、原告、被告及び期日での事件審理に参加している第三者に期日記録書へ署名及び拇印を押捺させ、裁判官合議体及び人民検察官も署名を行う。裁判所書記官に関しても同様に期日記録書に署名を行い、氏名の記入及び印鑑の押捺を行う。

いずれかの側の当事者が判決に不満を抱き、判決に対して上級裁判所への控訴申立を考えている場合、裁判所書記官は控訴する側のために控訴申立の予約状を作成し、判決が下された日から 20 日以内に控訴申立を行う者が控訴申立の請求書を提出する日時を決める。なぜなら、裁判所書記官は、判決が下された日から 23 日間以内にかかる事件記録簿を控訴審裁判所へ転送しなければならないからである。裁判所書記官が訴訟当事者から控訴の請求書を受け取る前に、かかる控訴の請求書が裁判所の様式に正しく則ったものとなっているかどうかを裁判所書記官は調べるのである。内容に不備がある、又はまだ正確ではない場合、裁判所書記官は控訴申立を行う者にまずは不備を直してくるように助言する。内容が正しく且つ完全なものであれば控訴の請求書を受け取り、同時に控訴の請求者から控訴審裁判所での訴訟手続にかかる費用を徴収し、かかる控訴請求を他方の訴訟当事者に通知する。

5.　事件審理の継続不可能

事件審理の継続不可能とは、期日中又は事件の審理中に何らかの出来事、裁判官合議体が審理を継続させることができないことが発生する場合のことである。この場合、裁判官合議体は次の事例に基づき事件審理を延期するか中止するこ

---

[92] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 248 条

とができる。

5.1.　事件審理の延期

事件審理の延期は、何らかの原因又は事例（例：いずれかの訴訟当事者が召喚状を受理していない又は受理したものの、病気、遠隔地へ公的業務に行ってしまった、訴訟当事者双方が理由不明のまま期日に出頭しないなど）の発生により、事件審理を継続しないことである。訴訟当事者不参加の審理を裁判所に要請する書状がある場合、事件の審理に必要なその他の者が期日に出頭しない場合などはその限りではない。

期日での事件審理の延期は事件の審理を開始した後に延期することであり、事件の情報・証拠が不十分なために新しい証拠の追加収集をする場合（例：事件にとって重要な証人の証言聴取、訴訟事件に参加する第三者の証言聴取を行わなければならない場合）やその他の理由によって、裁判官合議体は事件の審理開始前又は審理中に訴訟当事者による提案又は裁判官合議体自身の意見に基づき延期を行うことができる。審理の延期の宣言は、審理手続が終了する前に行われなければならない。裁判長が審理終了を宣言した場合、審理手続の延期を宣言することはできない。

5.2.　事件の審理手続の中止

事件の審理手続の中止とは、審理手続の妨げとなる何かしら原因によって事件の審理手続を一時的に止めることである。中止の理由には訴訟当事者からの申立又は要請は必要とされず、裁判官合議体は次に挙げる原因がある場合、自動的に事件の審理手続を中止する。

・いずれかの訴訟当事者が死亡した又は法人としての組織が解散し、かかる紛争が相続又は承継して行える場合

・提訴又は審理の一部がなされた後にいずれかの訴訟当事者が行為能力を失った場合

・他の訴訟事件の判決が審理中の訴訟事件と関係があり、その判決を待つ必要がある場合

とにかく事件の審理手続の中止の条件は合理的でなければならず、書面による確認がなされなければならない。例：訴訟当事者が死亡した場合は村の行政当局の証明、行為能力の喪失には医療専門家陣の証明、又は裁判所によるかかる人

物が行為無能力者であることを宣告する判決がなければならない。他の訴訟事件の手続を待つ必要がある訴訟事件は、かかる訴訟事件の手続を行っている部門からの証明を受けなければならない。上述の様々な理由に関して重要なことは、当該訴訟事件の審理手続の中止が必要であるかどうか、裁判官合議体による審理を受けなければならないことである。

上述した以外に事件の審理手続がいずれかの訴訟当事者の申立に基づき中止されることもある。例：訴訟当事者が武装防衛部隊に従事しているか、又は委任され何かしら国家の業務に従事しており、長期にわたり他所での業務に就く場合、被告が病院で治療を受けなければならない又は重い病気のために裁判所に出頭できず、裁判所が専門家に検証を行わせる命令を下す場合など。

事件の審理手続の中止は、裁判官合議体自身がその理由の有無又は是非を検討する。裁判官合議体が情報・証拠が十分揃ったと判断した場合、さらなる事件の審理手続の中止をすることなく判決を下すことも可能である。ただし、裁判官合議体が事件の審理手続を中止した場合、事件の審理手続を中止するに至った原因が解消したと判断したならば、裁判官合議体は訴訟当事者の申立又は裁判所自身の十分な意見に基づき期日及び事件の審理を再開する。

訴訟当事者の死亡による事件の審理中止について、かかる紛争が承継人の所有権にかかるもの（例：死亡者に所有権があり、遺産となる土地又は資産）であれば、継続して審理を行うことができる。裁判所は、死亡した訴訟当事者の承継人が現れ、遺産相続権に基づき訴訟当事者として相続するまで事件の審理手続を中止する。遺産を相続する者が現れることで、裁判所は、死亡した訴訟当事者の相続人を代理の訴訟当事者として扱い、事件の審理を継続し、かかる代理の訴訟当事者に死亡した訴訟当事者と同様の権利及び義務を負わせる。訴訟承継となり、本原則は日本の訴訟手続制度と同じものである（訴訟承継）。

6.　期日記録

期日記録とは、期日の全てを記録する裁判所書記官の職務である。期日開始から判決の言渡しまで、事件番号の記録から始まり、訴訟事件の日付、裁判官合議体、裁判所書記官、期日に参加する人民検察官の名簿、期日を開催した日付（年／月／日）及び場所、原告側の氏名、被告側の氏名、紛争の名称並びに事件の期日における審理又は口頭弁論に参加した者の証言又は意見まで記録する。

重要な問題があり、裁判官合議体が審理又は口頭弁論時に収集し、かかる事件の審理判断の理由又は証拠となると判断した場合、裁判官合議体は、期日記録を

作成している裁判所書記官に事件審理判断の重要情報として扱うため、かかる重要事項を期日記録に詳細且つ明確に記載するように助言する。また、裁判官合議体の判決結果を期日記録書に記載させる。

裁判長が期日を終了させた後、裁判所書記官は、期日参加者に期日記録書へ署名及び拇印の押捺を行うよう助言する。ただし、期日参加者が署名及び拇印の押捺を行う前に、裁判所書記官は、とりわけ原告、被告、第三者、証人に期日記録書の内容を朗読して聞かせる。期日参加者が期日記録書への署名及び拇印の押捺を行った後、裁判所書記官も署名及び書記官の印鑑を押捺し、同時に氏名を記入する。裁判官合議体及び人民検察官も同様に期日記録書に署名を行う。

期日参加者のうち、いずれかの者が期日記録書への署名又は拇印の押捺を拒む場合、裁判所書記官はその旨を期日記録書に記録する。以上が完了した後、訴訟当事者が判決に対して控訴を申し立てる又は人民検察院長官が判決に対する異議を上級裁判所に申し立てた場合に上級裁判所による調査を受けるため、期日記録書の複製を一部事件記録簿内で保管する[93]。

第 6 章

裁判所の判決

1.　判決の定義

決定とは、裁判所の指示、命令、第一審の判決及び控訴審・破棄審の判決であ

[93] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 219 条

る、裁判所の書類のことである[94]。判決は紛争又は訴訟当事者が裁判所に審理、解決及び法律規定[95]に従った判決を求めるために申立、請求及び答弁を行ういずれかの問題、例えば、所有権、財産、遺産、契約及びその他法律に定められた問題に関する紛争の解決に関する裁判所の決定の 1 つである[96]。第一審で判決を下した人民裁判所の決定のことをラオス語で「カムタッシン（ຄຳຕັດສິນ）」という。控訴審又は破棄審で判決を下した裁判所の決定は「カムピパークサー（ຄຳພິພາກສາ）」という[97]。

2. 判決の重要性

裁判所の判決は、裁判所の訴訟手続の過程、司法手続において最も重量なものである。なぜなら裁判所の全ての判決はラオス人民民主共和国の名において下され、訴訟当事者及び裁判所にとって重要なものだからである。

・訴訟当事者に対する重要性：裁判所の判決は、訴訟手続の参加者、とりわけ原告、被告、第三者の正当な権利、利益及び自由権を保護する重要なものであり、裁判所の訴訟判決の結果を待ちわびている訴訟当事者への回答ともなる。また、社会は裁判所の判決に関心を寄せ、訴訟手続の結果を注目している。なぜなら、判決、訴訟手続は社会に公平性をもたらし、国民の権益及び自由権に関わる社会における重要な問題に判断を下す者、つまり裁判官の功績及び能力を反映するものであるからである。

・裁判所に対する重要性：裁判所の判決は裁判所自身にとっても重要なものである。なぜなら、判決を下す手順は司法手続によって定められ、裁判所の訴訟手続における手順の 1 つであり、同時に党、政府、社会組織、被雇用者、軍人、警察及び国民全員が法律を正しく実行すること、及び公平な判決を保証するからである。もう 1 点、判決の結果は社会の裁判所に対する信頼を醸成し、同時に学生、知識人又は次世代の裁判官が学んでいくことができる教訓となり、さらにはラオス人民民主共和国を一歩ずつ法理国家に建設していく党の方針を実行するためにも社会における法律意識を高めるのに寄与するものとなるからである。

3. 裁判所の判決の効力

---

94 民事訴訟法 2012 年改正版　第 3 条第 8 項

95 最高人民裁判所民事判決書マニュアル 2006 年版　1 ページ

96 最高人民裁判所民事判決書マニュアル 2006 年版　1～2 ページ

97 民事訴訟法 2012 年改正版　第 3 条第 12 項

裁判所の判決の効力とは、裁判所の確定判決のことであり、党の組織、政府機関、大衆組織、社会組織、ラオス建国戦線、企業の全て及び国民全員が尊重しなければならないものであり、関与する個人及び組織は厳格に実行しなければならない。つまり、裁判所の全ての判決は訴訟当事者、第三者、関係のある組織又は個人に対して強制力を持ち、裁判所の判決の実効が上がるように実行するため、たとえ自身が原告又は被告又は訴訟事件の第三者でなかろうとも、全ての者は裁判所の判決を認め従わなければならない。このほか、裁判所の判決は外国で生活する個人又は外国に拠点があるラオス国の組織又はラオス人民民主共和国が加盟した関連条約の各国の国民に対しても効力を有する。

裁判所が判決を下し、かかる判決に対して訴訟当事者から控訴が申し立てられるか、又は人民検察院長官により異議を申し立てられない限り、かかる判決は確定判決となり、厳格に執行されなければならない。訴訟当事者は、裁判所が既に審理判断を下した問題を再度提訴することはできない[98]。

例：実の兄弟である X 及び Y の父母が亡くなった後、2 人の間で遺産に関する紛争が発生した。訴訟手続を通して、裁判所は法律の規定に基づき遺産分割の判決を下した。したがって、裁判所が判決を下し、かかる判決が確定した場合、X 及び Y は判決を認め、厳格に当該判決を実行しなければならない。

4.　裁判所の判決の内容

裁判所の判決文は異なった内容の 4 つの部分によって構成される。判決文の構成は次のとおりである。

・紹介部分

・内容部分

・結論部分

・判決部分

4.1.　紹介部分

判決文の紹介部分は事件の経緯にとって重要な様々な情報が記載された部分である。

---

[98] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 185 条

・人民裁判所の所在地である県名、首都名又は地区名

・判決番号及び判決日

・裁判官合議体（構成員）、裁判所書記官及び人民検察院職員の氏名

・期日の日時及び場所

・審理した訴訟事件の番号、日時

・原告の氏名、年齢、職業、現住所（グループ、村、郡、県）

・被告の氏名、年齢、職業、現住所（グループ、村、郡、県）

・第三者（いる場合）の氏名、年齢、職業、現住所（グループ、村、郡、県）

・（代理人がいる場合）原告の代理人の氏名、年齢、職業、現住所（グループ、村、郡、県）

・事件の紛争の名称

　上述の定められた内容以外に、紹介部分にはさらに「裁判所に関して」という小項目が記載され、かかる小項目の主な内容は次のように構成されている。

・「ラオス人民民主共和国の名の下に」

・「人民裁判所法改正版に基づき裁判所の役割及び権限に基づき」上記 2 項目は全ての判決文に記載されなければならない。

・「原告、被告、第三者、被告又は原告の代理人に対し、裁判官合議体構成員、裁判所書記官及び人民検察官の氏名並びに審理する訴訟事件を提示し」

・「原告、被告及び訴訟手続の参加者に対し、裁判官合議体又は裁判官合議体の構成員、裁判所書記官及び人民検察官を忌避する権利を告知し」

・「原告、被告及び訴訟手続参加者に対し自己の訴えを主張する権利を告知し」

・「期日において原告、被告及び第三者の証言を聴取し」

・「検察官の意見を聴取した」

4.2.　内容部分

内容部分とは、判決の重要な一部分であり、法的関係を有する事実を認定する部分である。また相互に権利及び利益を侵害する原因、原告の請求、被告の答弁、反訴の内容及び第三者並びにその他参加者が裁判所に対して要請した内容を要約することで、問題又は争点に関する審理の裁判所への要請を表す部分である。このほか、証言又は訴訟当事者、政府、社会及びその他の組織の代表者の立会いの証言をまとめる部分でもある

4.3.　結論部分

結論部分は、下した判決の理由を説明し、裁判所が真偽を分別し、説明し、同時に原告、被告及び第三者が提示した各問題の理由を明確且つ詳細に明記し、紛争事実又は事件の事実に対して詳細に認定した内容となるため重要な部分である。訴訟当事者の要請が合理的であろうと非合理的であろうと、情報証拠に基づいた結論付け及び正しく且つ実際に起きた事実と整合すると判断できる各争点に適用する関連する法律の条項内容はどちらも訴訟当事者に権利及び義務をもたらすのである。

結論部分は判決の核心部分でもある。なぜなら裁判所の結論は事件の事実を明白に確認するものであり、訴訟当事者及び訴訟手続の参加者又は判決文を朗読する者に明確に理由を理解させるからである。また結論又は判決文中の様々な意見表明は原告、被告及びその他訴訟事件に関係する個人からの信用を得るためのものであり、彼らに理解されるものとなる。

裁判所の結論の順序は、関連する法律の条項と一致し、真実面及び法律面に基づき裁判所が判決を導き出す理由となる訴訟当事者の主張であると裁判所が判断した問題又は争点に関する裁定が先にくる。その後、裁判所が訴訟当事者の主張が合理的でない、裁判所が審決する理由とならないと判断した問題又は争点に裁定を下す。つまり、裁定は詳細且つ明白に行われなければならず、矛盾しない順序で行われる。同時に次の 2 つの点に分類される。事実の検証が先に記述され、法律条項の適用は後に記述される。そして、順番に従い裁判費用及び訴訟手続の経費の負担についての裁定がなされる。

例 : 裁判官合議体が原告の請求に合理性を認め、被告の反訴に合理性を認めない場合、裁判官合議体は原告の請求の合理性に裁定を下し、その後に被告の反訴に対して裁定を下す。例 : 原告が確認のために提出した資料は法的に信用をおける合理性を十分に有していた。なぜなら当該資料は原本であり、関連組織の確認を既に正しく受けているからである。被告が確認のために提出した資料については法的に信用できるものではない。当該資料は複写版であり、被告は確認のた

めに原本を提出できないからである。また被告の資料には消した跡や書き込み跡なども見られるためである。

4.4. 判決部分

判決部分とは、裁判所の判決文中で最重要の部分である。裁判官合議体が訴訟事件に対する絶対的な処分に関する意見を表明した部分であり、判決が確定したときには実行されなければならないからである。

判決部分は判決文の最後の部分であり、これまでの裁判所の訴訟手続の決定であり、並びに裁判所の判決結果を待つ訴訟当事者及び訴訟当事者の請求、答弁及び反訴に対する回答にもなるのである。判決部分に記載する内容又は裁判所の全ての判決文に記載される「したがって」という記載の後には、期日日に裁判官合議体の訴訟事件の審理手続を認定し、判決言渡し日にどちら側の訴訟当事者が参加し、訴訟事件の関係者には誰がいて、誰が期日に参加しなかったか、原告及び被告のどちらの出席裁判か又は欠席裁判かを記載する。並びに原告の請求又は被告の反訴が合理的であるか又は合理的でないかも示され、上述の理由を示した結論部分と一致させた上で各争点の判決結果も示される。しかし、判決が結論と一致していない場合、判決は矛盾したものになる。例えば、原告は、かかる土地が原告所有のものであることを証明する確実な証拠を有すると結論されたにもかかわらず、判決で、原告の請求には十分な合理性に欠けていると裁決され、原告の請求が棄却されたとする。これは結論部分と判決部分が一致しないことを表している。判決部分での裁判官合議体の裁決は短く、明確且つ明白であり、結論部分同様に当然理由を示す必要はないのである[99]。

このほか、判決部分には、予納金の返済に関する責任、裁判費用（国税）及び今後の裁判所の判決執行経費を実際の支出に基づきどちら側が負担するのか、敗訴側が全てを負担することについても記載される。訴訟当事者の判決に対する控訴申立の権利及び人民検察院長官による判決に対する異議申立を行う権利についても記載される。

5. 判決の種類

裁判所の民事訴訟判決は次の 2 つに分別される。請求又は反訴の棄却及び請求又は反訴の認容である。

---

[99] 民事判決書マニュアル最高人民裁判所 2006 年版　67 ページ

5.1.　請求又は反訴の棄却

裁判所が判決を下すための審理では、全ての情報・証拠及び事件記録簿内の様々な資料の検討を経て、期日における事件の審理結果も検討する。裁判官合議体が原告の請求又は被告の反訴に裁決を下すのに十分な合理性が認められないと判断する場合、原告の請求又は被告の反訴は全て棄却され、事例ごとに各裁判費用について原告又は被告に負担させることとなる。例：裁判所が原告の請求を棄却した場合、原告に裁判費用の全てを負担させる。ただし、裁判所が原告の請求に従い審理を行い、被告の反訴を棄却した場合、原告が先に裁判所に納めた予納金、訴訟手続にかかった経費を被告から原告に返還させ、被告にはその後の裁判費用及び裁判所の判決執行にかかる経費も負担させる。

5.2.　請求又は反訴の認容

裁判所が判決を下すための審理では、全ての情報・証拠及び事件記録簿内の様々な資料の検討を経て、期日における事件の審理結果も検討する。裁判官合議体が原告の請求又は被告の反訴に十分な合理性を認められると判断する場合、原告、被告及び第三者らの争点の事例及び紛争ごとに原告又は被告が負担するように判決が下される。例：被告から原告に損害賠償を行わせる又は反訴が行われた場合、原告から被告に損害賠償を行わせる。資産の借用があった場合、被告から原告に資産の返還を行わせる又は反訴が行われた場合に原告から被告に資産の返還を行わせる。借金があった場合、被告から原告に元本及び利息の返還を行わせる、若しくは反訴がある又は債務者が債務弁済の請求者である場合、原告から被告に元本及び利息の返還を行わせる。賃貸契約又はその他の合意がある場合、原告の土地及び家屋から被告を退去させる、若しくは反訴がある場合、被告の土地及び家屋から原告を退去させる。原告及び被告に婚姻関係を解消させる。被告に養育費、慰謝料を支払わせる。いずれかの訴訟当事者にある特定の義務を先に仮に履行させる。被告から原告に土地登記簿を返還する又は原告から第三者へまず返金させてから被告から原告に土地登記簿を返還させる等。

原告の請求に基づき被告が債務を認諾し当該債務の弁済に応じ、判決が確定するのに先立ち、原告を困窮から救うため若しくは原告の緊急的必要性のために被告に債務弁済の一部を仮に行わせるよう原告が裁判所に判決を下すよう求める場合、当該訴訟事件について控訴審裁判所に再審理を要請するため、いずれかの訴訟当事者が控訴を申し立てた、又は人民検察院長官が判決に対する異議を申し立てたとしても、裁判官合議体は当該判決文に仮執行について記載し、判決文の記載に基づき判決の仮執行のために判決書 1 部を裁判所判決執行官室又は

執行部に送付する[100]。裁判所が判決の仮執行に際し判決書に記載した金額については、訴訟当事者又は人民検察院長官は異議を申し立てることを許可しない。

判決を下した第一審裁判官合議体は、判決日より 20 日以内に判決を公示しなければならない[101]。裁判官合議体が 20 日以内に判決を公示できない場合、裁判官合議体は期日記録書の記載に基づき、判決を要約し、訴訟当事者へ先に送付する。訴訟当事者らの要請がある場合、当該訴訟事件の裁判長は当該判決の要約に署名を行う[102]。

6.　判決の言渡し後の手続

6.1.　判決文の編集及び公示

裁判官合議体が判決の言渡しを行った後、裁判官合議体が密室での訴訟事件の評議時に作成した判決文が未だ不完全であった場合、とりわけ言葉の記載、裁判官合議体が審決の理由とした証拠についての再検査、文法面での訂正が必要な場合、記載の技術面のみ訂正が行われるが、判決の内容・核心には少しも変更を与えず、原則に基づき裁判長が全ての編集及び訂正を行う。判決文の再度の編集及び訂正が完了した後、かかる判決文は法律が規定する時間内に公示するために裁判所書記官に送付される。

例：期日において裁判長は原告の請求には合理性がないことを判決で言渡し、当該請求の全てを退ける旨判決文に記載した。当該判決文の訂正時に、原告の請求に合理性があり、原告が勝訴側であると訂正することは決してないのである。

6.2.　訴訟当事者への判決の告知

判決文が公示され、裁判長並びに裁判所書記官が署名し、裁判官合議体の印鑑及び裁判所書記官の名印を押捺した後、裁判所書記官は判決文を 2 部作成し、1 部は裁判官合議体の冊子内で保管し、もう 1 部は事件記録簿内で保管する。訴訟当事者の立会いの下で判決が下された場合、裁判所書記官は、双方の訴訟当事者に判決文を受領しにくるよう召喚状を発行する。双方の訴訟当事者又はその他の者がかかる判決文を受領しなければならない場合、裁判所書記官はそれらの者に複写を渡し、同時に当該判決を確認させるために裏に署名が行われる。

---

[100] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 251 条

[101] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 250 条、最終条項

[102] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 253 条

いずれかの訴訟当事者が不在の欠席裁判にて裁判官合議体が判決を下した場合、裁判所書記官は判決の言渡し日に判決を聞きに出頭させるため、期日の事件審理に出頭しなかった側を召喚する。かかる者が出頭した後、裁判所書記官は期日に参加しなかった側の当事者に対して判決の承知に関する記録書を作成し、裁判官合議体に当人の立会いの下、再度事件の審決を行うことを裁判官合議体に要請するため裁判所の判決に対する不服申立及び控訴申立の権利を告知する。

裁判所書記官が訴訟当事者に判決を承知させるため、訴訟当事者に 3 回に渡って召喚状を送達したにもかかわらず、欠席裁判で判決を下された当該当事者が十分な合理的理由がなく出頭を怠り、それについて関連の村の行政当局又は組織から確認された場合、裁判所書記官は、当該事件簿を裁判所判決執行官室に送付する。あるいは控訴又は人民検察院長官により異議申立がなされた場合には、控訴審裁判所にその事件の審査を行うよう要請するために事件記録簿を送付する。

6.3.　判決がまだ確定していない場合

（出席裁判で判決が下された者又は欠席裁判で出席とみなされた者については）判決が下された日から 20 日間、（欠席裁判で判決が下された者については）判決を承知した日から 20 日間以内に第一審裁判所の判決に対して訴訟当事者は控訴申立、人民検察院長官は異議申立を行う権利を有する。訴訟当事者から控訴申立又は人民検察院長官から異議申立がなされた場合、かかる判決は法的に未確定である。

訴訟当事者の控訴申立の方法は裁判所に対し控訴の予約又は控訴申立を提起することである[103]。ただし、控訴申立の提起は、訴訟当事者は当該訴訟事件を第一審として判決を下した人民裁判所に対して行わなければならない。控訴の予約又は控訴申立の提起ができた場合、控訴の予約又は控訴申立を受理した第一審人民裁判所の裁判所書記官は、控訴費用及び控訴審人民裁判所での訴訟手続にかかる経費を徴収し、かかる徴収金及び事件記録簿を判決が下した日より 23 日以内に控訴審人民裁判所へ送付する[104]。これは、第一審として訴訟事件を審決した裁判所の書記官は、20 日間の控訴申立期間が経過した後 3 日以内に法律の定めに従い審理するため判決書及び事件記録簿を控訴審人民裁判所に送付するという意味である。

---

[103] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 263 条、第 1 項

[104] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 257 条、第 4 項

裁判所が欠席裁判で判決を下した場合、期日での審理に参加しなかった側の訴訟当事者は、当該当事者が判決を承知してから 20 日以内に裁判所の判決に対し異議を申し立てる権利及び判決を下した裁判官合議体に自己が出席するところでかかる訴訟事件の審決を行うよう期日を開く要請をする権利を有する。裁判所に欠席裁判で判決を下された者は異議又は控訴申立を行う権利を有するが、両方を行うことは許されない。つまり、異議申立をした場合、控訴申立は許可されず、控訴申立をした場合、異議申立を行う権利はないのである。同一の裁判官合議体に自己の出席するところで再度の審決を行うよう異議を申し立てる場合、異議の申立を行う者が当人の訴訟事件に判決を下した場所の裁判長に対し、裁判官合議体に自身の出席するところで再審理を行うよう異議申立の提起を行う。裁判官合議体が先に下した判決については、裁判官合議体が新しい判決を下した後に無効となる[105]。

6.4.　判決が確定した場合

第一審人民裁判所の判決が下された日から又は判決が承知された日から 20 日以内に、原告、被告及び第三者によって控訴申立がなされない、控訴申立の予約及び提起がなされない又は人民検察院長官により異議が申し立てられない場合、かかる判決は確定判決となる。裁判所書記官は判決の執行のため、関連する場所の裁判所の判決執行部又は執行官室に判決書並びに事件記録簿を送付する[106]。20 日間の控訴期間の経過後 3 日以内に判決に対して訴訟当事者が控訴申立を行わない又は人民検察院長官が異議申立を行わない場合、裁判所書記官は、事件記録簿及び確定判決の判決書を関連する裁判所の判決執行部又は執行官室へ送付し厳格に判決を執行する。

---

[105] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 256 条

[106] 民事訴訟法 2012 年改正版　第 258 条

Coffee break…4

日本とラオスの民事訴訟手続の形式に関する比較

日本とラオスの民事訴訟手続には多くの相似点及び相違点がある。ここでは民事訴訟法モデルハンドブックの検討委員会並びに日本の専門家があなたの理解を促し、基本的知識としてもらうため、日本の制度の 2 つの特徴を取り上げて説明し、日本又はその他の国の民事訴訟手続について学んでもらう。

(1)　「裁判所による措置」、「訴訟手続の手順」及び「裁判所の判決執行」の関係

性

ラオスの民事訴訟手続制度において、裁判所による措置は、裁判所の訴訟手続の一段階である。そして裁判所の判決執行は判決が確定してから実行に移される。しかし、日本の制度においては反対であり、分離された段階とされる。

日本の制度において通常、裁判所による措置は訴状提出以前から適用され、裁判所に提訴しようとしている者への選択肢のようである。したがって、適用される訴訟事件もあれば、適用されない訴訟事件もある。日本の各裁判所には裁判所による措置を専ら検討する裁判官合議体が 1 組設置されている。いずれかの訴訟当事者が裁判所に措置の発行を要請した場合、かかる裁判官合議体の裁判官が措置の発行が適当であるかの検討を担当する。措置の発行は毎回訴訟当事者からの申立がなければならない。裁判所自身が措置発行を検討することはできないのである。

訴状が裁判所へ提出された後、かかる合議体は裁判所による措置を担当する裁判官合議体ではない関連する裁判官合議体によって検討される。

判決が確定した後、訴訟当事者は自らかかる判決を判決執行官室に提出しなければならない。そして判決の執行が開始される。この段階で裁判所は訴訟当事者を補助する義務はなく、何もしない。日本の各裁判所には専ら判決執行に関して担当する裁判官合議体が 1 組設置されている。判決は 10 年間有効とされる。したがって、判決執行を要請するのかどうか、及びいつ要請するかについては訴訟当事者自身による。

2012 年 12 月、民事訴訟法モデルハンドブックの検討・編集委員会は、大阪地方裁判所（ラオスの制度における県裁判所に相当）内の裁判所による措置を担当する裁判官合議体及び判決の執行を担当する裁判官合議体を訪問し、次の資料を入手した。

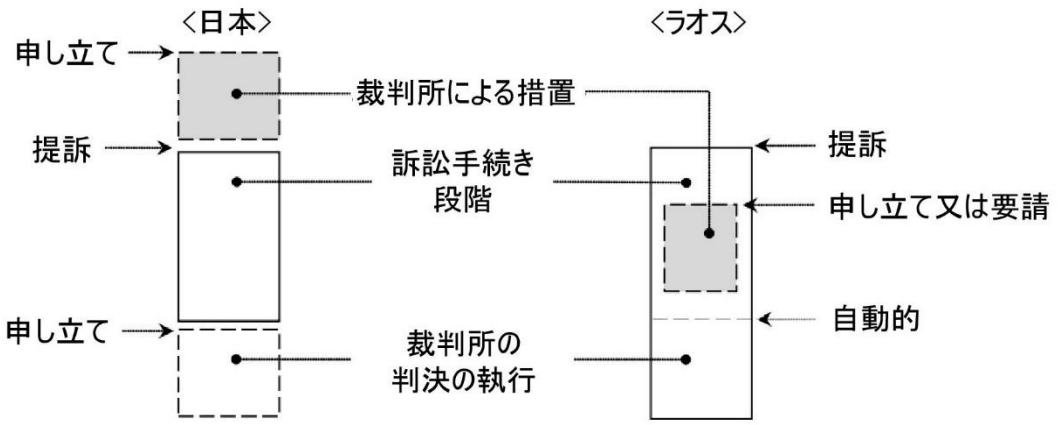

＜上記の問題を規定する法律＞

	日本	ラオス
裁判所による措置 Court measure	民事保全法 Civil provisional remedies act	民事訴訟法 Law on civil procedure
訴訟手続の段階 Procedure for judgment	民事訴訟法 Code of civil procedure	民事訴訟法 Law on civil procedure
判決の執行 Execution	民事執行法 Civil execution act	判決執行法 Law on judgment enforcement

(2)　「訴訟事件の検討」はどのように行うのか

日本の制度のもう 1 つの重要な点は「訴訟事件の検討」の方法である。ラオスの制度においては「訴訟事件の検討」が先に行われ、その後に期日が開かれる。日本の制度においては期日が開かれる前に訴訟事件の検討が行われることはない。

日本の民事訴訟手続制度において通常、期日は何度も行われ、期日各回は 1 カ

月程度の間隔を空けられる。原告により訴状が提出されたら、裁判所は関連する裁判官合議体に委ねるのである。その後、当該の関連する裁判官合議体は訴訟を担当する裁判官合議体を選任し、かかる担当の裁判官合議体は第 1 回期日の日付けを約するのである。この期間、裁判官合議体はかかる訴訟事件に関してほぼ何も知らず、合議体が知っているのは請求の内容及び添付された様々な資料のみである。期日手続を行う期間、いずれかの訴訟当事者は他方の訴訟当事者に紛争の要点を説明するよう要請するか、又は追加証拠の提出を要請する。また裁判官合議体が訴訟当事者に説明を行うよう又は追加証拠を提出するよう要請することもある。期日が何度も開かれた（何カ月も経過した）後、訴訟事件又は紛争が明らかとなる。そして裁判官合議体及び訴訟当事者はともに人証の認定を行う（例：証人、専門家、訴訟当事者自身及びその他）。同時に全ての人証に集中して尋問を行うために最終の期日を開く日を決める。その後、通常は裁判官合議体が判決言渡しの日時を決める。期日が完了すると、裁判官合議体は判決文を作成し、決められた日時に判決の言渡しが行われる。

第 1 回期日、人証への尋問を行う期日及び判決の言渡しについては法廷にて公開で行われなければならない。その他の回の期日については関連する裁判官合議体の小会議室にて行うことができる。要するに裁判官合議体及び訴訟当事者のみの参加で事が足りるということである。

ラオスの制度における「訴訟事件の検討」は日本の制度における期日と似通っていると総括できる。